

一般廃棄物処理基本計画
(ごみ処理基本計画)
(素案)

令和3年3月

都城・北諸ブロック

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景	1
2 計画策定の目的	2
3 計画目標年次	3
4 計画策定の方針と手順	3
第2章 地域概況と基礎資料.....	5
1 地域の位置と概要	5
2 気候	7
3 交通	8
4 人口の動向	10
5 産業	12
6 土地利用	13
7 総合計画等	14
8 関係法令の状況	23
9 ごみ処理技術の動向	24
第3章 ごみ処理の現況把握.....	26
1 ごみ処理体制	26
2 ごみの種類別発生量の現況	39
3 ごみの性状	51
4 ごみ処理・処分・再資源化の実績	53
5 ごみ処理行政等の動向	58
6 ごみ処理の課題の抽出・整理	64
第4章 ごみ処理基本計画の策定.....	69
1 計画策定に関する基本的事項	69
2 ごみ排出量及び処理量の見通し	71
3 ごみの排出抑制のための方策に関する事項	76
4 計画ごみ排出量及び計画処理量	83
5 ごみ発生・排出抑制の方策	93
6 ごみの適正処理に関する基本的事項	97
7 その他の施策	102

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

近年、我が国における社会経済活動は拡大し、国民生活が物質的に豊かになる一方で、公衆衛生の悪化、環境汚染、公害問題等が指摘されてきた。廃棄物に関しては、ごみの排出抑制や適正処理並びに生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とし、昭和45年12月25日に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（法律第137号）」（以下「廃棄物処理法」という。）が制定され、その後、現状の様々な問題に関して度重なる法改正とリサイクルの推進に係る諸法令の制定がなされ、その対応が図られている。

これら法制度の適切な実施と相まって大量生産、大量消費、大量廃棄型の従来の社会の在り方やライフスタイルの見直しとともに、廃棄物を循環資源と位置付け、物質循環を確保することにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減しようとする、いわゆる循環型社会の構築を図ることが必要とされ、平成12年6月2日に「循環型社会形成推進基本法（法律第110号）」が制定されている。

我が国の廃棄物処理に関する現状は、ごみ排出量の高水準での推移、最終処分場の残余容量の逼迫、廃棄物の焼却施設からのダイオキシン類の発生、不法投棄の増加等、様々な問題が指摘される場所である。

廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策においては、4R運動（R e f u s e [ごみとなる物を断わる]・R e d u c e [排出抑制]・R e u s e [再使用]・R e c y c l e [再生利用]）として知られるように、廃棄物の排出抑制、次に廃棄物となったものは不適正処理の防止と環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、適正な循環的な利用ができないものについては、適正な処分を確保することが基本とされている。

このような廃棄物処理に関する背景から、都城市と三股町の1市1町（以下「本地域」という。）において、社会経済の変化や情勢を考慮し、平成15年2月に一般廃棄物（ごみ）処理基本計画が策定され、平成19年3月にその見直しが実施されたところである。

今回、本地域のごみ処理行政を取り巻く環境の変化を勘案しつつ、現況に即した計画の策定を目的として、新たに一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を策定するものである。

2 計画策定の目的

「廃棄物処理法」第6条第1項の規定により、本地域における一般廃棄物の処理に関する計画を定めるものであり、本計画は長期計画となる一般廃棄物処理基本計画のうち、「ごみ処理基本計画」に位置付けられる計画である。

図1に本計画の位置づけを示す。本計画は、長期的・総合的視点に立って、本地域における計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針となるものであり、ごみの排出抑制及び排出から最終処分に至るまでのごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものである。

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（法律第137号）

（第6条第1項）市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（省令第35号）

（第1条の3）法第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画には、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画及び基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画により、同条第2項各号に掲げる事項を定めるものとする。

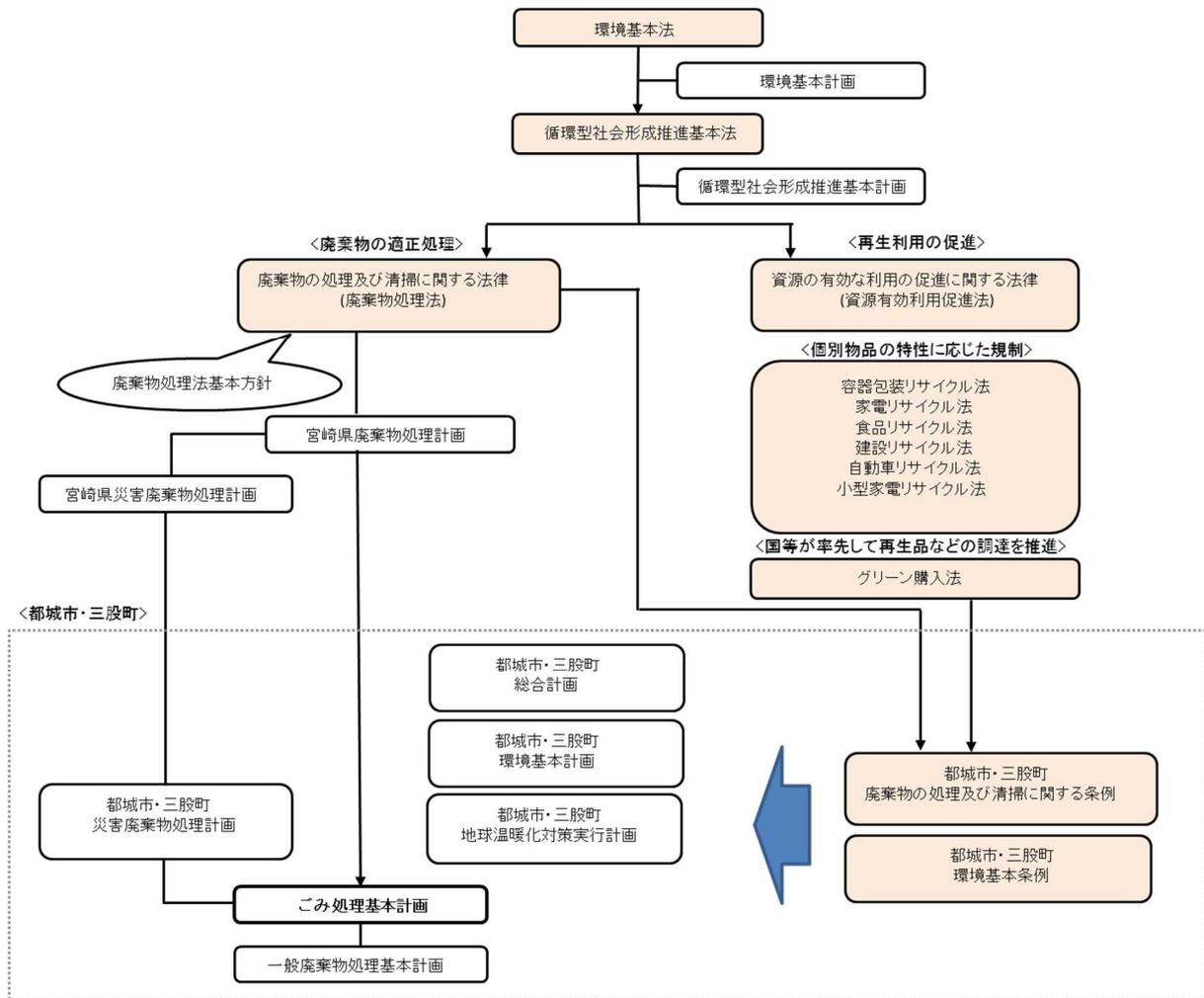


図1 ごみ処理基本計画の位置づけ

3 計画目標年次

本計画の計画目標年次は、2021年度（令和3年度）から2035年度（令和17年度）までの15年間とする。

なお、計画策定の前提となる諸条件に大きな変動が生じた場合には見直しを行うものである。

○「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部改正について（平成4年8月13日 衛環第233号）

厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知

（抜粋）基本計画は、目標年次をおおむね10年～15年先に置いて、概ね5年ごとに改訂するとともに、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適当であること。

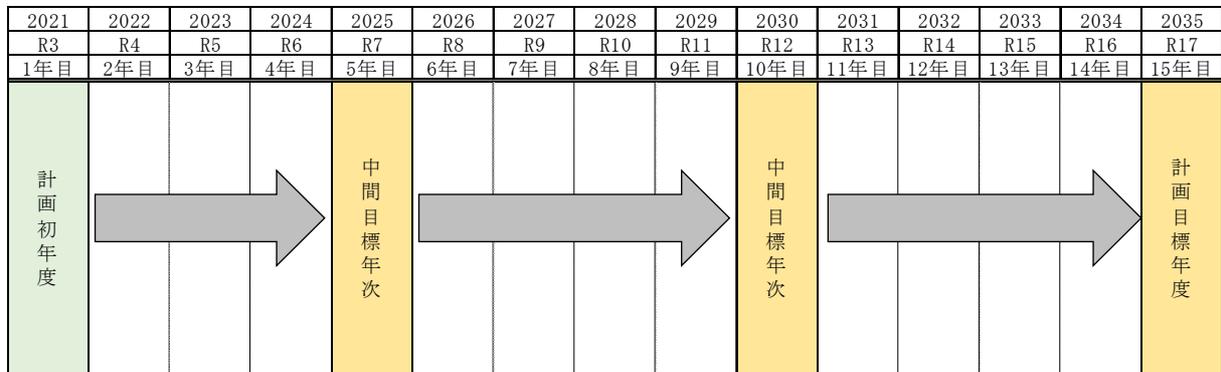


図2 本計画の計画期間

4 計画策定の方針と手順

本計画は、都城市及び三股町の基本構想（長期総合計画）に掲げられる廃棄物の処理に係る基本理念を基に長期的・総合的視点に立って、本地域における計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針を定めるものである。また、廃棄物の4R運動を通じて、本地域における循環型社会の構築と快適な生活環境の保全、廃棄物の適正な処理を図るため、今後15年間の長期計画としての基礎施策の方向づけを行うものとする。

なお、本計画の策定に関する基本的な事項については、「ごみ処理基本計画策定指針」に準じ、概ね次の手順にて計画の策定にあたる。

- 手順① 基礎資料（地域の情勢、ごみ処理の現状）の整理、把握
- 手順② ごみの排出量及び処理量の見込みの推測
- 手順③ ごみ処理に関する課題の抽出
- 手順④ 計画目標の設定と基本方針の検討
- 手順⑤ ごみの排出抑制のための方策に関する検討
- 手順⑥ 収集・運搬、中間処理（施設整備を含む）、最終処分に関する検討

また、本計画の策定においては、国や県における法令・条例及び関連する各種の上位計画に即したものとするとともに、ごみ処理において関連する市町村の広域的な計画に配慮して、計画の策定にあたるものとする。

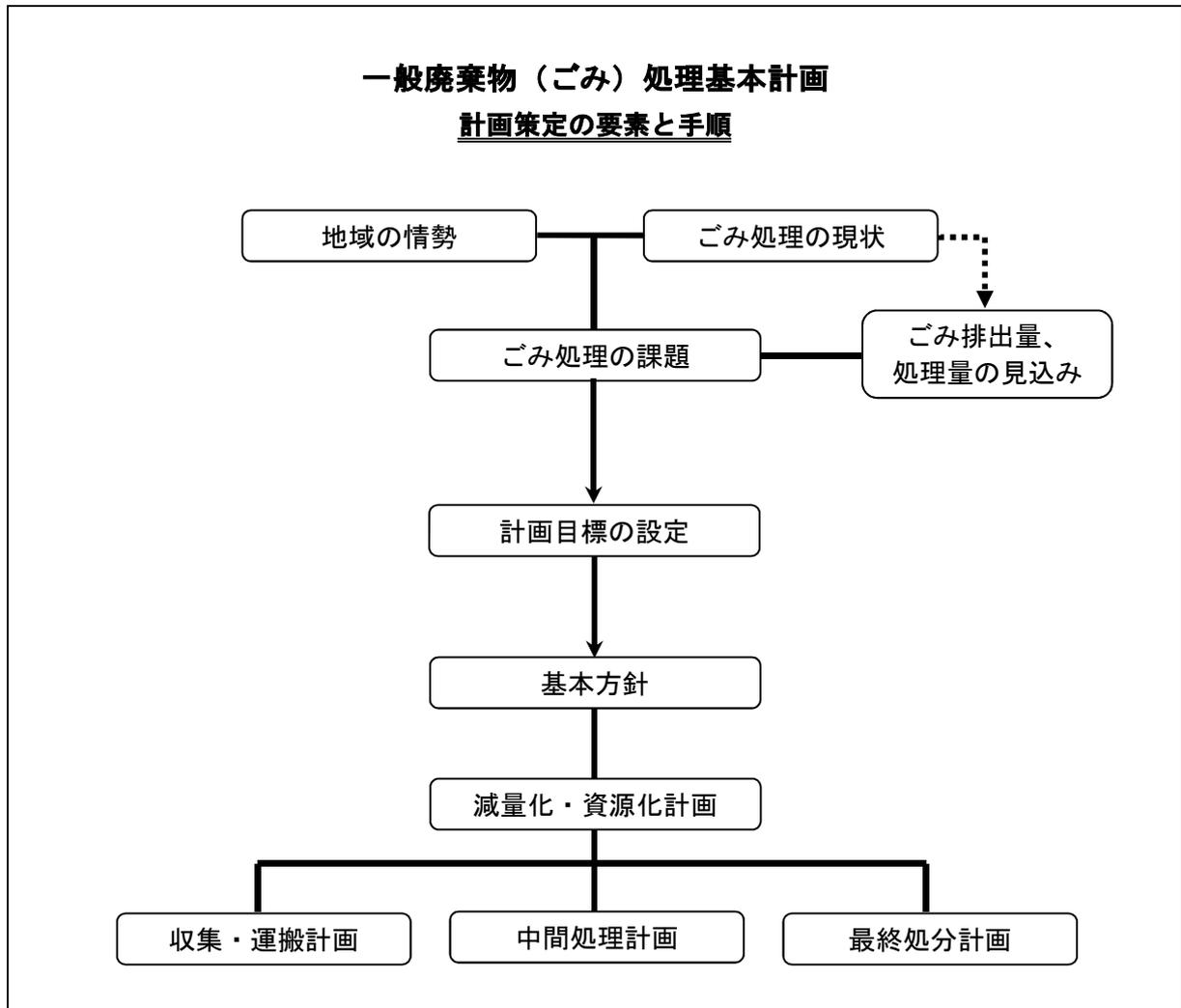


図 3 計画策定の手順

第2章 地域概況と基礎資料

1 地域の位置と概要

本地域は宮崎県の南西部に位置し、北西に霧島連山、東に鰐塚山系等、三方を山に囲まれて広大な盆地を形成している。盆地内には県下最大の河川である大淀川が貫流し、その流域には南九州でも有数の農業地帯が広がっている。

現在、都城市の人口は165,029人(国勢調査・平成27年10月1日)、面積653.36km²、三股町の人口は25,404人(国勢調査・平成27年10月1日)、面積は110.02 km²となっている。



図4 本地域の位置図

1) 都城市の概要

都城市は平成 18 年 1 月 1 日、旧都城市、山之口町、高城町、山田町、高崎町の 1 市 4 町が合併し、現在、人口は 165,029 人(国勢調査・平成 27 年 10 月 1 日)となっており、南九州では鹿児島市、宮崎市に次いで 3 番目であり、面積についても、653.36km²で、延岡市に次ぎ県内第 2 位となっている。

都城市は、交通の要所として、また三股町、鹿児島県曾於市・志布志市の一部を含む 25 万人の経済圏の中心都市として、さらには南九州における産業・経済・教育・文化の中心的役割を担う「南九州の広域交流拠点都市」としてのまちづくりが期待されている。

合併した 1 市 4 町はこれまでも、人がいきいきと暮らし、活力ある産業に支えられた、豊かな自然を愛するまちづくりを目指してきた。都城市は、住民一人一人がいきいきと暮らし、このまちに生まれて良かったと誰もが実感できる都市となるために、地域資源を生かし、自然と調和した社会基盤の整備や心はぐくむ教育・文化のまちづくり、産業の振興に努め、まちのイメージアップを図り、南九州のリーダーとなるまちづくりを目指している。

(参考：都城市ホームページ「市の概要」より一部編集)



2) 三股町の概要

三股町にはいろいろ発掘される土器から、新石器時代より各所に人が住んでいたことがうかがわれている。また、その名の起源は「古くから川三条、股になりて流れたりという」古い文献にあって、その名「三股」をとどめているといわれている。

徳川時代は薩摩藩に属し、明治初年五戸長を一丸として、戸長役場と改称。当時の地頭三島通庸公は荒涼たる原野に土木をおこし、産業を奨励し教育の振興をはかって村造りをなし、三股の基礎が築かれた。

明治 22 年、町村制実施により三股村となり、昭和 23 年 5 月 3 日に町制を施行して名実ともに三股町として発足。以来自治の発展に努め、文化農村建設へと邁進し、更に数多くの企業誘致により町民の所得向上をはかりながら住みよい・豊かな田園工業都市をめざしている。

(参考：三股町ホームページ「三股町の紹介」より一部編集)



町の花 サツキ



町の木 イチョウ

2 気候

本地域は夏冬や昼夜の温度差が大きく、四季を通じて風力は弱いため、霧の発生や夏の雷が多く、積雪はほとんどないが、夜間の冷え込みが厳しく霜が比較的出やすいといった、盆地特有の内陸性気候となっている。図 5 に日平均気温及び月降水量の 2018 年（平成 30 年）実績値を、図 6 に 2014 年～2018 年（平成 26 年～平成 30 年）の 5 カ年平均値をそれぞれ示す。過去 5 カ年の本地域の年平均気温は 17.0℃、年間降水量は 3,130mm である。

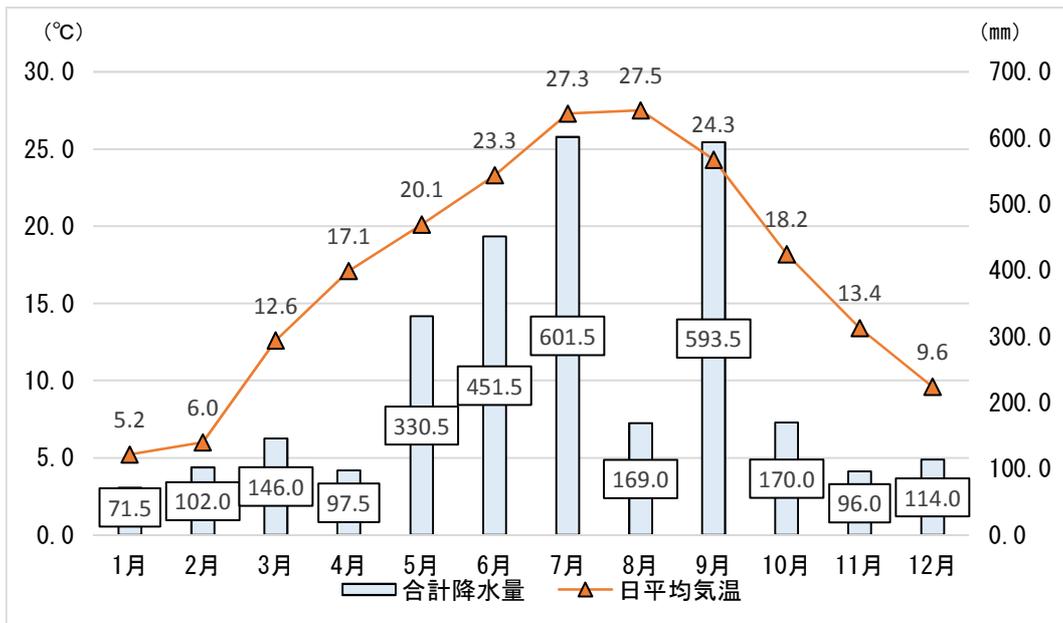


図 5 本地域（都城測候所）の日平均気温及び降水量（2018 年度）

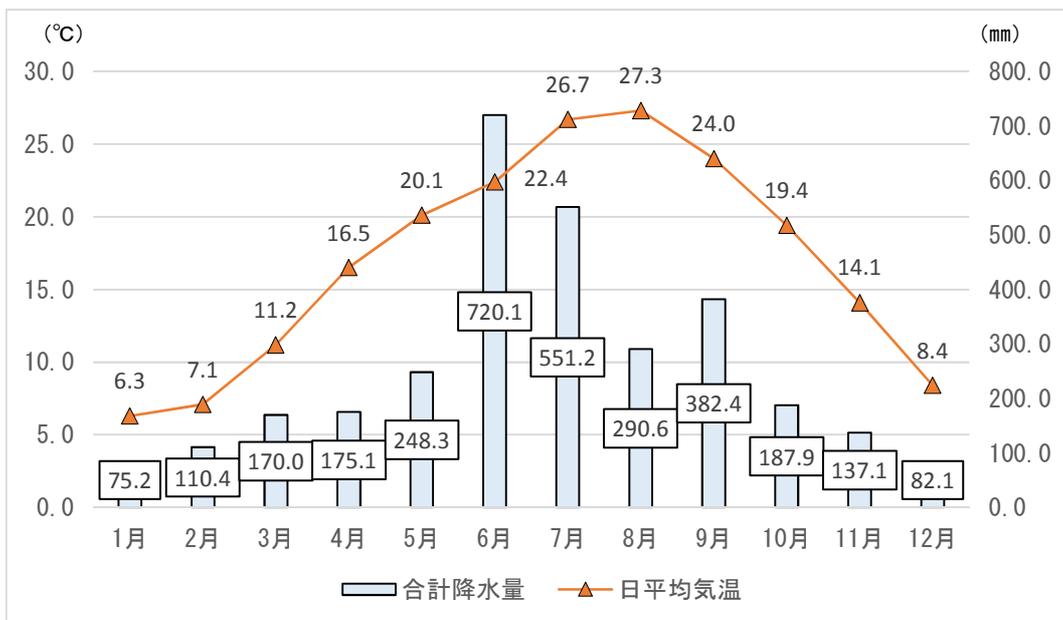


図 6 本地域（都城測候所）の日平均気温及び降水量（5 カ年平均値）

3 交通

1) 都城市

都城市は、九州縦貫自動車道や国道5本をはじめとする主要地方道が整備され、鉄道は、JR日豊本線、JR吉都線の2本の鉄道が走り、また40km圏内には国から重要港湾の指定を受けている志布志港や油津港、さらに宮崎空港と鹿児島空港が位置するなど、陸・海・空の条件が整っている。

都城志布志道路は、本市を起点に鹿児島県曾於市を經由して志布志市に至る延長約44kmの自動車専用道路であり、着実に整備が進められており、本市が南九州圏域において陸・海・空からの交通アクセスがバランスよく、「地の利」のあるまちとして、拠点性と求心力の一層の充実が期待されている。



出典：第2次都城市総合計画（基本構想）

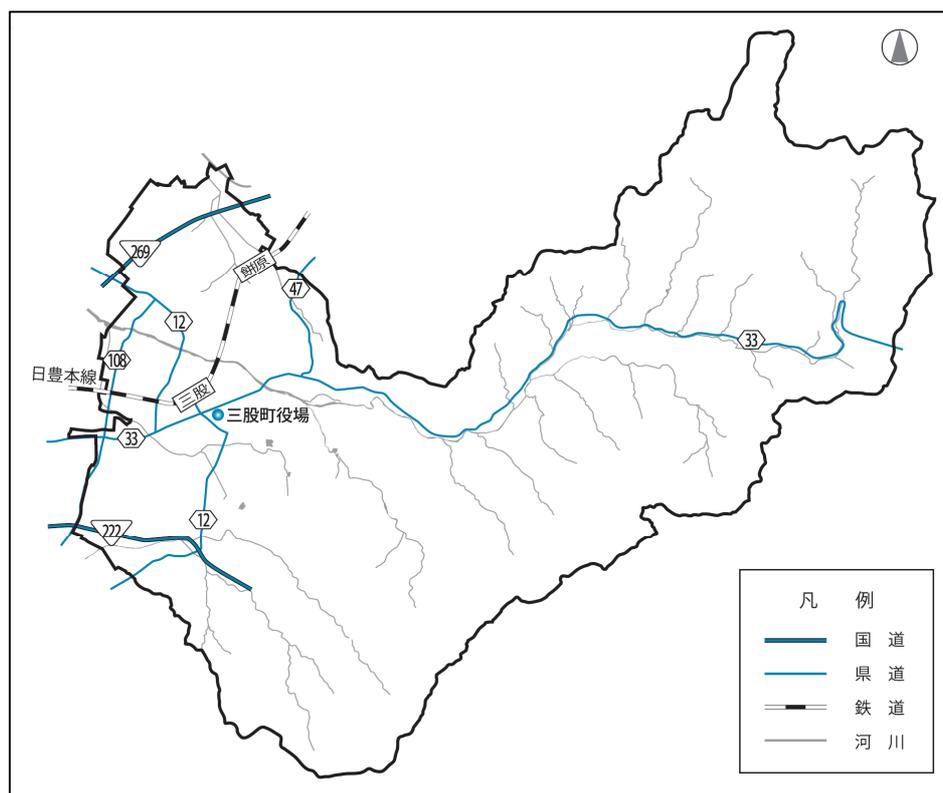
図7 都城市の交通アクセス

2) 三股町

三股町の交通網は、町内を横断する道路として、主要地方道都城北郷線があり、都城市と日南市を結んでいる。

また、町北西部を国道 269 号、南西部を国道 222 号バイパスが通っており、それらを結ぶ形で県道、町道が巡らされている。

鉄道は、町北部から西部にかけて JR 日豊本線が通っており、餅原駅、三股駅の 2 駅が存在している。



出典：第五次三股町総合計画

図 8 三股町の交通アクセス

4 人口の動向

過去 10 カ年の都城市、三股町及び本地域の人口の推移を図 10～11 にそれぞれ示す。

都城市の人口は 2010 年以降減少傾向を示しており、三股町は 2009 年から 2014 年まで増加傾向にあったが、それ以降はほぼ横ばいでしている。

本地域の人口も減少傾向にあり、2018 年の人口は 191,542 人となっている。

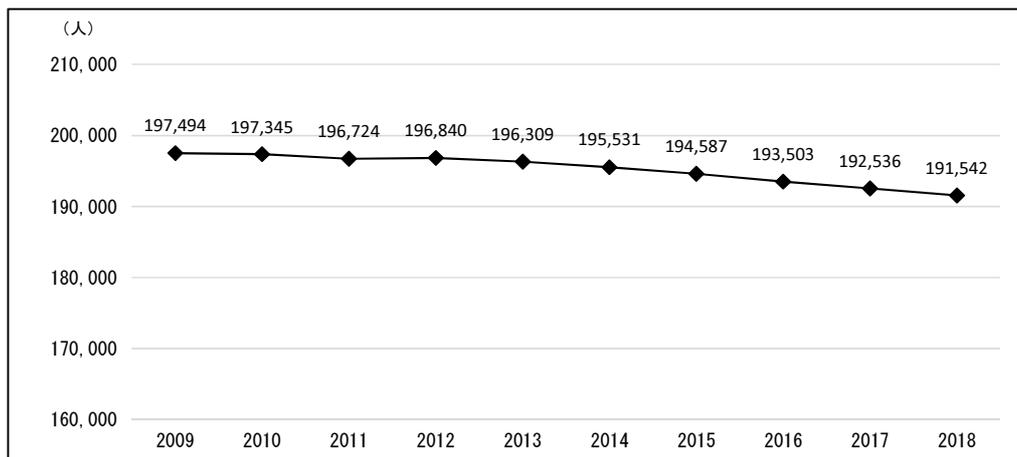


図 9 本地域の人口の推移（住民基本台帳、各年 10 月 1 日時点）

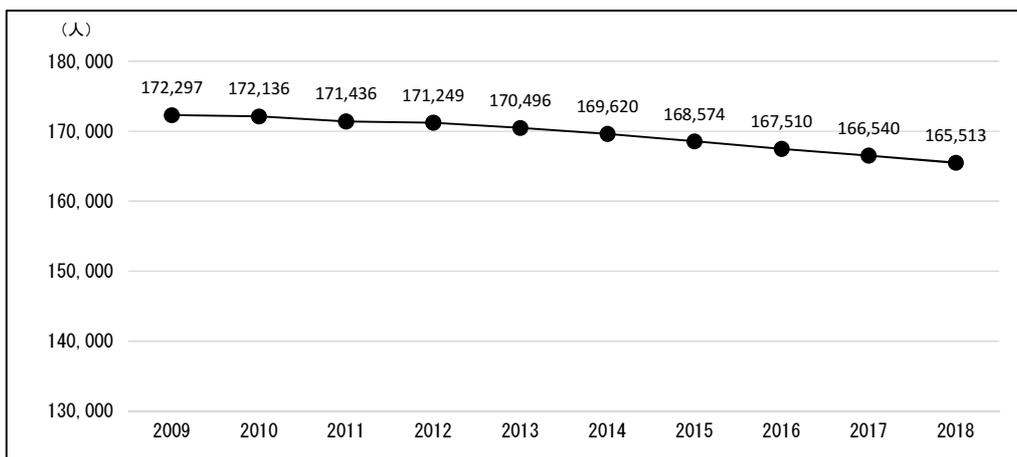


図 10 都城市の人口の推移（住民基本台帳、各年 10 月 1 日時点）

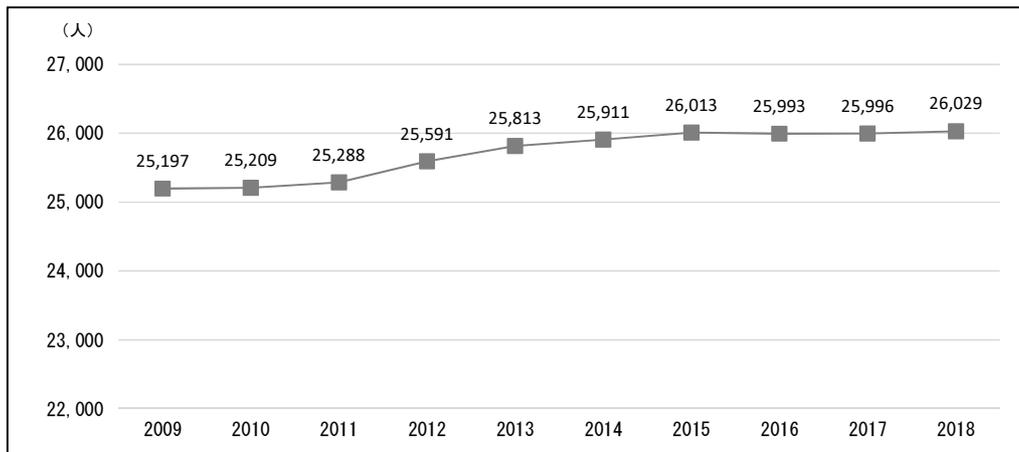


図 11 三股町の人口の推移（住民基本台帳、各年 10 月 1 日時点）

5 産業

本地域の産業の推移（従業者数）を表 1 及び図 12 に示す。

本地域の従業者数は横ばい傾向にある。大分類では、「卸売業、小売業」、「製造業」、「医療福祉」の従業者数の割合が高い傾向にあり、それぞれ 14～18%程度を占めている。また、県と比較すると第 2 次産業の割合が高くなっている。

なお、本地域では、肉用牛に代表される畜産が盛んであるほか、食料品・木材・木製品等の地場資源を活用した農業及び工業が比較的盛んな地域となっている。

表 1 本地域の従業者数の推移

経済活動の種類	都城市				三股町				宮崎県			
	2010年度 (平成22年度)		2015年 (平成27年)		2010年度 (平成22年度)		2015年 (平成27年)		2010年度 (平成22年度)		2015年 (平成27年)	
	従業者数 (人)	割合 (%)	従業者数 (人)	割合 (%)	従業者数 (人)	割合 (%)	従業者数 (人)	割合 (%)	従業者数 (人)	割合 (%)	従業者数 (人)	割合 (%)
第1次産業	8,016	10.4	7,366	9.7	1,029	8.9	839	7.1	60,300	11.8	56,021	11.0
農業、林業	8,003	10.4	7,351	9.7	1,019	8.8	832	7.0	56,778	11.1	52,941	10.4
漁業	13	0.0	15	0.0	10	0.1	7	0.1	3,522	0.7	3,080	0.6
第2次産業	19,137	24.9	18,753	24.6	3,026	26.1	3,099	26.1	110,638	21.6	107,057	21.0
鉱業、採石業、砂利採取業	29	0.0	35	0.0	4	0.0	4	0.0	158	0.0	160	0.0
建設業	6,883	9.0	6,796	8.9	1,088	9.4	1,099	9.3	45,554	8.9	43,763	8.6
製造業	12,225	15.9	11,922	15.7	1,934	16.7	1,996	16.8	64,926	12.7	63,134	12.4
第3次産業	49,575	64.7	49,858	65.7	7,529	65.1	7,927	67.0	341,523	66.6	345,159	67.8
電気・ガス・熱供給・水道業	225	0.3	264	0.3	27	0.2	33	0.3	2,224	0.4	2,407	0.5
情報通信業	456	0.6	584	0.8	81	0.7	74	0.6	5,279	1.0	6,021	1.2
運輸業、郵便業	3,460	4.5	3,401	4.5	651	5.6	627	5.3	21,864	4.3	20,501	4.0
卸売業、小売業	13,708	17.9	12,321	16.2	2,000	17.3	1,875	15.8	85,108	16.6	77,873	15.3
金融業、保険業	1,308	1.7	1,203	1.6	182	1.6	170	1.4	10,794	2.1	10,291	2.0
不動産業、物品賃貸業	718	0.9	825	1.1	101	0.9	127	1.1	6,027	1.2	6,524	1.3
学術研究、専門・技術サービス業	1,549	2.0	1,584	2.1	196	1.7	200	1.7	11,731	2.3	11,859	2.3
宿泊業、飲食サービス業	3,616	4.7	3,537	4.7	454	3.9	452	3.8	28,964	5.7	27,572	5.4
生活関連サービス業、娯楽業	3,121	4.1	2,909	3.8	424	3.7	470	4.0	20,186	3.9	18,947	3.7
教育、学習支援業	2,911	3.8	3,040	4.0	517	4.5	541	4.6	23,542	4.6	23,727	4.7
医療、福祉	10,865	14.2	12,284	16.2	1,751	15.1	2,071	17.5	70,635	13.8	81,500	16.0
複合サービス事業	819	1.1	1,021	1.3	119	1.0	173	1.5	5,797	1.1	7,037	1.4
その他サービス業	3,400	4.4	3,614	4.8	591	5.1	643	5.4	26,213	5.1	27,445	5.4
公務（他に分類されるものを除く）	3,419	4.5	3,271	4.3	435	3.8	471	4.0	23,159	4.5	23,455	4.6
分類不能の産業	2,307	-	1,055	-	143	-	62	-	18,752	-	10,973	-
合計（分類不能を含まない）	76,728	100.0	75,977	100.0	11,584	100.0	11,865	100.0	512,461	100.0	508,237	100.0

※端数処理の関係により合計が合わないことがある。

（参考：みやざき統計BOX）

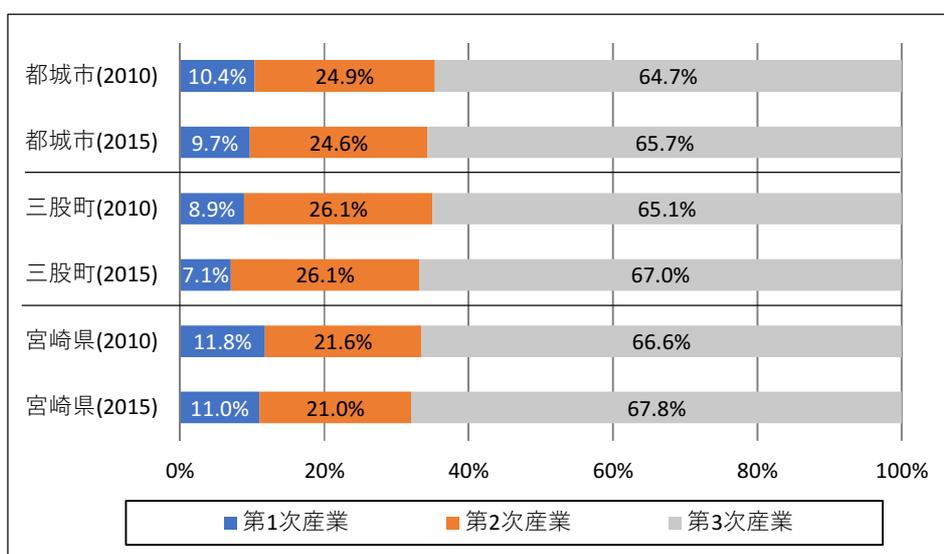


図 12 本地域の従業者数（割合）の推移

6 土地利用

本地域の土地利用状況を表 2 及び図 13 に示す。

本地域の土地利用（民有地）の中で最も構成比が大きいのは山林であり、全体の 37.3% を占めている。次いで、畑が 20.8%、田が 18.7%、宅地が 15.7% を占めている。

都城市では、田、畑、宅地が半分以上の 56.9% を占めているのに対し、三股町では山林が全体の 52.7% を占めている。

表 2 本地域の土地利用状況（民有地、2017 年 1 月 1 日時点）

		田	畑	宅地	山林	雑種地	その他	総地積
都城市	(ha)	6,447	7,374	5,407	11,907	1,073	1,564	33,772
	(%)	19.1	21.8	16.0	35.3	3.2	4.6	100.0
三股町	(ha)	709	623	630	2,417	171	33	4,583
	(%)	15.5	13.6	13.7	52.7	3.7	0.7	100.0
合計	(ha)	7,156	7,997	6,037	14,324	1,244	1,597	38,355
	(%)	18.7	20.8	15.7	37.3	3.2	4.2	100.0

※端数処理の関係により合計が合わないことがある。

(参考：みやざき統計BOX)

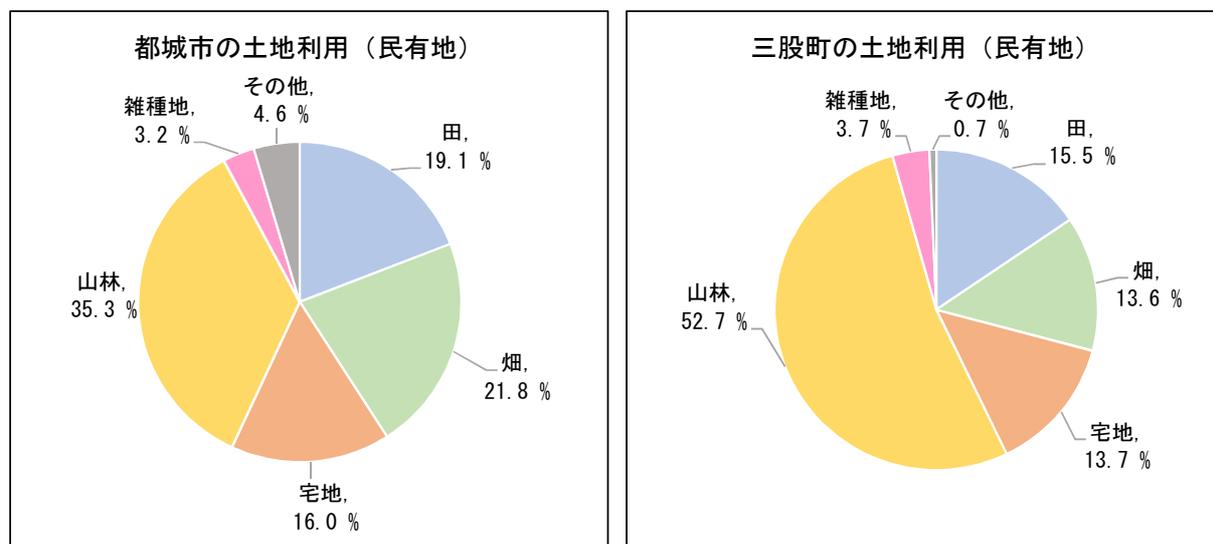


図 13 本地域の土地利用状況（民有地、2017 年 1 月 1 日時点）

7 総合計画等

1) 都城市

(1) 第2次都城市総合計画（2018(平成30)年3月発行）

●策定の趣旨（一部抜粋）

2006（平成18）年1月に新「都城市」として誕生した本市は、2008（平成20）年に「市民の願いがかなう 南九州のリーディングシティ」を都市目標像とする「第1次都城市総合計画」を策定し、行政を運営してまいりました。〈中略〉しかしながら、少子高齢・人口減少時代が本格化し、経済のグローバル化等がより一層進んだことにより、ライフステージに対応した子ども子育て支援や健康寿命の延伸、地の利を活かした土地利用方針の転換や中心市街地活性化、大規模災害を想定した取組等、新たな行政課題も山積しています。このような社会情勢の変化と新たな課題に対応していくため、本市の将来像を見据えた、総合的かつ計画的な行政運営の指針として「第2次都城市総合計画」を策定します。

●計画期間

基本構想：2018(平成30)年度～2027(令和9)年度

総合戦略：2018(平成30)年度～2021(令和3)年度

●施策体系

総合戦略：

[都城市の目指すまちの姿]

市民が主役のまち ゆたかな心が育つまち 地の利を活かしたまち
賑わいのあるまち 緑あふれるまち

[都城市の目標像]

市民の笑顔が広がる南九州のリーディングシティ

[基本方針及び施策（抜粋）]

④ まち 圏域の中心としての魅力を築く

4.14 豊かな自然環境の保全と共生のまちづくり

4.14.2 循環型社会の構築

4.14.3 低炭素社会の構築

●施策の方向性及び目標値

循環型社会の構築：

[施策の方向性]

・ごみの減量化やリサイクルを進める

→資源ごみの回収率の向上や分別の徹底を図る

4 R運動を推進し、ごみの減量化に努める

マイバッグ運動を推進し、レジ袋の削減に努める

燃やせないごみ、不燃性粗大ごみ等の破碎選別処理を適正に行う

4 R運動の啓発活動を実践する

- ・廃棄物の適正な処理に努める
 - 不法投棄防止対策を進める
 - 効果的かつ計画的な処理体制及び効率的な収集体制の整備に努める

[目標]

重点業績評価指標	基準値	目標値
ごみの排出量	78,272 t/年 (2016)	76,957 t/年 (2021)
不法投棄に関する公害苦情件数	105 件/年 (2016)	84 件/年 (2021)

低炭素社会の構築：

[施策の方向性]

- ・省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの普及に努める
 - 省エネルギー対策の普及啓発に努める
 - 再生可能エネルギーの導入に向けた普及啓発を促進する
 - 公共施設における再生可能エネルギーの率先導入に努める
 - 木質バイオマスについては、地域循環社会への影響がないように対応する
 - ごみ処理に伴って生じる熱エネルギーを積極的に活用するサーマルリサイクルを進める
- ・環境に配慮した取組みを推進する
 - 市独自の環境マネジメントシステムを運用し、その定着を図る
 - 一般家庭や事業所、工場等へ地球温暖化対策の啓発に努める

[目標]

重点業績評価指標	基準値	目標値
バイオマス・廃棄物利用エネルギー施設数 (累計)	5 件 (2016)	8 件 (2021)
都城市の温室効果ガス排出量	2,122,075 t-CO ₂ (2013)	1,863,182 t-CO ₂ (2021)

(2) 環境基本計画（2018(平成 30)年 3 月改定）

●計画の位置付け

本計画は、本市行政運営の指針として策定している第 2 次都城市総合計画の「基本構想」及び「総合戦略」に即して策定するとともに、国の第四次環境基本計画、宮崎県環境計画（改定計画）等の他の計画との整合を図りながら策定しています。また、本計画は、都城市環境基本条例第 8 条に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、本市の環境施策の基本となります。なお、本計画の基本施策である「低炭素社会づくり」をより一層推進するために、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 19 条第 2 項に規定する地方公共団体実行計画として位置付けています。

●計画期間

2011(平成 23)年度から 2022(令和 4)年度

●施策体系

[環境像]

ずっと暮らしたい都城 ～自然と調和のとれた住みよいまち～

[基本方針及び重点施策（抜粋）]

3. 低炭素社会づくり

温室効果ガス排出量の削減
エネルギー対策

4. 循環型社会づくり

4 R 及び廃棄物の適正処理の推進
環境にやさしい製品利用

重点施策 2

資源を大切にすまちなまち

重点施策 3

エネルギーを大切にすまちなまち

●重点施策の目的及び取組内容

資源を大切にすまちなまち：

[目的]

本市の一人一日当たりのごみ排出量は、全国平均及び宮崎県平均より多く、また、ごみの排出量は近年増加傾向にあります。さらに不法投棄も後を絶たず、自然環境や生活環境の悪化を招いており、ごみの排出抑制を推進するとともに、廃棄物の適正処理を推進する必要があります。このため、不用品は断る（リフューズ）、ごみを減らす（リデュース）、繰り返し使う（リユース）、資源を再利用する（リサイクル）という 4 R の普及啓発をより一層推進し、日常生活や事業活動などへの定着を図ります。

[取組]

- ・ 4 R 学習の充実
- ・ ごみ処理に関する情報の公開

エネルギーを大切にすまち都城：

[目的]

本市では、温室効果ガスの削減目標について、国や県、事業者等の各主体と連携しながら、率先的な取組を行うことにより、長期目標も国の水準に合わせた「2030年度における温室効果ガス排出量を26%削減（2013（平成25）年度比）」としました。市は、市域全体の地球温暖化対策をけん引する立場として、率先して行動するとともに、市民、事業者に対して普及啓発を図り、家庭部門及び産業・業務部門における排出削減対策の更なる推進に努めます。

[取組]

- ・省エネルギー対策の推進
- ・省エネルギー対策の普及啓発
- ・地域の特性に応じた再生可能エネルギーの利用促進

(3) 都城市災害廃棄物処理計画（2017(平成 29)年 4 月）

●計画の背景と目的（一部抜粋）

大規模な災害等により発生した災害廃棄物処理に際し、迅速かつ適正な処理及び資源化の推進を図るとともに、市民の生活環境を確保し、速やかに復旧、復興を推進していくことを目的に、平成 20 年 3 月に策定した「災害（風水害）廃棄物処理計画」を見直し、これらを踏まえて市内で発生する災害廃棄物を対象とした「都城市災害廃棄物処理計画」を策定するものです。

●計画の基本事項

[想定する災害]

災害名	震度	建物被害（全壊・焼失、半壊）棟数（最大）
南海トラフ巨大地震	5 強から 6 強	全壊・焼失約 1,300 棟、半壊約 9,000 棟
日向灘南部地震	5 強から 6 弱	全壊・焼失約 54 棟、半壊約 1,121 棟
えびの-小林地地震	5 弱から 6 強	全壊・焼失約 299 棟、半壊約 1,743 棟

[対象とする災害廃棄物]

生活ごみ、避難所ごみ、し尿、木くず、コンクリート殻等、金属くず、可燃物、不燃物、腐敗性廃棄物、廃家電、廃自動車等、有害廃棄物、その他適正処理が困難な廃棄物

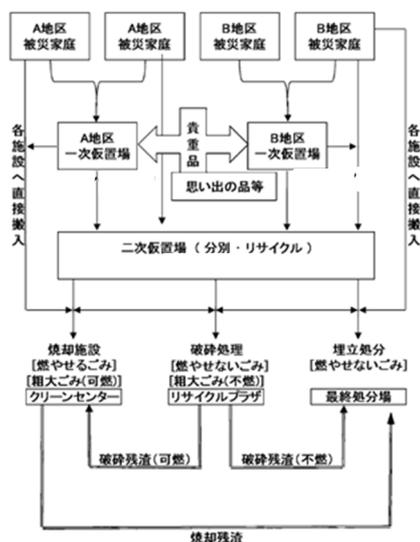
[処理に関する基本方針]

- ・ 効率的かつ適正な処理
- ・ 計画的かつ迅速な処理
- ・ 市内処理優先
- ・ 生活環境の保全と安全性の確保
- ・ リサイクル推進
- ・ コスト削減

●がれき等の発生量

災害名	発生量（トン）
南海トラフ巨大地震	100,000
日向灘南部地震	32,000
えびの-小林地地震	75,000

●がれき等の処理フロー



2) 三股町

(1) 第五次三股町総合計画 (2011(平成23)年3月発行)

●策定の趣旨

三股町は平成13年度に「活力あふれ心あたたまる住みよいまち 三股」を将来像とした第四次総合計画を策定し、将来像の実現に向けて、町民と行政が一体となって各種施策を計画的に推進してきました。しかし、近年の本町を取り巻く環境は大きく変化しており、少子高齢化や地方分権の進展、地域の安心・安全意識や環境保全意識の高まり、産業構造の変化、厳しい財政状況など、重要な課題の新たな対応が迫られています。また、町民の行政に対するニーズも多様化・高度化しており、広域的な連携・協力のものに対応すべき課題が多くなっています。こうした社会経済状況に的確に対応し、地方自治体の創意工夫による責任あるまちづくりを進めるため、新たな視点によるまちづくり計画の策定が必要となっています。このため、これからの時代を切り拓く総合的な指針・戦略として、「第五次三股町総合計画」を定め、厳しい状況に対応した行政施策のあり方を明らかにするとともに、この計画に基づく着実な行政運営を行うものとします。

●計画期間

2010(平成22)年度～2020(令和2)年度

●施策体系

[まちの将来像]

自立と協働で創る 元気なまち 三股

[まちづくりの基本理念]

自主自立のまちづくり 参画・協働のまちづくり 快適環境のまちづくり 安心・安全のまちづくり

[基本方針及び施策(抜粋)]

豊かな自然と調和し、快適に暮らせる定住のまちづくり(環境・居住・安心・安全)

③持続可能な循環型社会の形成

●施策の基本的な方向と取り組み

① ごみの減量化と適正処理

- ・ごみ減量化等に対する町民意識の高揚
- ・最終処分場の充実と適正な維持管理
- ・効率的なごみ収集体制づくり

② 地球温暖化防止対策の充実

- ・地球温暖化防止計画の策定

③ 地球にやさしい環境行動の促進

- ・チャレンジ25キャンペーン等の普及
- ・省エネルギー・省資源化の取り組み促進
- ・新エネルギーの導入促進

(2) 三股町環境基本計画（2016(平成 28)年 3 月策定)

●計画の位置付け

三股町環境基本計画は、三股町環境基本条例第 8 条に定める環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした計画で、本町の環境に関する政策の基となる最上位の環境計画です。

また本計画は、本町行政運営の指針として策定している三股町総合計画を環境面から支援・実現する計画に位置づけます。

●計画期間

2016(平成28)年度から2025(令和7)年度

●施策体系

[環境像]

豊かな自然と調和し 快適に暮らせる 定住のまちづくり

[基本目標及び環境施策（抜粋）]

3. 地球環境問題への取り組みを進める

地球温暖化対策の推進

4. 循環型社会をめざす

ごみ減量化と 4R 運動の推進
エコ製品の利用促進

●環境施策の目標及び取組内容

地球温暖化対策の推進：

[目的]

コミュニティーバスや公共交通機関の利用増進を図るとともに、省エネルギー対策を推進し、各家庭や事業所からの温室効果ガスの排出量の削減を図ります。

[取組]

- ・ ノーマイカー通勤やエコドライブの普及啓発
- ・ 公共交通機関等の利用推進
- ・ 節電アクションの推進
- ・ クールシェア・ウォームシェアの啓発
- ・ 省エネルギー対象品へ切替え推奨
- ・ 低公害・低燃費車への転換を推奨
- ・ 再生可能エネルギー導入の推進

ごみ減量化と 4R 運動の推進：

[目的]

本町の町民一人一日あたりの生活系ごみ排出量は、県平均を大きく上回っている一方、リサイクル率は、県平均を下回っているため、ごみ排出量の削減を図るとともに、4R 運動を推進し県平均に近づけます。

[取組]

① 町の取り組み

- ・ 4R の普及啓発に取り組み、ごみ減量やリサイクルの推進
- ・ ごみの分別指導、啓発を実施
- ・ オフィスペーパーリサイクルの推進
- ・ 生ごみ処理器等による堆肥化を支援
- ・ 資源の回収やフリーマーケット、バザーへの参加を推奨
- ・ 他業種間のネットワーク構築による廃棄物の再利用を推進
- ・ マイバックの推進や簡易包装の普及に努める

エコ製品の利用促進：

[目的]

環境に優しい製品やサービスの情報提供に務め、環境配慮型の商品の利用促進を図ります。

[取組]

- ・ グリーン購入の普及啓発
- ・ 環境配慮型の商品・サービスに関する情報を提供
- ・ 事業者はごみの排出抑制や再資源化に配慮した製品の製造・販売に努める

(3) 三股町災害廃棄物処理計画（2017(平成 29)年 3 月）

●計画の背景と目的

大規模な地震や水害等による災害時には、建物被害によるがれきや避難所からのごみ等の廃棄物が大量に発生するとともに、交通の途絶等に伴い一般ごみについても平常時の収集・処理を行うことが困難になることが予想されます。そこで、本町は大規模災害時に発生した災害廃棄物処理に際し、迅速かつ適正な処理およびリサイクルの推進を図るとともに、町民の生活環境を確保し、速やかに復興を推進していくことを目的に、三股町災害廃棄物処理計画を策定します。

●計画の基本事項

[想定する災害]

災害名	震度	建物被害(全壊・焼失、半壊)棟数(最大)
南海トラフ巨大地震	-	全壊・焼失 230 棟、半壊 1,350 棟

[対象とする廃棄物]

生活ごみ（避難所ごみ含む）、粗大ごみ、がれき類、適正処理が困難な廃棄物、し尿等

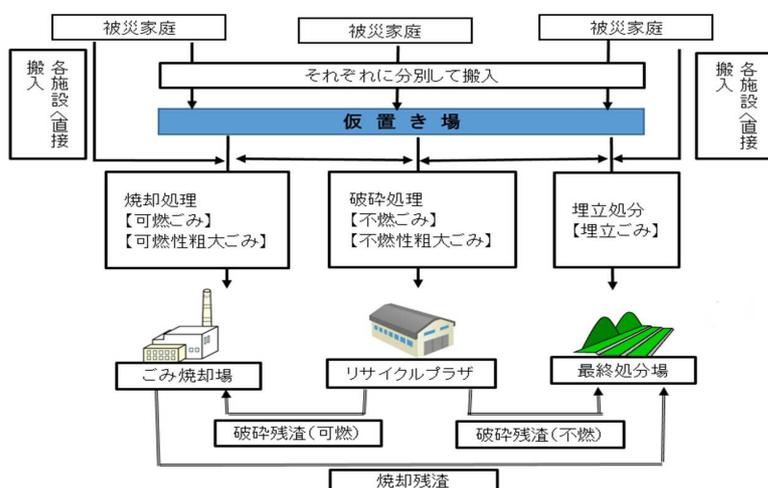
[基本方針]

- ・衛生的な処理
- ・迅速な対応
- ・計画的な処理
- ・有害物質の適切な対応
- ・リサイクル推進
- ・安全な作業の確保

●がれき等の発生量

災害名	発生量（トン）
南海トラフ巨大地震	57,960

●がれき等の処理フロー



8 関係法令の状況

廃棄物の処理に関しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づき、ごみの適正処理、処分に重点を置いた施策が行われてきたが、廃棄物処理法の改正、環境及びリサイクル関連法の施行に伴い、環境負荷の軽減、資源循環の促進に重点を置いた施策が求められている。

表3 関係法令

年月	関連法	概要
昭和45年12月	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)	①廃棄物の排出抑制、②廃棄物の適正処理(リサイクルを含む)、③廃棄物処理施設の設置規制、④廃棄物処理業者に対する規制、⑤廃棄物処理基準の設定など、廃棄物の適正処理について定めている。
平成3年4月	資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)	10業種・69品目(一般廃棄物及び産業廃棄物の約5割をカバー)を対象業種・対象製品として位置付け、事業者に対して3R(リデュース、リユース、リサイクル)の取り組みを求めており、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装については平成13年4月より、事業者に対し、識別表示が義務付けられている。
平成4年5月	産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律	産業廃棄物の処理を効率的かつ適正に行うための一群の施設の整備をその周辺地域の公共施設の整備との連携に配慮しつつ促進する措置を講ずることにより、産業廃棄物の処理施設の安定的な供給及び産業廃棄物の適正な処理の推進を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
平成5年11月	環境基本法	本法律では、基本となる理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民と、あらゆる主体の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めている。
平成7年12月	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)	一般家庭から排出されるごみの容積比で6割、重量比で2~3割を占める容器包装廃棄物のリサイクルを進めるため、消費者には分別排出、市町村には分別収集、製造事業者にはリサイクルの責任を明確化している。
平成9年6月	環境影響評価法	事業者が行う環境影響評価について国等の責務を明らかにするとともに、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について、環境影響評価の手続きその他所要の事項を定めている。
平成10年6月	特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)	平成13年4月以降、エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機を特定家庭用機器として位置付けており、製造メーカーには再商品化を、小売業者には消費者からの引取及び製造メーカーへの引き渡しを、排出者にはリサイクル料金及び運搬費の負担を義務付け、家電製品のリサイクルを推進している。
平成11年7月	ダイオキシン類対策特別措置法	ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等をするため、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準を定めるとともに、必要な規制、汚染土壌に係る措置等を定めている。
平成12年5月	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)	国等の公的部門による環境物品等の調達の推進、環境物品等の情報提供の推進及び環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定め、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の形成を図ることを目的としている。
平成12年5月	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	建築物を解体する際に廃棄物(コンクリート、アスファルト、木材)を分別し再資源化することを解体業者に義務付けている。
平成12年6月	循環型社会形成推進基本法	廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤を確立するとともに、個別の廃棄物・リサイクル関係法律の整備と相まって、循環型社会の形成に向け実効ある取り組みの推進を図るための基本的な枠組みを定めている。
平成12年6月	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)	食品廃棄物について、発生抑制と最終処分量の削減を図るため、飼料や肥料等の原材料として再生利用するなど、食品関連事業者(製造、流通、外食等)による食品循環資源の再生利用等を促進している。
平成13年6月	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB特別措置法)	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管、処分等について必要な規制等を行うとともに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理のための必要な体制を速やかに整備することにより、その確実かつ適正な処理を推進し、もって国民の健康の保護及び生活環境の保全を図ることを目的とする。
平成14年7月	使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)	循環型社会を形成するため、自動車のリサイクルについて最終所有者、関連事業者、自動車メーカー・輸入業者の役割を定めた法律で、これにより最終所有者には、リサイクル料金(フロン類、エアバッグ類、シュレッダーダストのリサイクル)を負担することが義務付けられている。
平成24年8月	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)	使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況に鑑み、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ることを目的としている。

9 ごみ処理技術の動向

一般廃棄物処理は、収集した廃棄物から有用な資源を回収した後に焼却処理し、残渣を最終処分場で埋め立てるシステムが一般的であるが、ごみ処理技術については、ごみの種類によって様々な組み合わせのシステムがある。現在のごみ処理技術の状況を図 14 及び表 4 にそれぞれ示す。

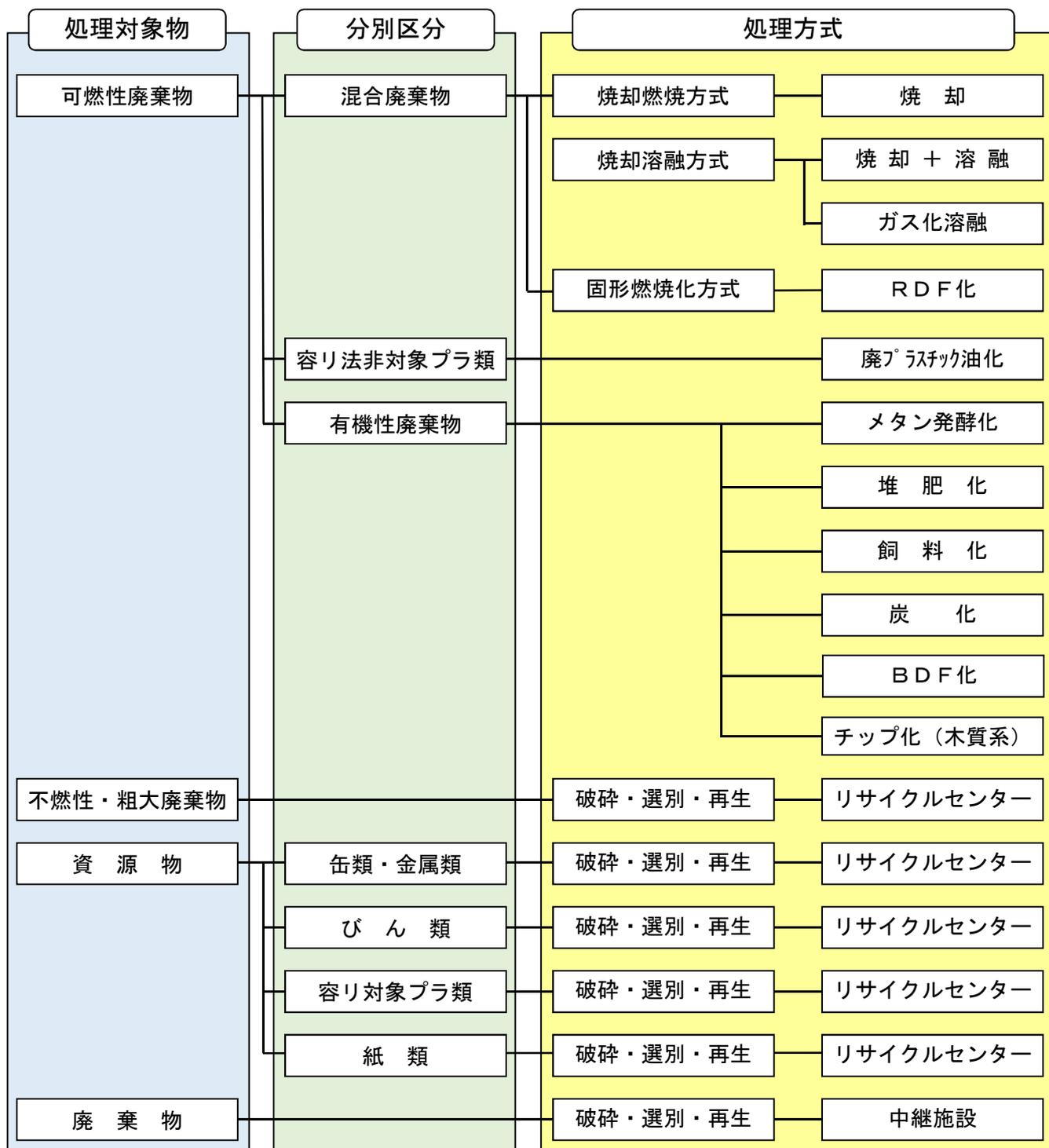


図 14 ごみ処理技術の状況

表 4 ごみ処理技術の状況

処理施設・技術	対象廃棄物	処理の技術面や販路等
焼却施設	混合廃棄物	減量化、減容化の効果が高く、技術の信頼性も高いため採用実績が多い。蒸気利用による余熱利用は、温水利用に比べて利用範囲がより広がることにより、発電施設を設けることによって施設の運動力を賄い、規模によっては余剰電力を電力会社に売電することができ、大規模施設において採用例が多く技術的信頼も高いものとなっている。
焼却＋溶融施設	混合廃棄物	上記に示した焼却施設に、灰溶融施設が付帯される。燃料や電気等の熱エネルギーを利用して加熱し、1,200℃以上の高温で焼却灰等を溶融してスラグ化するため、焼却灰等の減量効果が非常に高く、安定化も図る効果がある。
ガス化溶融施設	混合廃棄物	ごみを熱分解した後、発生ガスを燃焼させるとともに、灰、不燃物等を溶融する。溶融することで、スラグやメタル、溶融飛灰が発生する。スラグは道路用骨材やコンクリート骨材等に利用され、メタルは非鉄金属原料等で有効利用される。
RDF化施設	混合廃棄物	可燃ごみ（廃プラを含む）を燃料として利用し易い性状・形態に加工する技術であるが、品質安定化のため高度な選別が必要となる。また、RDFの需要先となる施設においては、ごみ焼却処理施設と同等の排ガス処理施設を設けることが必要となる等から設備投資がかさむ。安定した製品需要先の確保が重要な課題となっている。また、全国の稼働施設での事故（トラブル）が頻繁に発生していることが報告されている。
廃プラ油化施設	プラスチック類	資源化効果が高く減容効果もあるが、品質安定化のための高度な選別が必要となる。近年では運転管理の困難さ等の理由から、稼働実績が少なくなってきた。さらに、プラスチック類を分別することも必要となる。
メタン発酵施設	有機性廃棄物	生ごみや汚泥等の有機性廃棄物を発酵させてメタンガスを回収し、そのエネルギーを発電や燃料供給などに利用する方式である。
堆肥化施設	有機性廃棄物	有機性廃棄物を焼却処理せずに資源として有効に活用でき、焼却量の減量、リサイクルを図るとともに堆肥の利用による有機栽培や緑化の推進に寄与することが可能である。しかしながら、生成した堆肥の利用先を確保することが困難なこと、異物が混入してはならないことが課題として挙げられる。
飼料化施設	有機性廃棄物	有機性廃棄物を焼却処理せずに資源（飼料）として有効に活用でき、焼却量の減量、リサイクルを図ることが可能である。しかしながら、生成した飼料の利用先を確保することが困難なこと、異物が混入してはならないことが課題として挙げられる。また、現在では自治体での導入実績はほとんどない。
炭化施設	有機性廃棄物	有機性廃棄物を炭化処理し、炭化物を生成する技術である。生成された炭化物は、水質浄化材、脱臭剤及び調湿材等に利用可能である。しかし、小規模の実機の稼働は見られるが、大規模な実機の稼働はほとんど見られない。
BDF施設	有機性廃棄物	廃食用油（天ぷら油）などの植物油をアルカリ触媒及びメタノールと反応させてメチルエステル化等の化学処理をして製造され、軽油代替燃料となる。
チップ化施設	木質系廃棄物	有機性廃棄物のうち木質系廃棄物を破砕し、チップ化する技術である。木質系廃棄物を焼却処理しないため、資源化に寄与できる。ただし、資源化手法（技術・ルート等）の検討が必要。
リサイクルセンター	不燃・粗大及び資源物	粗大ごみ処理施設の持つ機能を含むことが可能であるほか、容器包装リサイクル法の施行に伴う容器包装廃棄物を含めた資源ごみの処理に対応可能となる。現在求められている中間処理施設は、排出抑制及び資源化向上を前提とし、単にごみ処理を行うだけの施設ではなく、住民のごみ処理に対する意識、啓発の向上が図れる施設整備が必要であるとされている。
中継施設	廃棄物	ごみ処理広域化によって収集・運搬費用が大幅に嵩む地域においては、中継施設を設け、積替え・保管を行い、収集・運搬の効率化の検討が必要。

第3章 ごみ処理の現況把握

1 ごみ処理体制

1) 処理体制及び実施主体

本地域におけるごみ処理体制及び実施主体を表 5 及び図 15 に示す（本計画におけるごみの区分の定義は表 6 に示すとおり）。

ごみの収集・運搬は、都城市及び三股町がそれぞれの行政区域内で行っており、中間処理は、都城市が実施主体となり、中間処理施設の設置及び管理・運営を行い、三股町分については委託処理を行っている。また、最終処分は、都城市及び三股町がそれぞれに最終処分場を保有し、最終処分場の設置及び管理・運営を行っている。

表 5 ごみ処理体制及び実施主体

ごみの種類		収集・運搬		中間処理		最終処分	
生活系ごみ	可燃ごみ	都城市：市・委託 三股町：委託		都城市：市・指定管理 三股町：町・委託	都城市：市・委託 三股町：町		
	不燃ごみ						
	資源ごみ						
	有害ごみ						
	危険ごみ						
	粗大ごみ	都城市：住民・市 三股町：住民					
埋立ごみ	都城市：住民 三股町：住民						
事業系ごみ		事業者又は事業者が委託した許可業者		都城市：市・指定管理 三股町：町・委託		都城市：市・委託 三股町：町	

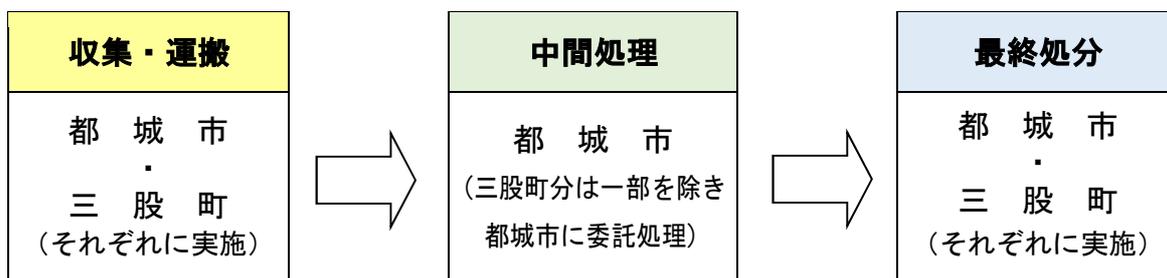


図 15 ごみ処理過程における実施主体

表 6 本計画におけるごみ区分の定義

本計画の区分		都城市	三股町
可燃ごみ		燃やせるごみ	燃えるごみ
不燃ごみ		燃やせないごみ	燃えないごみ
粗大ごみ	可燃性粗大ごみ 不燃性粗大ごみ	粗大ごみ	可燃性粗大ごみ 不燃性粗大ごみ
資源ごみ	缶類 びん類 ペットボトル 白色トレイ 紙類(新聞紙、段ボール、雑誌、紙パック、その他の紙類) 小型家電	空缶類 びん類 ペットボトル 白色トレイ 紙類(新聞紙、牛乳パック、ダンボール、雑誌類)	カン類 びん類 ペットボトル 白色トレイ 紙類(新聞紙・チラシ・雑誌・段ボール・紙パック)
有害ごみ	蛍光灯 乾電池	蛍光灯 アルカリ電池、マンガン電池	蛍光灯 乾電池
危険ごみ	使い捨てライター カセットボンベ	ガスライター カセットボンベ・スプレー缶	使い捨てライター カセットボンベ・スプレー缶

2) ごみの分別区分

本地域における分別区分とごみ出し方を表 7 に、収集運搬方法を表 8 にそれぞれ示す。

表 7 分別区分とごみの出し方

	ごみの事例	ごみの出し方		
		都城市	三股町	
可燃ごみ	生ごみ、紙くず、ビニール類、衣類、ぬいぐるみ、ゴム類（1m以内）、発砲スチロール、プラスチック製品、皮革製品、靴（安全靴は除く）レトルトパック、貝殻、ラップやトイレットペーパーの芯、保冷剤、乾燥剤、紙おむつ、シュレッダーにかけた紙、銀色にコーティングされた紙パック等	<ul style="list-style-type: none"> 指定ごみ袋に入れる 毛布や布団などについては、ひもで縛って指定ごみ袋を巻き付けるのでも可 	<ul style="list-style-type: none"> 指定ごみ袋に入れる ※毛布や布団などは可燃性粗大ごみ 	
	木くず類（長さ50cm以内、枝の直径10cm以内）	<ul style="list-style-type: none"> 指定ごみ袋に入れる ひもで縛って指定ごみ袋を巻き付けるのでも可 		
	食用油	<ul style="list-style-type: none"> 布や紙に染み込ませるか市販品で固める 廃食用油回収容器を設置してある自治公民館は、容器に出す 	<ul style="list-style-type: none"> 布や紙に染み込ませるか市販品で固める 	
不燃ごみ	アルミホイル、傘、指定ごみ袋に入る大きさの電化製品（家電4製品、パソコン除く）、電気コード（1m以下）、LED照明、使い捨てカイロ、カミソリ、化粧びん、金属製品、造花（針金使用花）、傘 等	<ul style="list-style-type: none"> 指定袋に入れる ※小型家電は別回収 	<ul style="list-style-type: none"> 指定袋に入れる ※鉄アレイやダンベルなどは不燃性粗大ごみ 	
	割れた茶碗、陶磁器類、ガラス、包丁 等	<ul style="list-style-type: none"> 紙などで包んで指定袋に入れる 		
粗大ごみ	可燃性粗大ごみ	指定袋に入らないごみ燃やせるごみ	<ul style="list-style-type: none"> 電話で確認し、直接搬入する 直接搬入が困難な場合に限り、収集可能（有料、事前予約必須） 	
	不燃性粗大ごみ	指定袋に入らないごみ燃やせないごみ	<ul style="list-style-type: none"> 電話で確認し、直接搬入する 	
資源ごみ	ペットボトル	PETボトルの識別表示マークがついている飲料容器など	<ul style="list-style-type: none"> ふたははずす 袋などから出して、所定の箱か網に入れる 	<ul style="list-style-type: none"> ふたとラベルははずし、指定袋に入れる リサイクル集積所に出す場合は袋などから出して、所定の回収容器に入れる
	白色トレイ	表裏ともに白色の食品用トレイ	<ul style="list-style-type: none"> 袋などから出して、所定の箱か網に入れる 	<ul style="list-style-type: none"> 指定袋に入れる リサイクル集積所に出す場合は袋などから出して、所定の回収容器に入れる
	ダンボール	ダンボール	<ul style="list-style-type: none"> ひもで縛る 	
	新聞紙	新聞紙（チラシを含む）	<ul style="list-style-type: none"> ひもで縛るか袋に入れる 	<ul style="list-style-type: none"> ひもで縛る
	雑誌	雑誌類（本、ノート、空き箱 等）	<ul style="list-style-type: none"> ひもで縛るか袋に入れる 	<ul style="list-style-type: none"> ひもで縛る
	紙パック	牛乳やジュース類の紙パックで内側が銀色にコーティングされていないもの	<ul style="list-style-type: none"> 洗って、開いて、乾かす 	
	びん類	茶色・無色・その他色びん	<ul style="list-style-type: none"> ふたははずし、中身を捨てて、洗う 袋などから出して、所定の箱か網に入れる 	<ul style="list-style-type: none"> ふたははずし、洗って、指定袋に入れる リサイクル集積所に出す場合は袋などから出して、所定の回収容器に入れる
	缶類	アルミ缶、缶詰（ふた含む）スチール缶	<ul style="list-style-type: none"> 中身を捨てて、洗う 袋などから出して、所定の箱か網に入れる 	<ul style="list-style-type: none"> 洗って、指定袋に入れる リサイクル集積所に出す場合は袋などから出して、所定の回収容器に入れる
	小型家電	回収ボックスの投入口25cm×10cmに入る小型家電（携帯電話端末、PHS端末、タブレット端末、携帯ラジオ、デジタルカメラ、ビデオカメラ、ポータブルDVDプレーヤー、ポータブル音楽プレーヤー、ハードディスク、USBメモリ、電子辞書、電卓、小型ゲーム機、電子機器付属部品（リモコン、ACアダプター、充電機器、コード、ケーブル類など）	<ul style="list-style-type: none"> 役所の各庁舎や小型家電回収協力店に設置してある回収ボックスに入れる 	<ul style="list-style-type: none"> ※燃やせないごみに出す
	有害ごみ	蛍光灯、使用済み乾電池（アルカリ電池、マンガン電池、充電式電池、ボタン電池）	<ul style="list-style-type: none"> 袋などから出して、所定の箱か網に入れる 	<ul style="list-style-type: none"> 袋などから出して、所定の回収容器に入れる
危険ごみ	カセットボンベ・スプレー缶など、ガスライター	<ul style="list-style-type: none"> 中身を使いきる 袋などから出して、所定の箱か網に入れる 	<ul style="list-style-type: none"> 中身を使いきる カセットボンベ・スプレー缶などについては穴を開ける 袋などから出して、所定の回収容器に入れる 	
埋立ごみ	ブロック片、がれき、焼却灰、ガラス・鏡、陶磁器類 等	<ul style="list-style-type: none"> 電話で確認し、直接搬入する 		

表 8 収集方法

市 町	ごみの種類	収集頻度	収集方法
都城市 (本庁管内)	可燃ごみ	週2回	ステーション方式
	不燃ごみ	週1回	ステーション方式
	資源ごみ	月2～3回	拠点回収方式
	有害ごみ	月2～3回	拠点回収方式
	危険ごみ	月2～3回	拠点回収方式
	粗大ごみ	随時	戸別収集(有料)
都城市 (山之口総合支 所管内)	可燃ごみ	週2回	ステーション方式
	不燃ごみ	週1回	ステーション方式
	資源ごみ	月2回	拠点回収方式
	有害ごみ	月1回	拠点回収方式
	危険ごみ	月1回	拠点回収方式
	粗大ごみ	随時	戸別収集(有料)
都城市 (高城総合支所 管内)	可燃ごみ	週2回	ステーション方式
	不燃ごみ	週1回	ステーション方式
	資源ごみ	週1回	拠点回収方式
	有害ごみ	週1回	拠点回収方式
	危険ごみ	週1回	拠点回収方式
	粗大ごみ	随時	戸別収集(有料)
都城市 (山田総合支所 管内)	可燃ごみ	週2回	ステーション方式
	不燃ごみ	週1回	ステーション方式
	資源ごみ	月2回	拠点回収方式
	有害ごみ	月2回	拠点回収方式
	危険ごみ	月2回	拠点回収方式
	粗大ごみ	随時	戸別収集(有料)
都城市 (高崎総合支所 管内)	可燃ごみ	週2回	ステーション方式
	不燃ごみ	週1回	ステーション方式
	資源ごみ	月2回	拠点回収方式
	有害ごみ	月2回	拠点回収方式
	危険ごみ	月2回	拠点回収方式
	粗大ごみ	随時	戸別収集(有料)
三 股 町	可燃ごみ	週3回	ステーション方式
	不燃ごみ	月1回	ステーション方式
	資源ごみ(紙類以外)	月2回	ステーション・拠点回収方式
	資源ごみ(紙類)	随時	拠点回収方式
	有害ごみ	随時	拠点回収方式
	危険ごみ	随時	拠点回収方式

3) ごみ処理フロー

都城市及び三股町のごみ処理フロー（2018年度）を図 16 及び図 17 にそれぞれ示す。

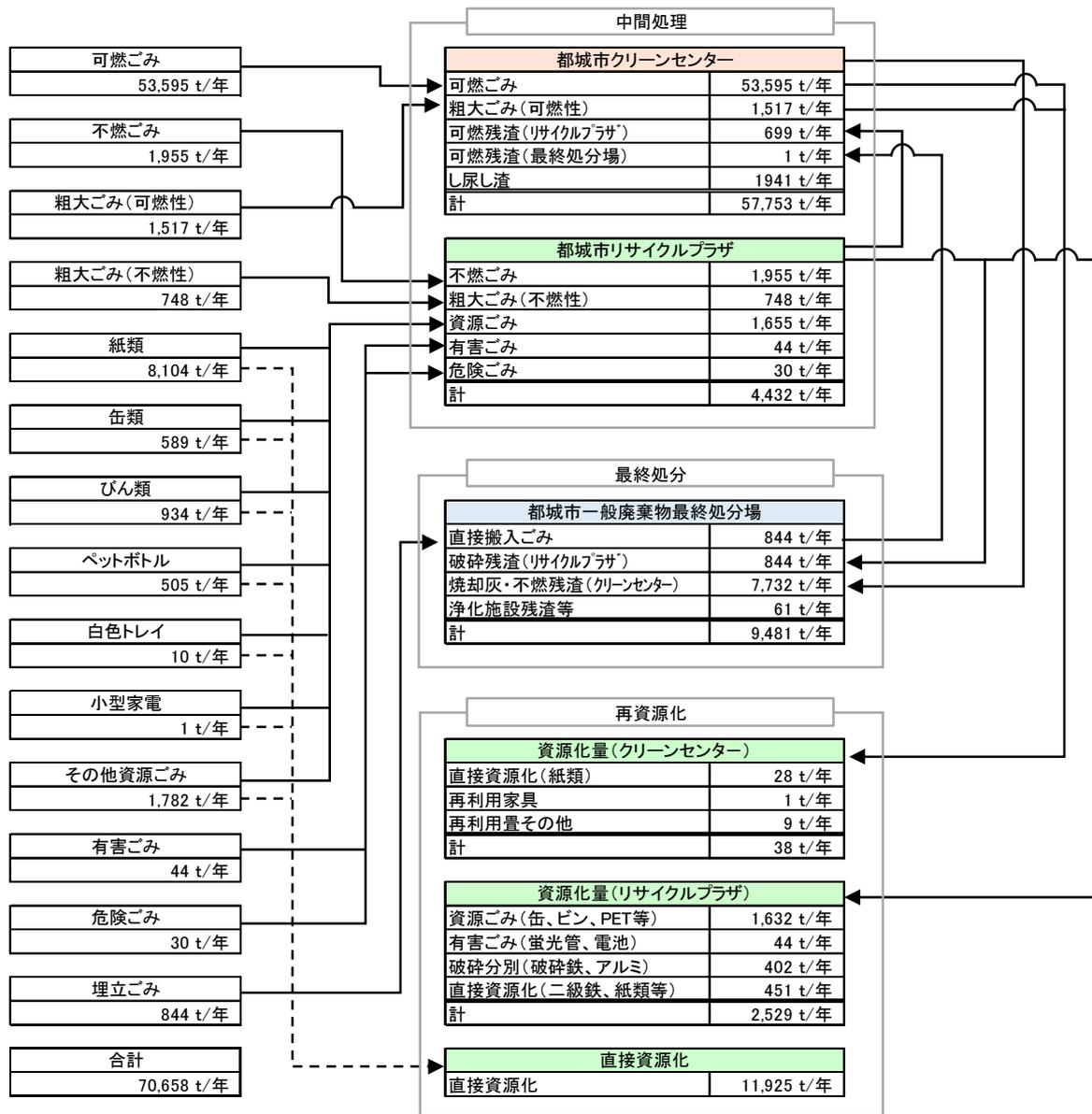


図 16 ごみ処理フロー（都城市）

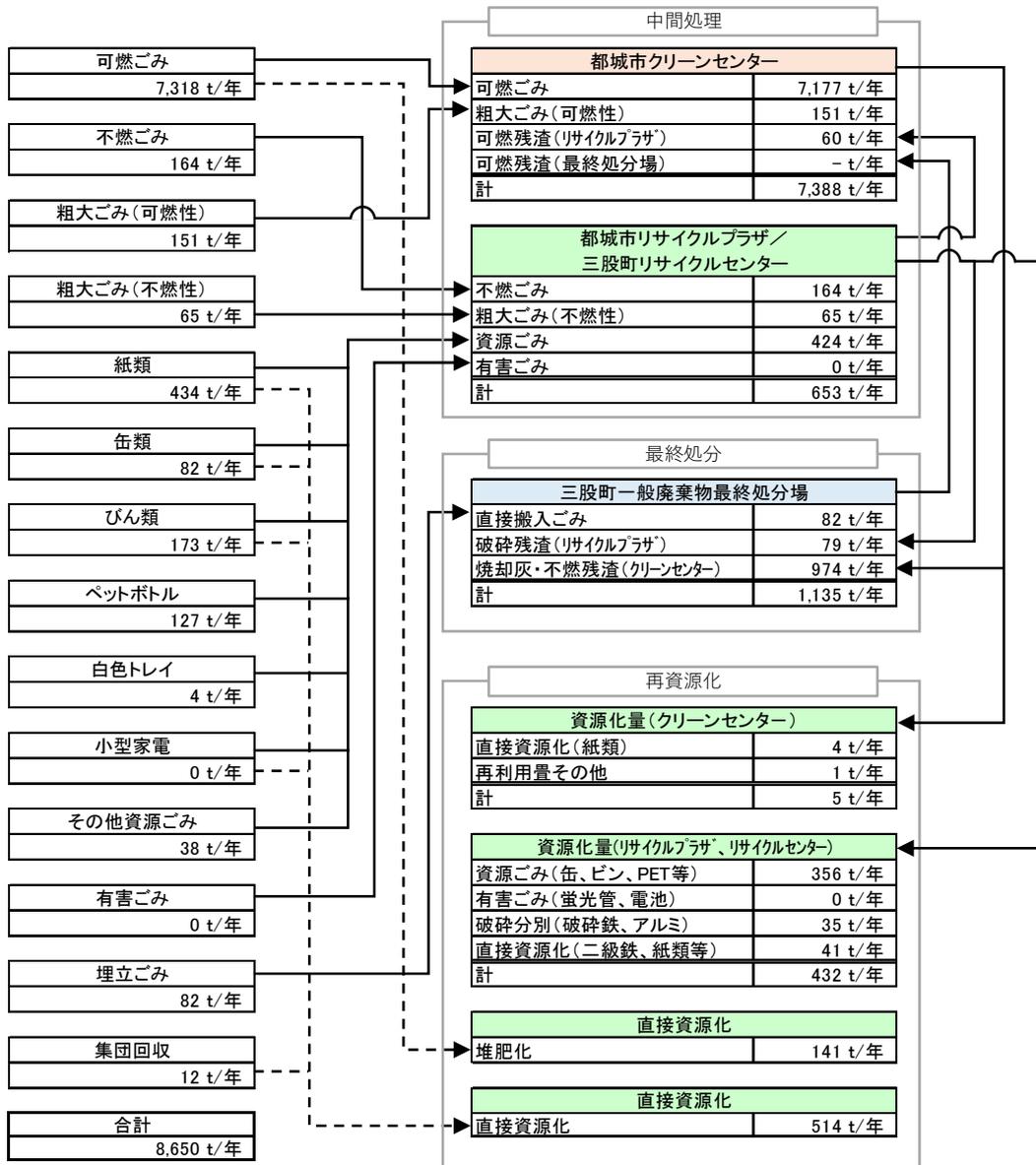


図 17 ごみ処理技術の状況 (三股町)

4) ごみ処理施設等の状況

(1) 焼却処理施設

① 都城市クリーンセンター

都城市クリーンセンターは、都城市清掃工場の老朽化を鑑み、2015年（平成27年）2月に竣工・稼動開始したごみ焼却処理施設である。都城市清掃工場に引き続き、可燃ごみ等の焼却処理を行うとともに、それに伴い発生する余熱を利用して発電を行っている。

表 9 都城市クリーンセンターの概要

都城市クリーンセンター	
所在地	宮崎県都城市山田町山田7599番地5
着工	2011（平成23）年12月
竣工	2015（平成27）年2月
処理能力	230 t/日（115 t/日×2炉）
処理方式	全連続燃焼式ストーカ炉方式
発電出力	4,990kW
処理対象	一般廃棄物の燃やせるごみ、可燃性粗大ごみ、可燃残さ
処分料金 （税抜き）	一般家庭：1回につき50kgまでごとに232円 事業所：1回につき100kgまでごとに463円 犬猫死体：1体につき463円
外観	

(2) 破碎・選別・資源化施設

① 都城市リサイクルプラザ

都城市リサイクルプラザは平成17年に稼働開始し、不燃ごみ等から鉄・アルミを選別回収し、資源ごみを精選する「リサイクル処理棟」と、児童や地域の住民がリサイクルについて楽しく学べ、リサイクル活動の拠点としてつくられた「さいせい館」を中心に構成されている。特に、さいせい館では自転車や家具等の再生品の提供や多目的工房で様々なリサイクルの体験講座等を企画している。

表 10 都城市リサイクルプラザの概要

都城市リサイクルプラザ	
所在地	宮崎県都城市下水流町4018番地11
着工	2003（平成15）年7月
竣工	2005（平成17）年3月
処理能力	76 t/日（5h） 不燃性粗大ごみ 4.18 t/日 不燃ごみ 60.15 t/日 缶類 3.93 t/日 ペットボトル 1.35 t/日 白色トレイ 0.13 t/日 びん類 6.03 t/日 有害ごみ 0.23 t/日
処理対象	一般廃棄物の燃やせないごみ、不燃性粗大ごみ、資源ごみ（茶色びん、その他色びん、無色びん、缶、ペットボトル、白色トレイ）、有害ごみ（蛍光灯、乾電池）、危険ごみ
処分料金 （税抜き）	一般家庭：300kgまでは無料 超える場合は20kgまでごとに100円 事業所：100kg以下は480円 超える場合は50kgまでごとに240円
外観	

表 11 都城市リサイクルプラザさいせい館の概要

都城市リサイクルプラザさいせい館（啓発施設）	
所在地	宮崎県都城市下水流町4018番地11
着工	2003（平成15）年7月
竣工	2005（平成17）年3月
施設の概要	<p>森の入り口：エントランス 情報の森：展示ゾーン 知識の森：情報の検索・閲覧ゾーン 探索の森：興味や感心を深めるゾーン 創作の森：多目的工房、再生品の展示販売</p>
外観	<div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%; text-align: center;">  <p>情報の森</p> </div> <div style="width: 50%; text-align: center;">  <p>知識の森</p> </div> <div style="width: 50%; text-align: center;">  <p>探索の森</p> </div> <div style="width: 50%; text-align: center;">  <p>創作の森</p> </div> </div>

② 三股町リサイクルセンター

表 12 三股町リサイクルセンターの概要

三股町リサイクルセンター	
所在地	宮崎県北諸県郡三股町大字長田 1245
着工	1997（平成9）8月
竣工	1998（平成10）年2月
処理能力	缶類選別圧縮設備 1.5t/5時間 屋内ストックヤード 34㎡×6基 屋外ストックヤード 39㎡×11基
処理対象	紙類、金属類
処分料金 （税抜き）	一般家庭：300kg以下 無料 超える場合 20kg毎に 100円 事業所 ：100kg以下 500円 超える場合 50kg毎に 250円
外観	

(3) 最終処分場

最終処分場は、都城市及び三股町がそれぞれに最終処分場を保有し、管理・運営を行っている。現在、本地域に存在する最終処分場は、都城市一般廃棄物最終処分場、都城市高崎一般廃棄物最終処分場、三股町一般廃棄物最終処分場である。

① 都城市一般廃棄物最終処分場

表 13 都城市一般廃棄物最終処分場の概要

都城市一般廃棄物最終処分場（志和池処分場）			
所在地	宮崎県都城市上水流町1784番地1		
期	第1期	第2期	第3期
着工	1996（平成8）年9月	2012（平成24）年3月	2021（令和3）年1月（予定）
竣工	1999（平成11）年3月	2013（平成25）年9月	2023（令和5）年3月（予定）
総面積	246,000㎡		
埋立面積	39,700㎡	18,000㎡	21,700㎡
埋立可能容量	375,382㎡	121,000㎡	163,000㎡
残余容量	—	34,107㎡（2017年度時点）	—
埋立期間	1999（平成11）年4月～ 2013（平成25）年9月	2013（平成25）年10月～ 2023（令和5）年（予定）	2023（令和5）年4月（予定）～ 2037（令和19）年（予定）
埋立工法	セル方式		
処理対象	ブロック片、がれき、焼却灰、ガラス、鏡、陶磁器類など		
処分料金 （税抜き）	一般家庭：300kgまでは無料 超える場合は20kgごとに100円 事業所 ：100kg以下は500円 超える場合は50kgごとに250円		
汚水処理施設	【第1期、第2期】 処理能力：250 ㎡/日 処理方式：生物処理+凝集沈殿+砂ろ過+活性炭吸着+消毒処理 浸出水調整池：24,500㎡ 【第3期】 処理能力：200 ㎡/日 処理方式：Ca除去+生物処理+凝集沈殿+砂ろ過+活性炭吸着+消毒処理 浸出水調整池：14,500㎡ 雨水調整池 ：15,800㎡ → 18,400㎡（第3期建設に併せて増設）		
外観			

② 都城市高崎一般廃棄物最終処分場

表 14 都城市高崎一般廃棄物最終処分場の概要

都城市高崎一般廃棄物最終処分場（高崎処分場）	
所在地	宮崎県都城市高崎町大牟田2079番地6
着工	2003（平成15）年7月
竣工	2005（平成17）年3月
総面積	44,236㎡
埋立面積	11,700㎡ （埋立地Ⅰ 10,200㎡、埋立地Ⅱ 1,500㎡、）
埋立可能容量	77,700㎡
残余容量	1,038㎡（2017年度時点）
埋立期間	2005（平成17）年4月～2020（令和2年）年7月
埋立工法	セル方式
処理対象	ブロック片、がれき、焼却灰、ガラス、鏡、陶磁器類など
処分料金 （税抜き）	一般家庭：300kgまでは無料 超える場合は20kgごとに100円
水処理施設	処理能力：24 m ³ /日 処理方式：生物処理+凝集沈殿+砂ろ過+活性炭吸着+消毒処理
外観	

③ 三股町一般廃棄物最終処分場

表 15 三股町一般廃棄物最終処分場の概要

三股町一般廃棄物最終処分場	
所在地	宮崎県北諸県郡三股町大字長田 1233 番地 1
着工	1995(平成7)年9月
竣工	1997(平成9)年2月
総面積	82,119 m ²
埋立面積	13,700 m ²
埋立可能容量	78,300 m ³
残余容量	30,099 m ³ (2018年度時点)
埋立期間	1997(平成9)年3月～
埋立工法	セル方式
処理対象	ブロック片 瓦礫 焼却灰 ガラス 鏡 陶磁器類など
処分料金 (税抜き)	一般家庭 : 300kg までは無料 超える場合は 20kg ごとに 100 円 事業所 : 100kg 以下は 500 円 超える場合は 50kg ごとに 250 円
外観	

2 ごみの種類別発生量の現況

1) ごみ排出状況

(1) 都城・北諸ブロック

① ごみ排出量

本地域のごみ排出状況を表 16 及び図 18 に示す。

本地域においては 2014 年度（平成 26 年度）以降、人口の減少もあり、ごみ排出量は減少傾向で推移している。2018 年度（平成 30 年度）の 1 人 1 日当りの排出量は 1,134g/人・日であり、過去 10 年間で最も低い値である。

表 16 ごみ排出量の推移（都城・北諸ブロック）

項目	単位	2014	2015	2016	2017	2018
		H26	H27	H28	H29	H30
人口	人	195,531	194,587	193,503	192,536	191,542
生活系ごみ排出量	t/年	50,323	51,192	50,370	49,714	51,021
事業系ごみ排出量	t/年	36,917	35,657	34,902	33,116	28,272
集団回収量	t/年	34	25	16	12	12
総ごみ排出量	t/年	87,274	86,874	85,288	82,842	79,305
生活系ごみ排出原単位	g/人・日	705	719	713	707	730
事業系ごみ排出原単位	t/日	101	97	96	91	77
集団回収量原単位	g/人・日	0	0	0	0	0
総ごみ排出原単位	g/人・日	1,223	1,220	1,208	1,179	1,134

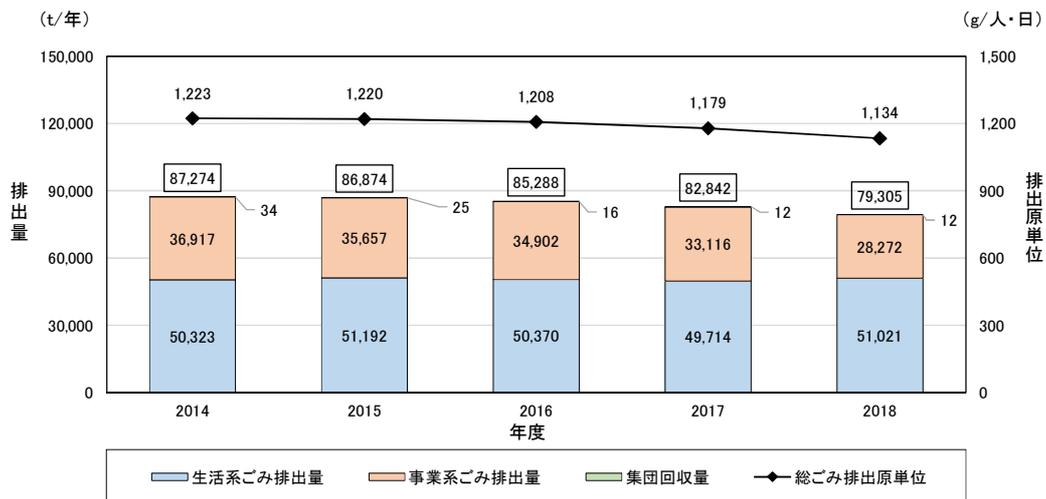


図 18 ごみ排出量の推移（都城・北諸ブロック）

② 生活系ごみ排出量

本地域における生活系ごみの排出状況を表 17 及び図 19 に示す。

生活系ごみの排出量は緩やかに増加傾向を示しており、1人1日当りの排出量は2014年度（平成26年度）時点で705g/人・日であったが、2018年度は730g/人・日となっている。なお、2015年（平成27年）3月の都城市クリーンセンター供用開始に合わせて、不燃ごみとして排出されていたプラスチック製品等を可燃ごみとする等、分別区分の変更があったため、2015年度（平成27年度）以降は可燃ごみが増加している（不燃ごみ量は減少している。）

表 17 生活系ごみ排出量の推移（都城・北諸ブロック）

項目	単位	2014	2015	2016	2017	2018
		H26	H27	H28	H29	H30
人口	人	195,531	194,587	193,503	192,536	191,542
可燃ごみ排出量	t/年	34,684	40,678	40,397	40,194	41,223
不燃ごみ排出量	t/年	7,595	1,959	1,893	1,928	1,976
粗大ごみ排出量	t/年	1,698	2,224	2,055	1,851	2,135
資源ごみ排出量	t/年	5,431	5,392	5,147	4,920	4,764
有害・危険ごみ排出量	t/年	44	44	44	65	73
埋立ごみ排出量	t/年	871	895	834	756	850
集団回収量	t/年	34	25	16	12	12
生活系ごみ排出量	t/年	50,357	51,217	50,386	49,726	51,033
（うち家庭ごみ排出量）	t/年	44,892	45,800	45,223	44,794	46,257
可燃ごみ排出原単位	g/人・日	486	571	572	572	590
不燃ごみ排出原単位	g/人・日	106	28	27	27	28
粗大ごみ排出原単位	g/人・日	24	31	29	26	31
資源ごみ排出原単位	g/人・日	76	76	73	70	68
有害・危険ごみ排出原単位	g/人・日	1	1	1	1	1
埋立ごみ排出原単位	g/人・日	12	13	12	11	12
集団回収量排出原単位	g/人・日	0	0	0	0	0
生活系ごみ排出原単位	g/人・日	705	719	713	707	730
（うち家庭ごみ排出原単位）	g/人・日	629	643	640	637	662

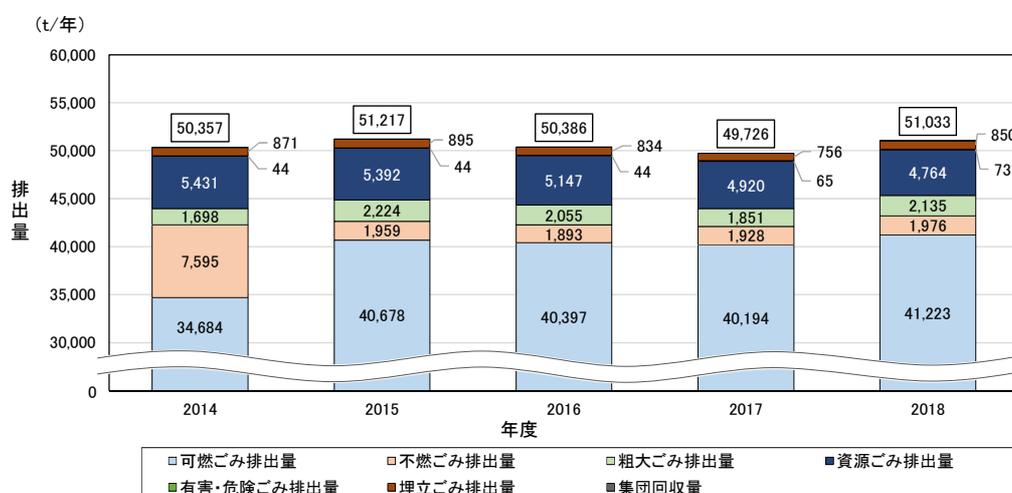


図 19 生活系ごみ排出量の推移（都城・北諸ブロック）

③ 事業系ごみ排出量

本地域における事業系ごみの排出状況を表 18 及び図 20 に示す。

事業系ごみは減少傾向を示している。これは、都城市クリーンセンター供用開始に伴う処理手数料の変更による影響と考えられる。

内訳をみると、可燃ごみの減少もみられるが、特に資源ごみの排出量が著しく減少していることがわかる。

表 18 事業系ごみ排出量の推移（都城・北諸ブロック）

項目	単位	2014	2015	2016	2017	2018
		H26	H27	H28	H29	H30
人口	人	195,531	194,587	193,503	192,536	191,542
可燃ごみ排出量	t/年	21,204	22,854	22,694	21,718	19,690
不燃ごみ排出量	t/年	2,918	326	318	305	143
粗大ごみ排出量	t/年	487	697	497	289	346
資源ごみ排出量	t/年	12,217	11,709	11,332	10,763	8,017
有害・危険ごみ排出量	t/年	0	0	0	0	0
埋立ごみ排出量	t/年	91	71	61	41	76
事業系ごみ排出量(合計)	t/年	36,917	35,657	34,902	33,116	28,272

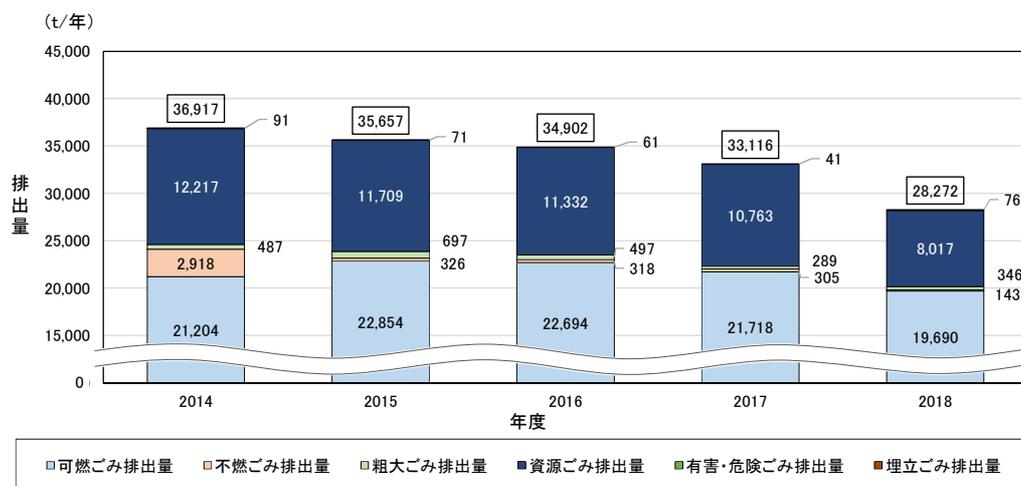


図 20 事業系ごみ排出量の推移（都城・北諸ブロック）

表 19 ごみ種類別排出量の推移（都城・北諸ブロック）

大分類	中分類	小分類	2014	2015	2016	2017	2018	
			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
生活系ごみ	可燃ごみ	-	34,684	40,678	40,397	40,194	41,223	
	不燃ごみ	-	7,595	1,959	1,893	1,928	1,976	
	粗大ごみ	可燃性	984	1,619	1,435	1,302	1,351	
		不燃性	714	605	620	549	784	
		計	1,698	2,224	2,055	1,851	2,135	
	資源ごみ	紙類	新聞	1,724	1,580	1,463	1,366	1,261
			段ボール	574	559	555	576	567
			雑誌	1,067	1,053	959	890	862
			牛乳パック	45	43	43	43	42
			その他の紙類	0	0	0	0	0
			計	3,410	3,235	3,020	2,875	2,732
		缶類	393	394	387	362	353	
		びん類	1,116	1,183	1,155	1,100	1,055	
		ペットボトル	457	532	533	539	571	
		白色トレイ	17	18	14	14	14	
	小型家電	0	0	0	0.1	0.5		
	その他の資源ごみ	38	30	38	30	38		
	計	5,431	5,392	5,147	4,920.1	4,763.5		
有害ごみ	蛍光灯	13	14	14	12	11		
	乾電池	31	30	30	30	32		
	計	44	44	44	42	43		
危険ごみ(カセットボンベ等)	-	0	0	0	23	30		
埋立ごみ(ガラス・灰等)	-	871	895	834	756	850		
	小 計	50,323	51,192	50,370	49,714	51,021		
事業系ごみ	可燃ごみ	-	21,204	22,854	22,694	21,718	19,690	
	不燃ごみ	-	2,918	326	318	305	143	
	粗大ごみ	可燃性	395	625	452	254	317	
		不燃性	92	72	45	35	29	
		計	487	697	497	289	346	
	資源ごみ	紙類	新聞	0	0	0	0	0
			段ボール	6,369	6,359	6,403	6,189	5,446
			雑誌	0	0	0	0	0
			牛乳パック	0	0	0	0	0
			その他の紙類	1,736	1,580	1,935	1,131	359
			計	8,105	7,939	8,338	7,320	5,805
		缶類	830	501	425	361	318	
		びん類	81	92	96	66	51	
		ペットボトル	3,201	3,177	2,473	88	61	
		白色トレイ	0	0	0	0	0	
	小型家電	0	0	0	0	0		
	その他の資源ごみ	0	0	0	2,928	1,782		
	計	12,217	11,709	11,332	10,763	8,017		
有害ごみ	蛍光灯	0.24	0.13	0.04	0.02	0.00		
	乾電池	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
	計	0.24	0.13	0.04	0.02	0.00		
危険ごみ(カセットボンベ等)	-	0	0	0	0	0		
埋立ごみ(ガラス・灰等)	-	91	71	61	41	76		
	小 計	36,917	35,657	34,902	33,116	28,272		
集団回収	紙類	-	29	22	14	11	11	
	缶類	-	1	1	0	0	0	
	びん類	-	4	2	2	1	1	
	ペットボトル	-	0	0	0	0	0	
	白色トレイ	-	0	0	0	0	0	
	その他の資源ごみ	-	0	0	0	0	0	
	小 計	34	25	16	12	12		
	総排出量	87,274	86,874	85,288	82,842	79,305		

(2) 都城市

① ごみ排出量

都城市のごみ排出状況を表 20 及び図 21 に示す。

都城市においては 2014 年度（平成 26 年度）以降、人口の減少もあり、ごみ排出量は減少傾向で推移している。2018 年度（平成 30 年度）の 1 人 1 日当りの排出量は 1,170g/人・日であり、過去 10 年間で最も低い値である。

表 20 ごみ排出量の推移（都城市）

項目	単位	2014	2015	2016	2017	2018
		H26	H27	H28	H29	H30
人口	人	169,620	168,574	167,510	166,540	165,513
生活系ごみ排出量	t/年	43,294	43,992	43,173	42,625	43,923
事業系ごみ排出量	t/年	35,457	33,962	33,169	31,754	26,732
集団回収量	t/年	—	—	—	—	—
総ごみ排出量	t/年	78,751	77,954	76,342	74,379	70,655
生活系ごみ排出原単位	g/人・日	699	713	706	701	727
事業系ごみ排出原単位	t/日	97	93	91	87	73
集団回収量原単位	g/人・日	—	—	—	—	—
総ごみ排出原単位	g/人・日	1,272	1,263	1,249	1,224	1,170

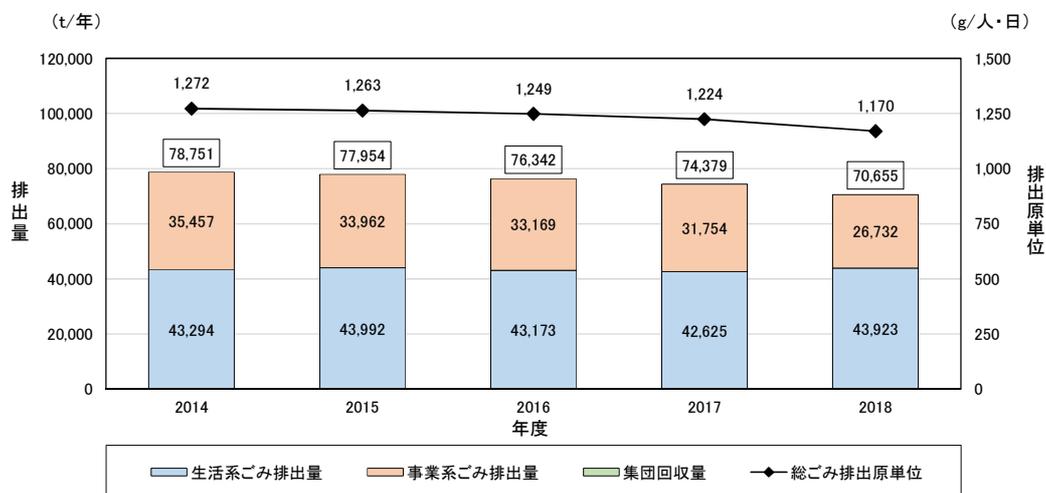


図 21 ごみ排出量の推移（都城市）

② 生活系ごみ排出量

都城市における生活系ごみの排出状況を表 21 及び図 22 に示す。

生活系ごみの排出量は増減を繰り返しており概ね横這いで推移している。ただし、人口は減少傾向にあるため、1人1日当りの排出量は2014年度（平成26年度）時点で699g/人・日であったが、2018年度は727g/人・日まで増加している。

なお、2015年（平成27年）3月の都城市クリーンセンター供用開始に合わせて、プラスチック製品等の分別区分の変更があったため、2015年度（平成27年度）以降は可燃ごみが増加している。

内訳をみると、可燃ごみが最も多く、次いで資源ごみが占める割合が大きくなっているが、資源ごみは経年的に減少傾向が見受けられる。

表 21 生活系ごみ排出量の推移（都城市）

項目	単位	2014	2015	2016	2017	2018
		H26	H27	H28	H29	H30
人口	人	169,620	168,574	167,510	166,540	165,513
可燃ごみ排出量	t/年	29,790	34,730	34,481	34,380	35,390
不燃ごみ排出量	t/年	6,606	1,835	1,762	1,786	1,827
粗大ごみ排出量	t/年	1,560	2,081	1,885	1,693	1,954
資源ごみ排出量	t/年	4,558	4,474	4,253	4,052	3,911
有害・危険ごみ排出量	t/年	41	44	44	64	73
埋立ごみ排出量	t/年	739	828	748	650	768
集団回収量	t/年	—	—	—	—	—
生活系ごみ排出量	t/年	43,294	43,992	43,173	42,625	43,923
(うち家庭ごみ排出量)	t/年	38,736	39,518	38,920	38,573	40,012
可燃ごみ排出原単位	g/人・日	481	563	564	566	586
不燃ごみ排出原単位	g/人・日	107	30	29	29	30
粗大ごみ排出原単位	g/人・日	25	34	31	28	32
資源ごみ排出原単位	g/人・日	74	73	70	67	65
有害・危険ごみ排出原単位	g/人・日	1	1	1	1	1
埋立ごみ排出原単位	g/人・日	12	13	12	11	13
集団回収量排出原単位	g/人・日	—	—	—	—	—
生活系ごみ排出原単位	g/人・日	699	713	706	701	727
(うち家庭ごみ排出原単位)	g/人・日	626	641	637	635	662

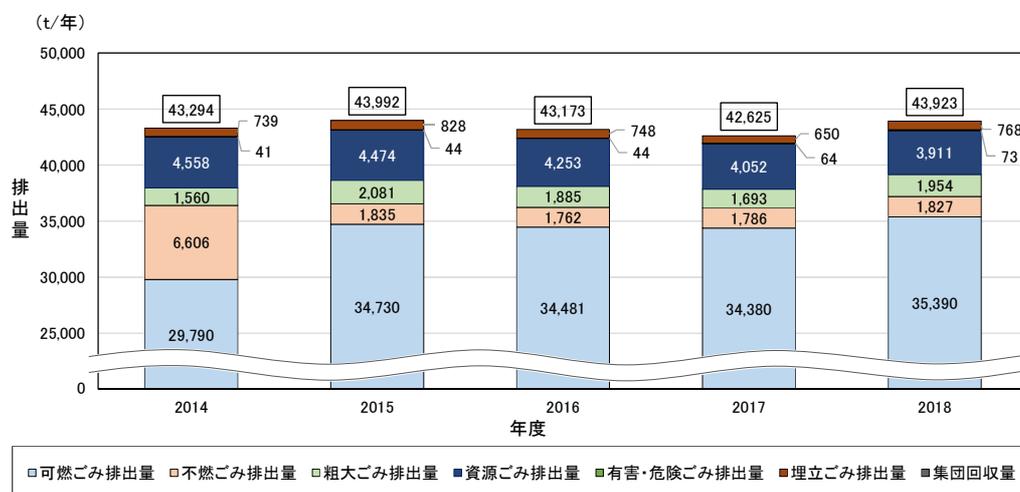


図 22 生活系ごみ排出量の推移（都城市）

③ 事業系ごみ排出量

都城市における事業系ごみの排出状況を表 22 及び図 23 に示す。

直近 5 カ年において、事業系ごみは減少傾向を示しており、内訳をみると、特に資源ごみの排出量が著しく減少していることがわかる。

表 22 事業系ごみ排出量の推移（都城市）

項目	単位	2014	2015	2016	2017	2018
		H26	H27	H28	H29	H30
人口	人	169,620	168,574	167,510	166,540	165,513
可燃ごみ排出量	t/年	20,162	21,290	21,107	20,407	18,205
不燃ごみ排出量	t/年	2,538	298	297	286	128
粗大ごみ排出量	t/年	449	601	379	264	311
資源ごみ排出量	t/年	12,217	11,702	11,325	10,756	8,012
有害・危険ごみ排出量	t/年	0	0	0	0	0
埋立ごみ排出量	t/年	91	71	61	41	76
事業系ごみ排出量(合計)	t/年	35,457	33,962	33,169	31,754	26,732

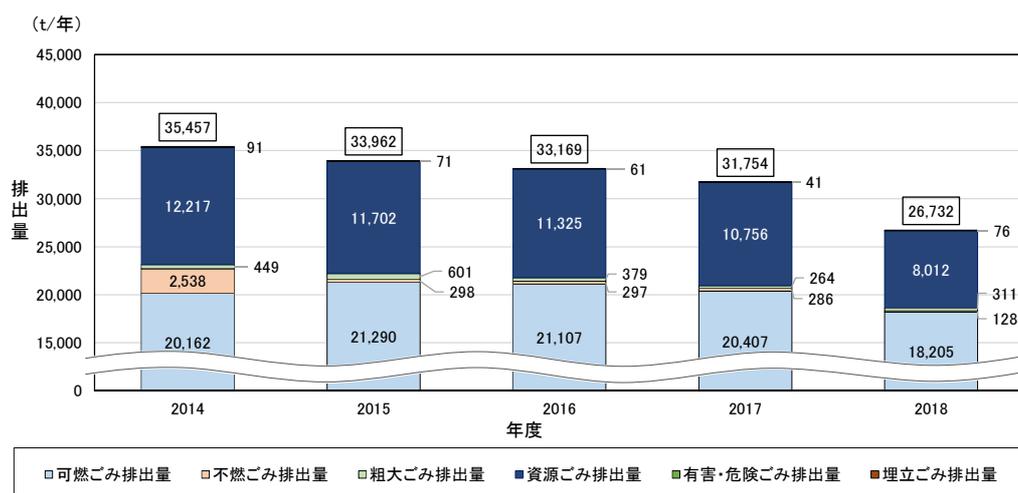


図 23 事業系ごみ排出量の推移（都城市）

表 23 ごみ種類別排出量の推移（都城市）

大分類	中分類	小分類	2014	2015	2016	2017	2018	
			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
生活系ごみ	可燃ごみ	-	29,790	34,730	34,481	34,380	35,390	
	不燃ごみ	-	6,606	1,835	1,762	1,786	1,827	
	粗大ごみ	可燃性	928	1,520	1,308	1,185	1,229	
		不燃性	632	561	577	508	725	
		計	1,560	2,081	1,885	1,693	1,954	
	資源ごみ	紙類	新聞	1,440	1,304	1,200	1,121	1,034
			段ボール	486	473	466	484	470
			雑誌	944	935	847	777	757
			牛乳パック	40	38	38	38	37
			その他の紙類	-	-	-	-	-
			計	2,910	2,750	2,551	2,420	2,298
		缶類	314	311	304	278	271	
		びん類	923	989	969	922	887	
		ペットボトル	396	410	418	421	444	
		白色トレイ	15	14	11	11	10	
	小型家電	2017年度から開始			0.1	0.5		
	その他の資源ごみ	-	-	-	-	-		
	計	4,558	4,474	4,253	4,052.1	3,910.5		
有害ごみ	蛍光灯	13	14	14	12	11		
	乾電池	28	30	30	29	32		
	計	41	44	44	41	43		
危険ごみ(カセットボンベ等)	-	不燃ごみに含む			23	30		
埋立ごみ(ガラス・灰等)	-	739	828	748	650	768		
小 計			43,294	43,992	43,173	42,625	43,923	
事業系ごみ	可燃ごみ	-	20,162	21,290	21,107	20,407	18,205	
	不燃ごみ	-	2,538	298	297	286	128	
	粗大ごみ	可燃性	362	532	337	230	288	
		不燃性	87	69	42	34	23	
		計	449	601	379	264	311	
	資源ごみ	紙類	新聞	-	-	-	-	-
			段ボール	6,369	6,359	6,403	6,189	5,446
			雑誌	-	-	-	-	-
			牛乳パック	-	-	-	-	-
			その他の紙類	1,736	1,580	1,935	1,131	359
			計	8,105	7,939	8,338	7,320	5,805
		缶類	830	501	425	361	318	
		びん類	81	85	89	59	46	
		ペットボトル	3,201	3,177	2,473	88	61	
		白色トレイ	-	-	-	-	-	
	小型家電	-	-	-	-	-		
	その他の資源ごみ	ペットボトルに含む			2,928	1,782		
	計	12,217	11,702	11,325	10,756	8,012		
有害ごみ	蛍光灯	0.24	0.13	0.04	0.02	0.00		
	乾電池	蛍光灯に含む						
	計	0.24	0.13	0.04	0.02	0.00		
危険ごみ(カセットボンベ等)	-	-	-	-	-	-		
埋立ごみ(ガラス・灰等)	-	91	71	61	41	76		
小 計			35,457	33,962	33,169	31,754	26,732	
集団回収	紙類	-	-	-	-	-		
	缶類	-	-	-	-	-		
	びん類	-	-	-	-	-		
	ペットボトル	-	-	-	-	-		
	白色トレイ	-	-	-	-	-		
	その他の資源ごみ	-	-	-	-	-		
小 計			-	-	-	-	-	
総排出量			78,751	77,954	76,342	74,379	70,655	

(3) 三股町

① ごみ排出量

三股町のごみ排出状況を表 24 及び図 24 に示す。

三股町人口は緩やかな増加傾向を示しているが、ごみ排出量は増減を繰り返しながら横這いで推移しており、2018 年度（平成 30 年度）の 1 人 1 日当りの排出量は 910g/人・日である。

表 24 ごみ排出量の推移（三股町）

項目	単位	2014	2015	2016	2017	2018
		H26	H27	H28	H29	H30
人口	人	25,911	26,013	25,993	25,996	26,029
生活系ごみ排出量	t/年	7,029	7,200	7,197	7,089	7,098
事業系ごみ排出量	t/年	1,460	1,695	1,733	1,362	1,540
集団回収量	t/年	34	25	16	12	12
総ごみ排出量	t/年	8,523	8,920	8,946	8,463	8,650
生活系ごみ排出原単位	g/人・日	743	756	759	747	747
事業系ごみ排出原単位	t/日	4	5	5	4	4
集団回収量原単位	g/人・日	4	3	2	1	1
総ごみ排出原単位	g/人・日	901	937	943	892	910

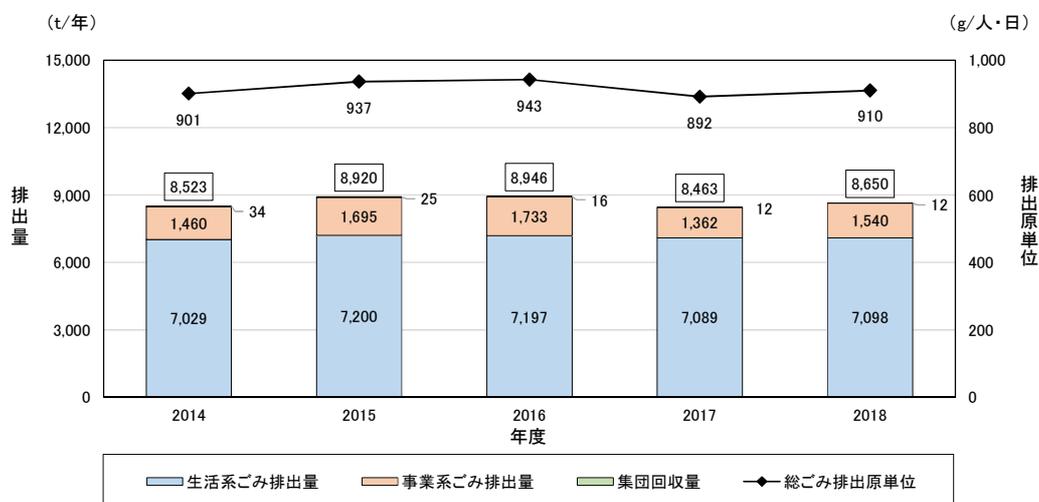


図 24 ごみ排出量の推移（三股町）

② 生活系ごみ排出量

三股町における生活系ごみの排出状況を表 25 及び図 25 に示す。

直近 5 カ年において、生活系ごみは概ね同程度の量で推移している。

2018 年度（平成 30 年度）の 1 人 1 日当りの排出量は 747 g/人・日であり、同年の都城市の値（727 g/人・日）に比べてやや大きい。

都城市と同様に、2015 年（平成 27 年）3 月の都城市クリーンセンター供用開始に合わせて、プラスチック製品等の分別区分の変更があったため、2015 年度（平成 27 年度）以降は可燃ごみが増加している。

内訳をみると、可燃ごみが最も多く、次いで資源ごみが占める割合が大きくなっている。都城市と比べて内訳に顕著な変動は見受けられない。

表 25 生活系ごみ排出量の推移（三股町）

項目	単位	2014	2015	2016	2017	2018
		H26	H27	H28	H29	H30
人口	人	25,911	26,013	25,993	25,996	26,029
可燃ごみ排出量	t/年	4,894	5,948	5,916	5,814	5,833
不燃ごみ排出量	t/年	989	124	131	142	149
粗大ごみ排出量	t/年	138	143	170	158	181
資源ごみ排出量	t/年	873	918	894	868	853
有害・危険ごみ排出量	t/年	3	0	0	1	0
埋立ごみ排出量	t/年	132	67	86	106	82
集団回収量	t/年	34	25	16	12	12
生活系ごみ排出量	t/年	7,063	7,225	7,213	7,101	7,110
（うち家庭ごみ排出量）	t/年	6,156	6,282	6,303	6,221	6,245
可燃ごみ排出原単位	g/人・日	517	625	624	613	614
不燃ごみ排出原単位	g/人・日	105	13	14	15	16
粗大ごみ排出原単位	g/人・日	15	15	18	17	19
資源ごみ排出原単位	g/人・日	92	96	94	91	90
有害・危険ごみ排出原単位	g/人・日	0	0	0	0	0
埋立ごみ排出原単位	g/人・日	14	7	9	11	9
集団回収量排出原単位	g/人・日	4	3	2	1	1
生活系ごみ排出原単位	g/人・日	743	756	759	747	747
（うち家庭ごみ排出原単位）	g/人・日	651	660	664	656	657

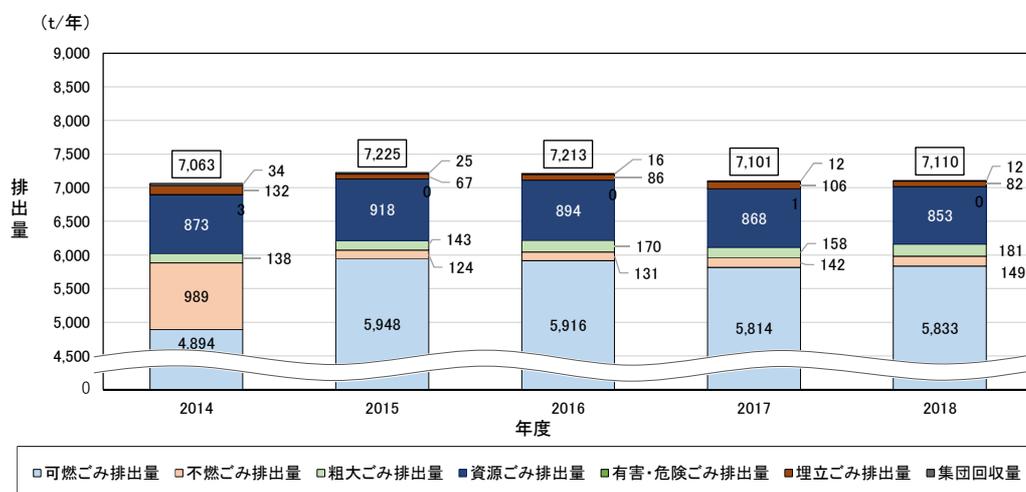


図 25 生活系ごみ排出量の推移（三股町）

③ 事業系ごみ排出量

三股町における事業系ごみの排出状況を表 26 及び図 26 に示す。

直近 5 カ年において、事業系ごみは 1,500 t 前後で推移しており、その内訳のほとんどを可燃ごみが占めている。また、不燃ごみに関しては排出量が著しく減少していることがわかる。

表 26 事業系ごみ排出量の推移（三股町）

項目	単位	2014	2015	2016	2017	2018
		H26	H27	H28	H29	H30
人口	人	25,911	26,013	25,993	25,996	26,029
可燃ごみ排出量	t/年	1,042	1,564	1,587	1,311	1,485
不燃ごみ排出量	t/年	380	28	21	19	15
粗大ごみ排出量	t/年	38	96	118	25	35
資源ごみ排出量	t/年	0	7	7	7	5
有害・危険ごみ排出量	t/年	0	0	0	0	0
埋立ごみ排出量	t/年	0	0	0	0	0
事業系ごみ排出量(合計)	t/年	1,460	1,695	1,733	1,362	1,540

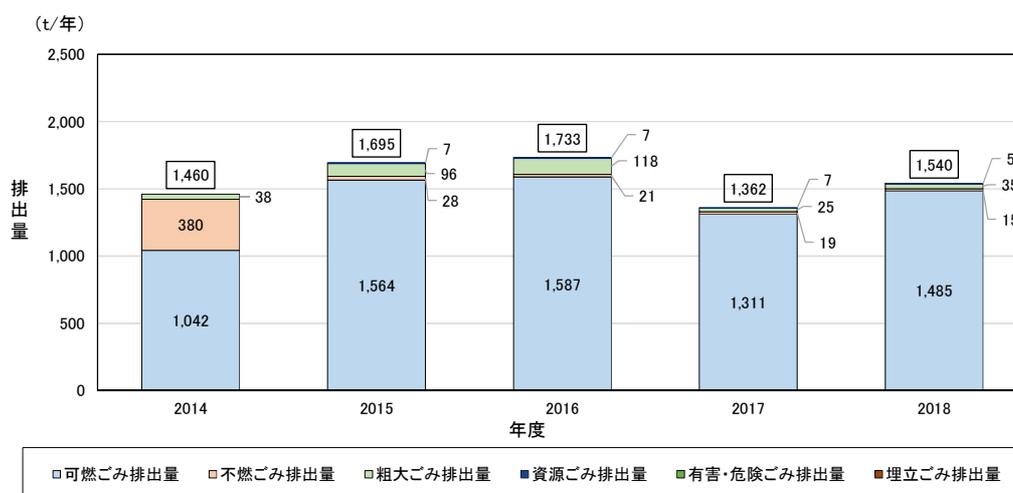


図 26 事業系ごみ排出量の推移（三股町）

表 27 ごみ種類別排出量の推移（三股町）

大分類	中分類	小分類	2014	2015	2016	2017	2018	
			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
生活系ごみ	可燃ごみ	-	4,894	5,948	5,916	5,814	5,833	
	不燃ごみ	-	989	124	131	142	149	
	粗大ごみ	可燃性		56	99	127	117	122
		不燃性		82	44	43	41	59
		計		138	143	170	158	181
	資源ごみ	紙類	新聞	284	276	263	245	227
			段ボール	88	86	89	92	97
			雑誌	123	118	112	113	105
			牛乳パック	5	5	5	5	5
			その他の紙類	-	-	-	-	-
		計		500	485	469	455	434
		缶類		79	83	83	84	82
		びん類		193	194	186	178	168
		ペットボトル		61	122	115	118	127
		白色トレイ		2	4	3	3	4
	有害ごみ	蛍光灯		-	-	-	-	-
	乾電池		3			1		
	計		3	0	0	1	0	
危険ごみ(カセットボンベ等)	-	-	-	-	-	-		
埋立ごみ(ガラス・灰等)	-	132	67	86	106	82		
小計		7,029	7,200	7,197	7,089	7,098		
事業系ごみ	可燃ごみ	-	1,042	1,564	1,587	1,311	1,485	
	不燃ごみ	-	380	28	21	19	15	
	粗大ごみ	可燃性		33	93	115	24	29
		不燃性		5	3	3	1	6
		計		38	96	118	25	35
	資源ごみ	紙類	新聞	0	0	0	0	0
			段ボール	0	0	0	0	0
			雑誌	0	0	0	0	0
			牛乳パック	0	0	0	0	0
			その他の紙類	0	0	0	0	0
		計		0	0	0	0	0
		缶類		0	0	0	0	0
		びん類		0	7	7	7	5
		ペットボトル		0	0	0	0	0
		白色トレイ		0	0	0	0	0
	有害ごみ	蛍光灯		0	0	0	0	0
	乾電池		0	0	0	0	0	
	計		0	0	0	0	0	
危険ごみ(カセットボンベ等)	-	0	0	0	0	0		
埋立ごみ(ガラス・灰等)	-	0	0	0	0	0		
小計		1,460	1,695	1,733	1,362	1,540		
集団回収	紙類	-	29	22	14	11	11	
	缶類	-	1	1	0	0	0	
	びん類	-	4	2	2	1	1	
	ペットボトル	-	-	-	-	-		
	白色トレイ	-	-	-	-	-		
	その他の資源ごみ(金属類)	-	-	-	-	-		
小計		34	25	16	12	12		
総排出量		8,523	8,920	8,946	8,463	8,650		

3 ごみの性状

都城市クリーンセンターにおけるごみ質分析結果を表 28 及び図 27 に示す。

都城市クリーンセンターの計画ごみ質を表 29 に、低位発熱量の測定結果を図 28 に示すとおり、ごみ質分析結果は概ね計画ごみ質の範囲内で推移している。

表 28 ごみ質分析結果（都城市クリーンセンター・各年平均）

分析項目		単 位	2015	2016	2017	2018	平均
			H27	H28	H29	H30	
単位容積重量		kg/m ³	295	290	259	276	280
ごみの種類組成	紙・布類	%	43.7	52.1	46.2	49.1	47.7
	ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類	%	20.7	17.8	24.7	16.5	19.9
	木・竹・わら類	%	9.1	9.7	11.2	16.0	11.5
	厨芥類	%	20.7	14.4	12.7	13.2	15.3
	不燃物	%	4.2	2.2	1.8	2.1	2.6
	その他	%	1.6	3.8	3.4	3.1	3.0
三成分	水分	%	50.5	51.3	49.2	46.5	49.4
	灰分	%	7.4	5.6	4.8	5.6	5.8
	可燃分	%	42.1	43.1	46.0	47.9	44.8
低位発熱量		kJ/kg	6,651	6,824	7,429	7,851	7,189
		kcal/kg	1,589	1,630	1,775	1,875	1,717

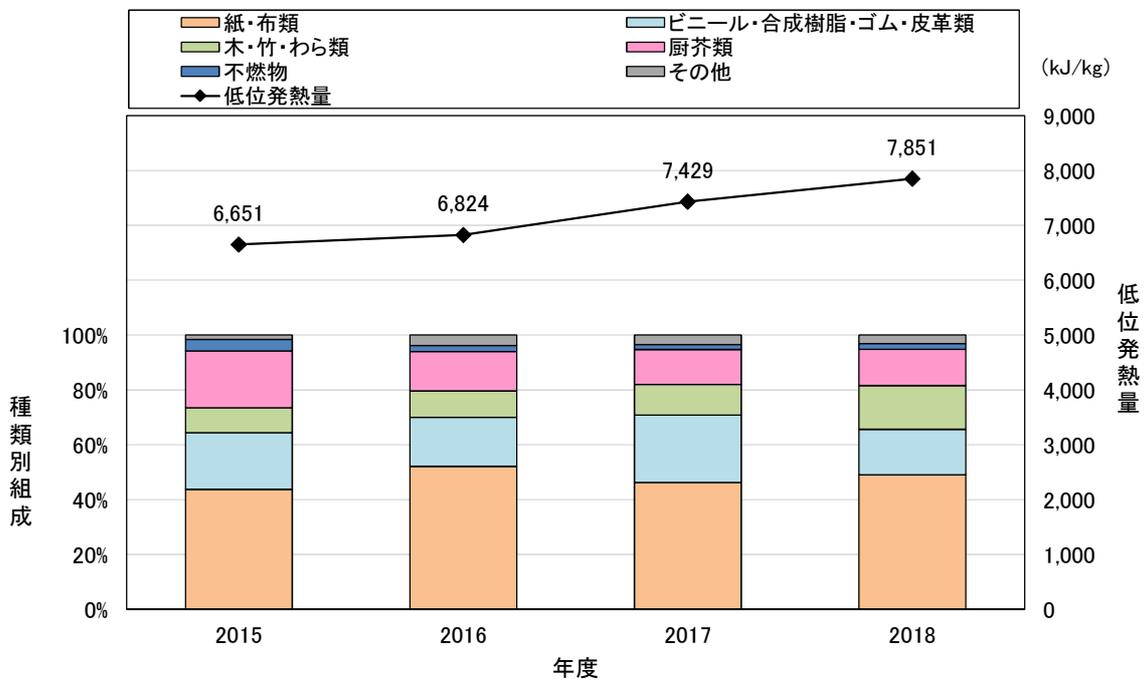


図 27 ごみ質分析結果（都城市クリーンセンター・各年平均）

表 29 都城市クリーンセンターの計画ごみ質

項目		低 質	基準質	高 質	
三成分	水分	%	60.27	42.33	24.39
	灰分	%	4.67	5.84	7.01
	可燃分	%	35.06	51.83	68.60
低位発熱量		kJ/kg	5,700	9,600	13,500
見掛け比重		t/m ³	0.39	0.25	0.12
可燃分元素組成	炭素 C	%	18.79	27.76	36.73
	水素 H	%	2.48	3.65	4.82
	窒素 N	%	0.65	0.96	1.27
	硫黄 S	%	0.02	0.03	0.04
	塩素 Cl	%	0.17	0.24	0.42
	酸素 O	%	12.95	19.19	25.32

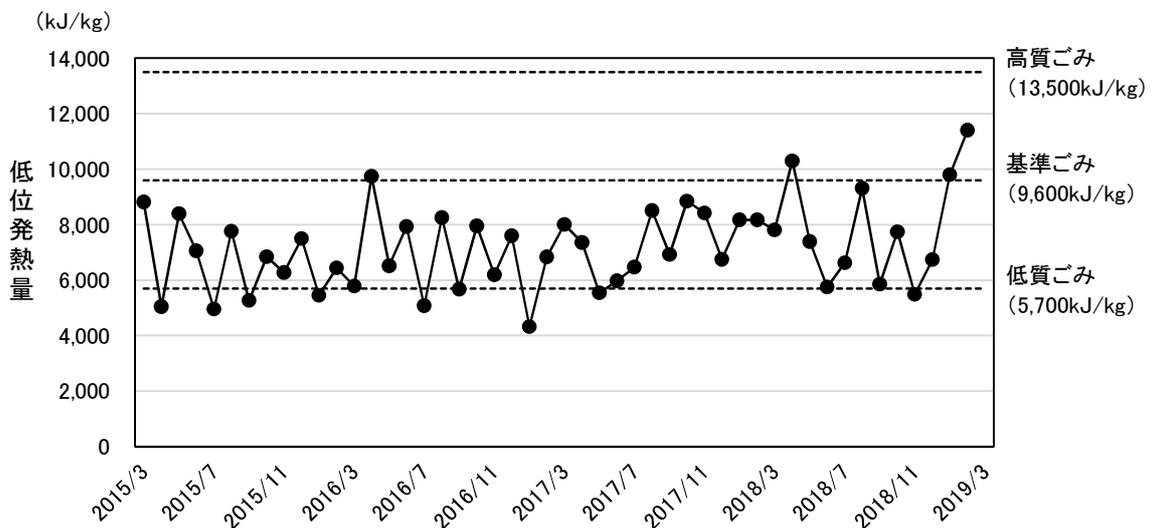


図 28 ごみ質分析結果（都城市クリーンセンター・各月測）

4 ごみ処理・処分・再資源化の実績

1) 中間処理量

(1) 焼却処理量

本地域における焼却処理量の実績を表 30 及び図 29 に示す。

焼却処理量は前述のとおり、2015 年（平成 27 年）3 月の都城市クリーンセンター供用開始に合わせて分別区分の変更（プラスチック製品等を不燃ごみから可燃ごみに変更）があったため、2015 年度（平成 27 年度）に焼却処理量が増加している。

都城市クリーンセンター稼働後の 2015 年度（平成 27 年度）以降は減少傾向で推移している。（※クリーンセンターへの搬入量を焼却処理量とする）

表 30 本地域の焼却処理量

項目	単位	2014	2015	2016	2017	2018
都城市	t/年	51,500	60,714	59,856	58,982	57,753
可燃ごみ、可燃性粗大ごみ	t/年	51,242	58,072	57,233	56,202	55,112
可燃残渣	t/年	0	736	693	687	700
し尿・し渣	t/年	258	1,906	1,930	2,093	1,941
三股町	t/年	6,958	7,542	7,639	7,168	7,388
可燃ごみ、可燃性粗大ごみ	t/年	5,730	7,485	7,585	7,112	7,328
可燃残渣	t/年	1,228	57	54	56	60
し尿・し渣	t/年	-	-	-	-	-
合計	t/年	58,458	68,256	67,495	66,150	65,141

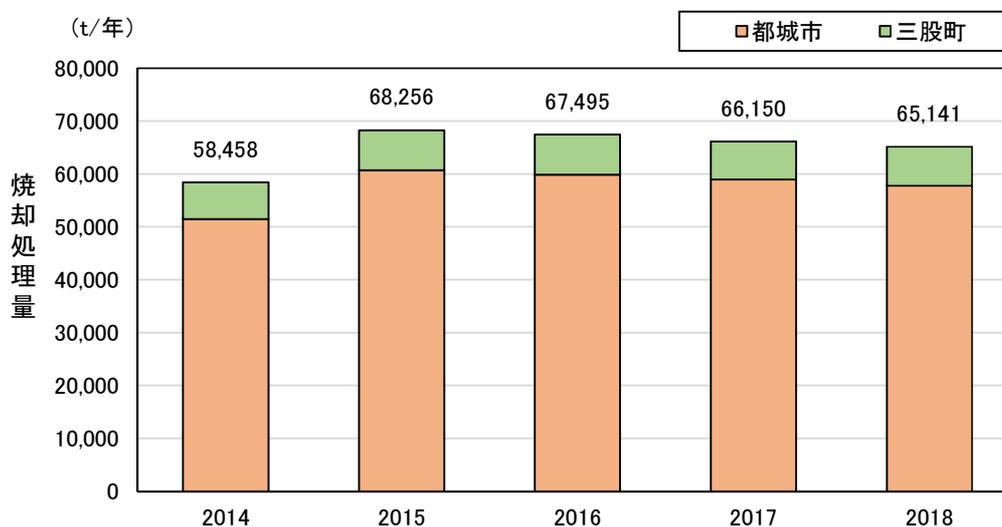


図 29 本地域の焼却処理量

(2) 破碎・選別処理量

本地域における破碎・選別処理量の実績を表 31 及び図 30 に示す。

破碎・選別処理量は分別区分の変更により 2015 年度（平成 27 年度）に処理量が著しく減少している。2015 年度（平成 27 年度）以降は概ね横這いで推移している。

（※リサイクルプラザへの搬入量を破碎・選別処理量とする）

表 31 本地域の破碎・選別処理量

項目	単位	2014	2015	2016	2017	2018
都城市	t/年	11,591	4,589	4,484	4,365	4,432
不燃ごみ、不燃性粗大ごみ	t/年	9,863	2,763	2,678	2,614	2,703
資源ごみ [※]	t/年	1,687	1,782	1,762	1,687	1,655
有害ごみ・危険ごみ	t/年	41	44	44	64	74
三股町	t/年	1,832	639	630	624	653
不燃ごみ、不燃性粗大ごみ	t/年	1,456	199	198	203	229
資源ごみ [※]	t/年	373	440	432	420	424
有害ごみ・危険ごみ	t/年	3	0	0	1	0
合計	t/年	13,423	5,228	5,114	4,989	5,085

※処理対象のうち資源ごみについては紙類等の直接資源化されるものは含まない。

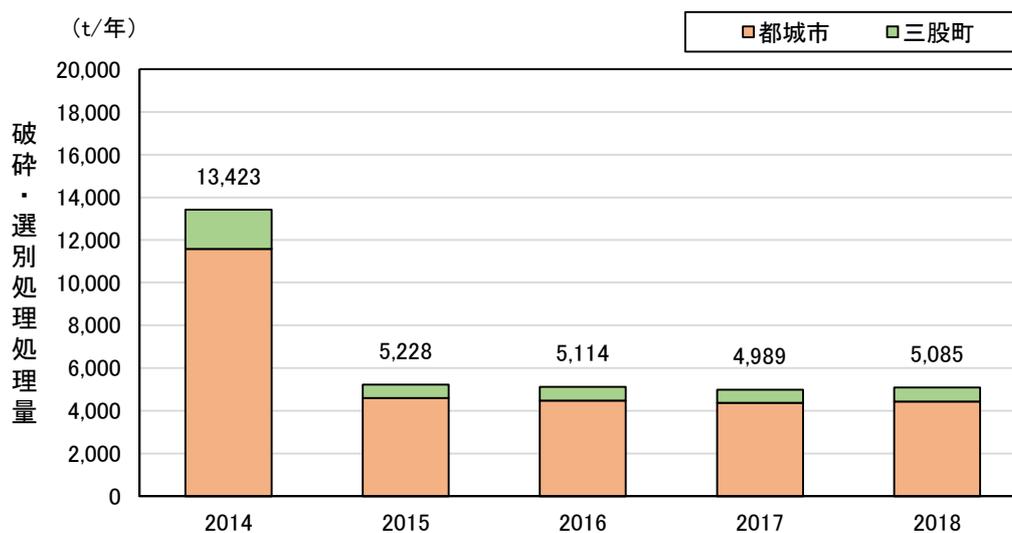


図 30 本地域の破碎・選別処理量

2) 再資源化量

本地域における再資源化量を表 32 及び図 31 に示す。

再資源化量は 2014 年度（平成 26 年度）において 20,531t/年（再資源化率 23.5%）であったが、2018 年度には 15,584t/年（再資源化率 19.7%）となっており、減少傾向で推移している。近年、資源ごみ排出量が減少傾向で推移しており、その理由の一つとして店舗における資源ごみの店頭回収や、民間再資源化業者が設置する資源ごみ回収ボックス等を住民が利用するようになったことが考えられる。

表 32 本地域の再資源化量

項目	単位	2014	2015	2016	2017	2018
都城市	t/年	19,263	18,670	18,163	17,417	14,492
直接資源化量	t/年	16,775	16,176	15,578	14,808	11,925
処理後資源化量	t/年	2,488	2,494	2,585	2,609	2,567
資源ごみ(缶、びん、ペットボトル等)	t/年	1,675	1,688	1,702	1,705	1,632
缶類	t/年	296	295	297	259	262
びん類	t/年	987	1,008	993	1,035	941
ペットボトル	t/年	385	379	405	405	423
白色トレイ	t/年	7	6	7	6	6
有害ごみ(蛍光灯、電池)	t/年	45	45	42	49	44
破碎選別(破碎鉄、アルミ)	t/年	472	321	351	376	402
直接資源化(二級鉄)	t/年	296	399	452	455	451
クリーンセンター資源化	t/年	0	41	38	24	38
紙類	t/年	0	38	33	19	28
再生利用家具、畳等	t/年	0	3	5	5	10
堆肥化	t/年	-	-	-	-	-
集団回収量	t/年	-	-	-	-	-
三股町	t/年	1,268	1,234	1,151	1,119	1,092
直接資源化量	t/年	622	551	547	522	502
処理後資源化量	t/年	612	658	588	585	578
資源ごみ(缶、びん、ペットボトル等)	t/年	218	374	354	353	356
缶類	t/年	67	58	59	62	62
びん類	t/年	52	190	177	170	164
ペットボトル	t/年	61	122	115	118	127
白色トレイ	t/年	2	4	3	3	3
紙類	t/年	36	-	-	-	-
有害ごみ(蛍光灯、電池)	t/年	3	0	0	1	0
破碎選別(破碎鉄、アルミ)	t/年	68	24	26	29	35
直接資源化(二級鉄)	t/年	28	36	42	45	41
クリーンセンター資源化	t/年	0	5	6	3	5
紙類	t/年	0	5	5	2	4
再生利用家具、畳等	t/年	0	0	1	1	1
堆肥化	t/年	295	219	160	154	141
集団回収量	t/年	34	25	16	12	12
合計	t/年	20,531	19,904	19,314	18,536	15,584
再資源化率	%	23.5%	22.9%	22.6%	22.4%	19.7%
都城市	%	24.5%	23.9%	23.8%	23.4%	20.5%
三股町	%	14.9%	13.8%	12.9%	13.2%	12.6%

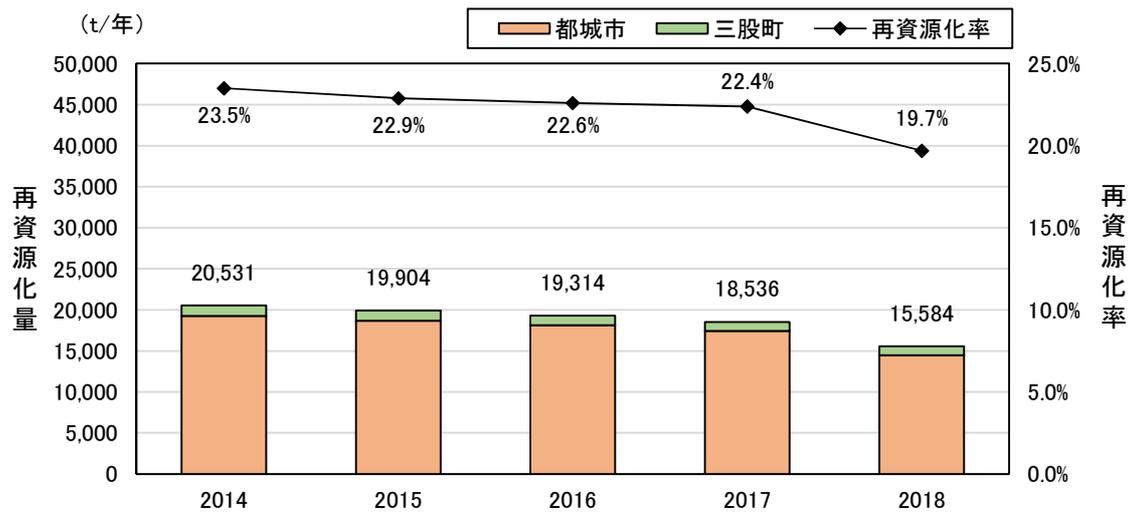


図 31 本地域の再資源化量

3) 最終処分量

本地域における最終処分量の実績を表 33 及び図 32 に示す。

最終処分量は2014年度（平成26年度）において16,491t/年（最終処分率18.9%）であったが、2018年度には10,616t/年（最終処分率13.4%）となっており、都城市クリーンセンターが稼働した2015年度（平成27年度）に大きく減少している。

これは2015年（平成27年）3月の都城市クリーンセンター供用開始に合わせた分別区分の変更により、プラスチック製品等が焼却処理（サーマルリサイクル）され、リサイクル施設からの埋立ごみ量が大きく減少したためである。

2015年度以降の最終処分率は13%前後で推移している。

表 33 本地域の最終処分量

項目	単位	2014	2015	2016	2017	2018
都城市	t/年	15,424	11,049	10,021	9,528	9,481
直接搬入埋立ごみ	t/年	830	899	809	691	844
破碎選別残渣	t/年	8,166	956	955	916	844
焼却灰・不燃残渣	t/年	6,304	9,127	8,190	7,858	7,732
浄化施設残渣等	t/年	124	67	67	63	61
三股町	t/年	1,067	1,144	1,204	1,157	1,135
直接搬入埋立ごみ	t/年	132	67	86	106	82
破碎選別残渣	t/年	158	58	68	63	79
焼却灰・不燃残渣	t/年	777	1,019	1,050	988	974
浄化施設残渣等	t/年	-	-	-	-	-
合計	t/年	16,491	12,193	11,225	10,685	10,616
最終処分率	%	18.9%	14.0%	13.2%	12.9%	13.4%
都城市	%	19.6%	14.2%	13.1%	12.8%	13.4%
三股町	%	12.5%	12.8%	13.5%	13.7%	13.1%

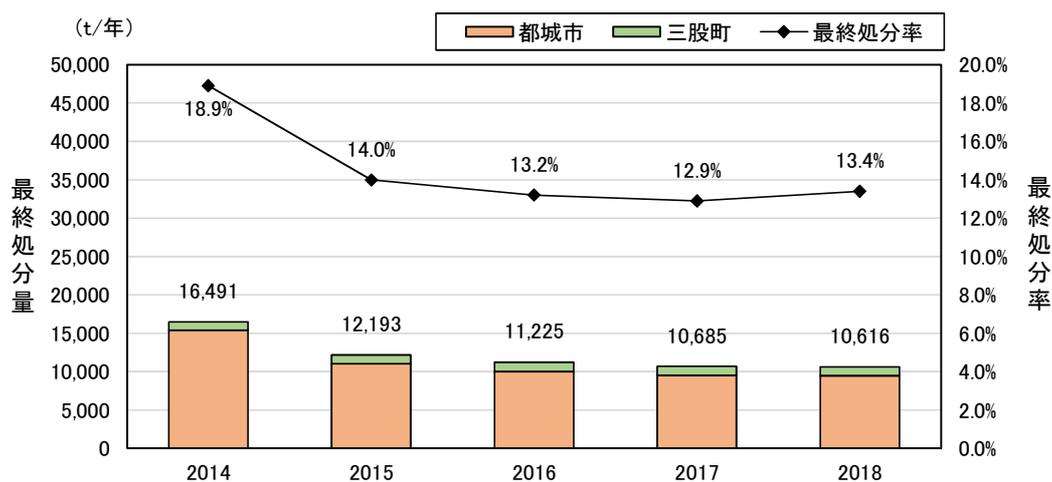


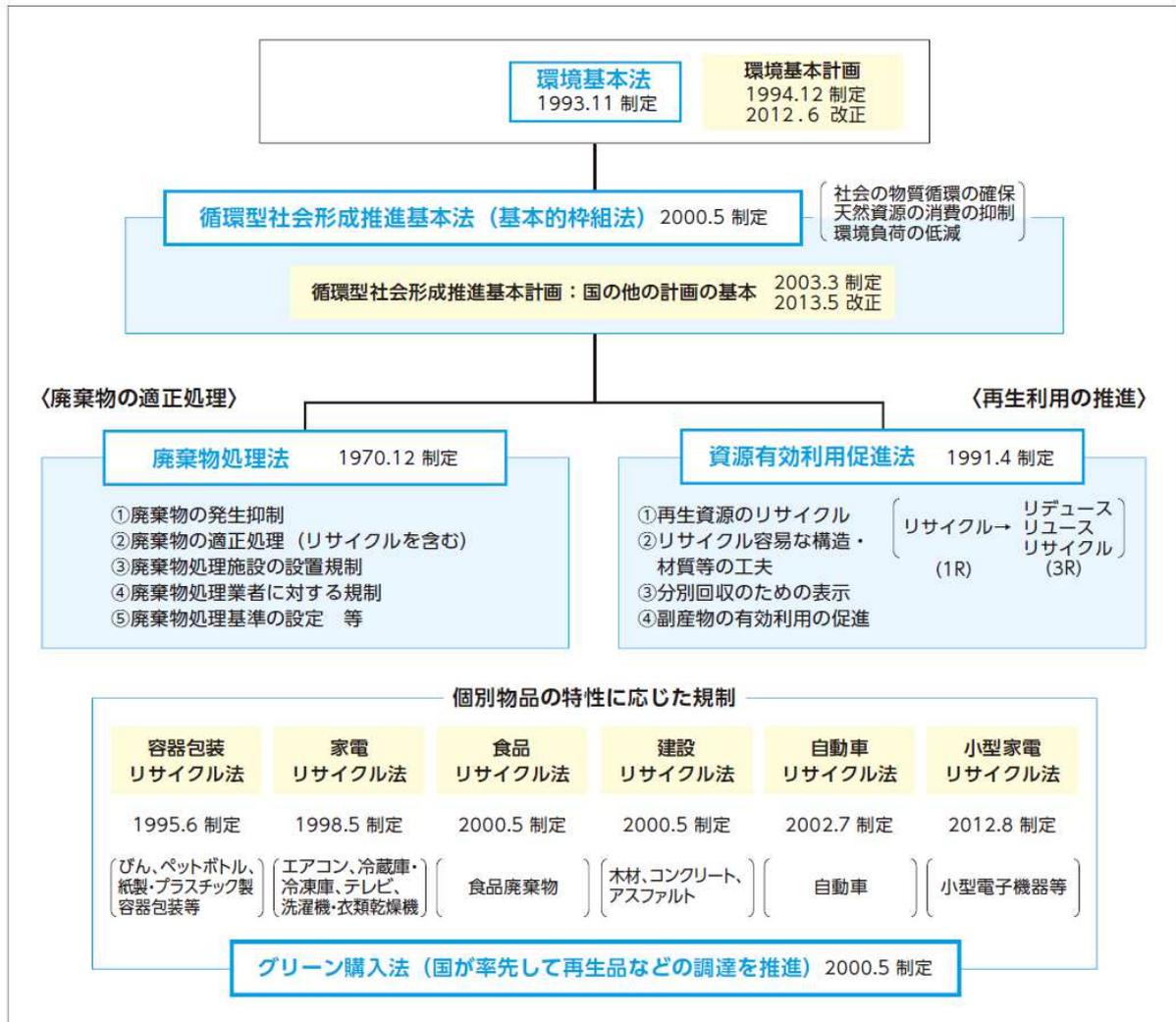
図 32 本地域の最終処分量

5 ごみ処理行政等の動向

1) 関係法令

循環型社会形成のための法体系は、環境政策の根幹を定める「環境基本法」のもと、循環型社会形成に向けた基本的な理念や考え方を定めた「循環型社会形成推進基本法」（循環基本法）と、それらを具体化した個別法によって構成されている。また、循環基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進に向けた「循環型社会形成推進基本計画」（循環基本計画）を定めている。

循環型社会の形成に向けた法律として、廃棄物の排出抑制・廃棄物の適正な処理等により生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目指す「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）、資源の有効な利用の確保と廃棄物の発生抑制及び環境の保全を目指す「資源の有効な利用の促進に関する法律」（資源有効利用促進法）、個別の物品の特性に応じて制定された6つのリサイクル法、公的機関が率先して環境負荷低減に資する製品・サービスの調達を推進すること等で持続的発展が可能な社会の構築を目指す「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）が整備されている。



出典)「日本の廃棄物処理の歴史と現状」(環境省)

図 33 循環型社会を形成するための法体系

2) 社会的要求事項

(1) 第四次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月 19 日閣議決定）

本計画は循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の基本的な方針、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定めるものとしており、平成 30 年 6 月 19 日に第四次循環基本計画が閣議決定されている。

第四次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月 19 日閣議決定）

1. 循環分野の課題

- ・原発事故により放出された放射性物質による環境汚染からの再生と復興
- ・大規模災害の頻発と対策の遅れ
- ・国民の意識の変化（ものの豊かさ→心の豊かさ）
- ・資源循環及び適正処理の担い手の確保

2. 第四次循環基本計画の構成

(1) 持続可能な社会づくりとの統合的な取組

【将来像】

- ・誰もが、持続可能な形で資源を利用でき、環境への負荷が地球の環境容量内に抑制され、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界
- ・環境、経済、社会的側面を統合的に向上

【取組指標】

- ・循環型社会ビジネスの市場規模：2000 年度（40 兆円）比で 2025 年度目標を約 2 倍とする

【国の取組】

- ・シェアリング等の 2R ビジネスの促進、評価
- ・家庭系食品ロス半減に向けた国民運動
- ・高齢化社会に対応した廃棄物処理体制
- ・廃棄物エネルギーの徹底活用

(2) 地域循環共生圏形成による地域活性化

【将来像】

- ・循環資源、再生可能資源、ストック資源を活用し、地域の資源生産性の向上、生物多様性の確保、低炭素化、地域の活性化等
- ・災害に強い地域でコンパクトで強靱なまちづくり

【取組指標】

- ・1 人 1 日当たりのごみ排出量：2000 年度（1,185 g/人/日）比で 2025 年度目標を約 850 g/人/日とする
- ・1 人 1 日当たりの家庭ごみ排出量：2000 年度（653 g/人/日）比で 2025 年度目標を約 440 g/人/日とする

【国の取組】

- ・地域循環共生圏の形成に向けた施策の推進
- ・バイオマスの地域内での利活用

(3) ライフサイクル全体での徹底的な資源循環

【将来像】

- ・第四次産業革命により、「必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供する」ことで、ライフサイクル全体で徹底的な資源循環を行う

【国の取組】

- ・開発設計段階での省資源化等の普及促進
- ・素材別の取組：プラスチック、バイオマス、金属、土石・建設材料、その他の製品等

(4) 適正処理の推進と環境再生

【将来像】

- ・ 廃棄物の適正処理のシステム、体制、技術が適切に整備された社会
- ・ 海洋ごみ問題が解決に向かい、不法投棄等の支障除去が着実に進められ、空き家等の適正な解体・撤去等により地域環境の再生が図られる社会
- ・ 東日本大震災の被災地の環境を再生し、未来志向の復興創生

【国の取組】

- ・ 安定的・効率的な廃棄物処理体制の整備
- ・ 廃棄物処理システムの地球温暖化対策・災害対策の強化
- ・ 地域での新たな価値創出に資する廃棄物処理施設の整備
- ・ 循環分野における環境産業全体の健全化、振興
- ・ マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策

(5) 災害廃棄物処理体制の構築

【将来像】

- ・ 自治体レベル、地域ブロックレベル、全国レベルで重層的に、平時から廃棄物処理システムの強靱化を図り、災害時に災害廃棄物等を適正かつ迅速に処理できる社会

【取組指標】

- ・ 都道府県の災害廃棄物処理計画策定率：2025年度目標を100%とする
- ・ 市町村の災害廃棄物処理計画策定率：2025年度目標を60%とする

【国の取組】

- ・ 国民に対して自治体等が協力を得られるよう情報発信、コミュニケーションの場の設置を支援
- ・ 地域レベルでの共同訓練、人材交流の場、セミナーの開催等
- ・ 災害廃棄物処理実績を蓄積、情報プラットフォームを整備・運営

(6) 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

【将来像】

- ・ 適正な国際資源循環体制の構築、我が国の循環産業の国際展開により、資源効率性が高く、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界

【国の取組】

- ・ 国内外で発生した二次資源について日本の環境先進技術を活かしつつリサイクルを適正に推進
- ・ 我が国の質の高い環境インフラについて、制度・システム・技術等をパッケージとして海外展開
- ・ 日本の災害廃棄物対策ノウハウの提供、JICA等と連携した被災国支援スキーム

(7) 循環分野における基盤整備

【将来像】

- ・ 情報基盤の整備・更新、必要な技術の継続的な開発、人材育成が行われている
- ・ 多様な主体が循環型社会づくりの担い手であることを自覚して行動する社会

【取組指標】

- ・ 具体的な3R行動の実施率：2012年度の世論調査から2025年度に約20%上昇

【国の取組】

- ・ 廃棄物収集の効率化や高度選別技術の普及促進
- ・ Re-Styleキャンペーンを通じて、若年層を中心にサブカルチャー等と連携した意識醸成、行動喚起

(2) 廃棄物処理施設整備計画（平成 30 年 6 月 19 日閣議決定）

「廃棄物処理施設整備計画」については、廃棄物処理法第 5 条の 3 の規定に基づき、国が 2018 年度～2022 年度の 5 か年を計画期間として策定している。

この廃棄物処理施設整備計画では、人口減少等の社会構造の変化に鑑み、ハード・ソフト両面で、3R・適正処理の推進や気候変動対策、災害対策の強化に加え、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設整備を推進することが示されている。

廃棄物処理施設整備計画（平成 30 年 6 月 19 日閣議決定）

1. 基本的理念

- (1) 基本原則に基づいた 3R の推進
- (2) 気候変動や災害に対して強靱かつ安全な一般廃棄物処理システムの確保
- (3) 地域の自主性及び創意工夫を活かした一般廃棄物処理施設の整備

2. 廃棄物処理施設整備及び運営の重点的、効果的かつ効率的な実施

- (1) 市町村の一般廃棄物処理システムを通じた 3R の推進
- (2) 持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な施設整備及び運営
- (3) 廃棄物処理システムにおける気候変動対策の推進
- (4) 廃棄物系バイオマスの利活用の推進
- (5) 災害対策の強化
- (6) 地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備
- (7) 地域住民等の理解と協力の確保
- (8) 廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化

3. 廃棄物処理施設整備事業の実施に関する重点目標

- (1) ごみの発生量を減らし、適正な循環的利用を推進するとともに、減量効果の高い処理を行い、最終処分量を削減し、着実に最終処分を実施する
 - ・ごみのリサイクル率：21%（2017 年度見込み）→27%（2022 年度）
 - ・一般廃棄物最終処分場の残余年数：2017 年度の水準（20 年分）を維持
- (2) 焼却せざるを得ないごみについては、焼却時に高効率な発電を実施し、回収エネルギー量を確保する
 - ・期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値：
19%（2017 年度見込み）→21%（2022 年度）
 - ・廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に供給している施設の割合：
40%（2017 年度見込み）→46%（2022 年度）
- (3) し尿及び生活雑排水の処理を推進し、水環境の保全を図る
 - ・浄化槽整備区域内の浄化槽処理人口普及率：53%（2017 年度見込み）→70%（2022 年度）
 - ・浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の基数割合：
62%（2017 年度見込み）→76%（2022 年度）
 - ・省エネ型浄化槽の導入による CO2 排出削減量：
5 万トン CO2（2017 年度見込み）→12 万トン CO2（2022 年度）

(3) 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針の変更（平成 28 年 1 月 21 日公表）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」について、平成 28 年度以降の廃棄物の減量化の目標量等を定めることが必要であること、平成 27 年 7 月 17 日に公布された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律」により非常災害時に関する事項を追加することとされたこと等を踏まえ、環境省が所要の変更を行ったものである。

廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針の変更（平成 28 年 1 月 21 日公表）

1. 廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向
 - ・ できる限り廃棄物の排出を抑制し、廃棄物は再使用、再生利用、熱回収の順に適正な循環的利用を行い、適正な循環的利用が行われないものについては適正な処分を確保する。
 - ・ 災害廃棄物は適正な処理を確保し、可能な限り分別、選別、再生利用等による減量を図った上で、円滑・迅速な処理を確保する。
 - ・ 地球温暖化対策の実施が喫緊の課題であることを踏まえ、地域の活性化につながる地域循環圏づくりに向け、循環資源の種類に応じた適正な規模で循環させることができる仕組みづくりを進めることが必要であるため、循環共生型の地域社会の構築に向けた取組を推進する。
2. 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する目標の設定に関する事項
廃棄物の減量化の目標量（令和 2 年度）は以下のとおり。
 - 【一般廃棄物の減量化の目標量】
 - ・ 排出量：約 12%削減（平成 24 年度比）
 - ・ 再生利用率：約 21%（平成 24 年度）から約 27%に増加させる
 - ・ 最終処分量：約 14%削減（平成 24 年度比）
 - ・ 家庭ごみ排出量：一人一日当たり 500 グラムとする
 - 【産業廃棄物】
 - ・ 排出量：増加を約 3%に抑制（平成 24 年度比）
 - ・ 再生利用率：約 55%（平成 24 年度）から約 56%に増加させる
 - ・ 最終処分量：約 1%削減（平成 24 年度比）
 - 【その他の目標量】
 - ・ 家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合の調査を実施したことがある市町村数：43 市町村（平成 25 年度）→200 市町村（平成 30 年度）
 - ・ 家電リサイクル法上の小売業者の引取義務外品の回収体制を構築している市町村の割合：約 59%（平成 25 年度）→100%（平成 30 年度）
 - ・ 使用済小型電子機器等の再生のための回収を行っている市町村の割合：約 43%（平成 25 年度）→80%（平成 30 年度）
 - 【廃棄物エネルギー利用の観点からの目標】
 - ・ 焼却された一般廃棄物量のうち発電設備の設置された焼却施設で処理されるものの割合を約 69%に増加させる（平成 24 年度実績は約 66%）

3. 非常災害に係る記述及び前回変更からの情勢変化を踏まえた主な変更点

(1) 非常災害時に関する事項について

非常災害時における廃棄物の適正な処理に関する施策の推進等について以下の事項を追加。

- ・ 施策の基本的考え方
- ・ 災害廃棄物対策に係る各主体の役割
- ・ 災害廃棄物対策としての処理施設の整備及び災害時の運用
- ・ 災害廃棄物対策に関する技術開発と情報発信

(2) 廃棄物処理を取り巻く情勢の変化への具体的対応

平成 22 年の変更から廃棄物処理を取り巻く情勢の変化を踏まえ、主に以下について対応。

①第 3 次循環基本計画の策定

- ・ 基本的な方向に、2R の取組状況の遅れ、環境保全と安全・安心を重視した循環の実現、地域循環圏づくりに向けた仕組みづくりに関する内容を追記。
- ・ 地方公共団体の役割に、地域循環圏の形成に努めることを追記。

②各種リサイクル制度の進展等を踏まえた対応

- ・ 国民の役割、事業者の役割として、食品ロスの削減に資する購買行動等を追記。
- ・ 地方公共団体の役割として、家電リサイクル法上の使用済小型電子機器等について地域の実情に応じた回収体制の構築等について追記。
- ・ 一般廃棄物の処理体制の確保として、市町村が一般廃棄物の組成を把握した上で適切な処理体制を整備すること等を追記。

③廃棄物処理法改正等に関連する対応

- ・ 平成 22 年の廃棄物処理法改正に基づく平成 23 年の優良産廃処理業者認定制度の施行を踏まえ、同制度に関する内容を新たに追記。

④水銀廃棄物対策

- ・ 水銀に関する水俣条約を受け、地方公共団体の役割として、水銀廃棄物の回収体制の構築や、住民に対する周知徹底を追記。

⑤PCB 廃棄物対策

- ・ PCB 廃棄物処理基本計画の改定（平成 26 年 6 月）を踏まえ、記載内容の修正等を実施。

⑥循環型社会と低炭素社会の統合的実現

- ・ 基本的な方向、国の役割、廃棄物処理施設の整備に関して、エネルギー源としての廃棄物の有効利用、廃棄物エネルギーの地域での利活用促進及び地域への還元等を追記。
- ・ 中長期的には、焼却される全ての一般廃棄物について熱回収が図られるよう取組を推進。

⑦廃棄物処理施設の効率的な整備

- ・ 再生利用及び熱回収の効率化等の観点から、廃棄物処理の広域化に加え、廃棄物処理施設と他の静脈系インフラの連携等に係る内容を盛り込む。

⑧技術開発及び調査研究の推進

- ・ 低炭素な再生技術や廃棄物のエネルギー回収の高効率化、廃棄物系バイオマスの利活用先進的・先導的な廃棄物処理に関する技術開発及び調査研究の進展を反映させる。

⑨地域社会への貢献

- ・ 基本的方向において、循環共生型の地域社会の構築に向けた取組を推進する旨追記。

⑩社会情勢の変化を踏まえた人材育成の重要性

- ・ 地方公共団体の役割として、災害時の対応を含め、適正な処理体制が確保されるよう、研修等を通じて職員の人材育成等に努める旨追記。

⑪各主体の役割

- ・ 都道府県が廃棄物処理の広域化等に関し、管下の市町村等の関係機関との調整の推進に努めること等を追記。

6 ごみ処理の課題の抽出・整理

1) ごみ処理の評価

(1) 評価項目

「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」に準拠し、各市町の評価を行います。評価は環境省の「一般廃棄物処理実態調査結果（平成 29 年度）」から得られる表 34 に示す項目について行う。

表 34 評価項目

視点	指標で測るもの	指標の名称	単位	計算方法
循環型社会形成	廃棄物の発生	1人1日当たり 総ごみ排出量	g/人・日	(年間収集量+年間直接搬入量+集団回収量)÷計画収集人口÷365日(又は366日)
	廃棄物の再生利用	廃棄物からの 資源回収率*	t/t	総資源化量÷(年間収集量+年間直接搬入量+集団回収量)
	最終処分	廃棄物のうち 最終処分される割合	t/t	最終処分量÷(年間収集量+年間直接搬入量+集団回収量)
経済性	費用対効果	1人当たり 年間処理経費	円/人・年	廃棄物処理に要する総費用÷計画収集人口
		最終処分減量 に要する費用	円/t	(処理及び維持管理費-最終処分費-調査研究費)÷(総ごみ排出量-最終処分量)

(2) 比較対象

表 34 で示した各項目について、他都市と比較を行い、本地域の状況の評価する。比較対象は、各市町と都市類型が同じ全国の類似自治体とする。なお、本地域の都市類型を表 35 に示す。

表 35 都市類型

自治体	都市形態	人口区分	産業構造（人口比率）
都城市	都市	Ⅳ 人口 15 万人以上	1 二次・三次産業 95%未満、 三次産業 55%以上
三股町	町村	Ⅴ 人口 2 万人未満	2 二次・三次産業 80%以上、 三次産業 55%以上

(3) 分析結果

① 都城市

都城市と都市類型が同じ都市（10自治体）との比較を図 34 及び表 36 に示す。

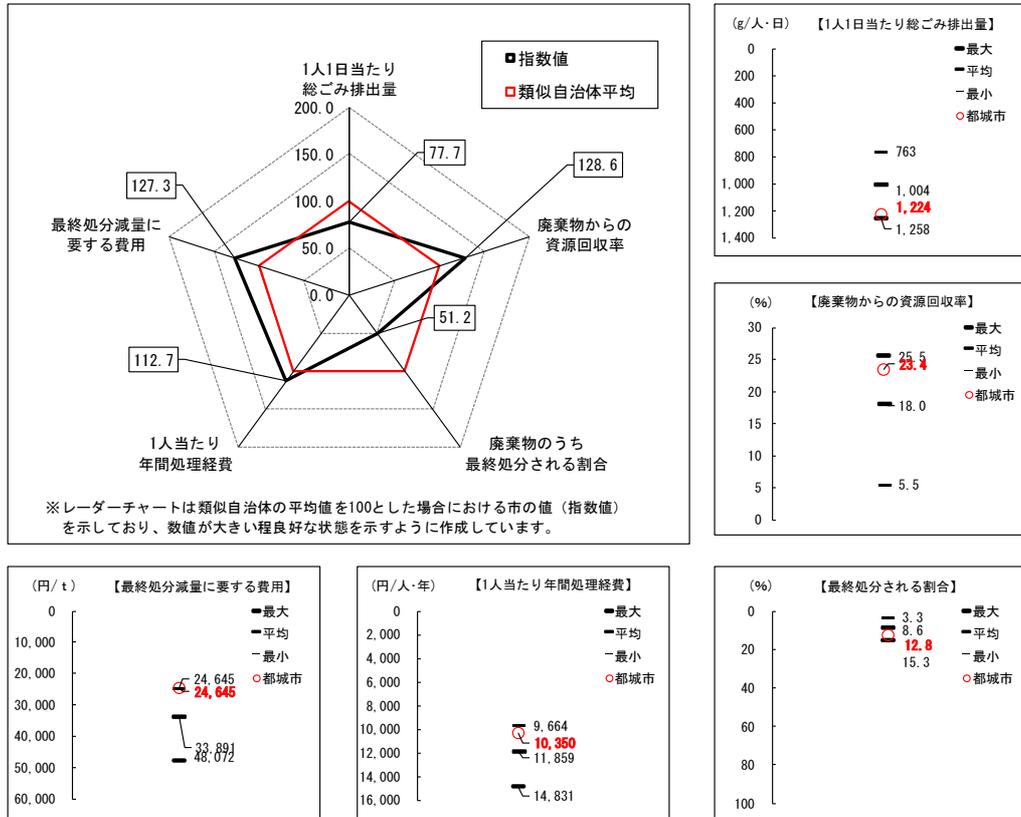


図 34 都城市と類似都市の比較

表 36 分析結果（平成 29 年度実績より同類型都市との比較）

比較項目	類似自治体平均値との比較	評価 ※1
1 人 1 日当たり総ごみ排出量 [g/人・日]	1,224 > 1,004 (平均)	1 人 1 日のごみ量が多い
廃棄物からの資源回収率 (資源化率) [%]	23.4 > 18.0 (平均)	資源化率が高い
廃棄物のうち最終処分される割合 [%] ※2	12.8 > 8.60 (平均)	最終処分率が高い
1 人 当 たり 年 間 処 理 経 費 [円/人・年]	10,350 < 11,859 (平均)	1 人 当 たり の 処 理 経 費 が 安 い
最終処分減量に要する費用 [円/t]	24,645 < 33,891 (平均)	最終処分減量経費が安い

※1 青字…平均より優れている項目、赤字…平均より劣っている項目

※2 RDF・セメント原料化等を除く

② 三股町

三股町と都市類型が同じ都市（139自治体）との比較を図 35 及び表 37 に示す。

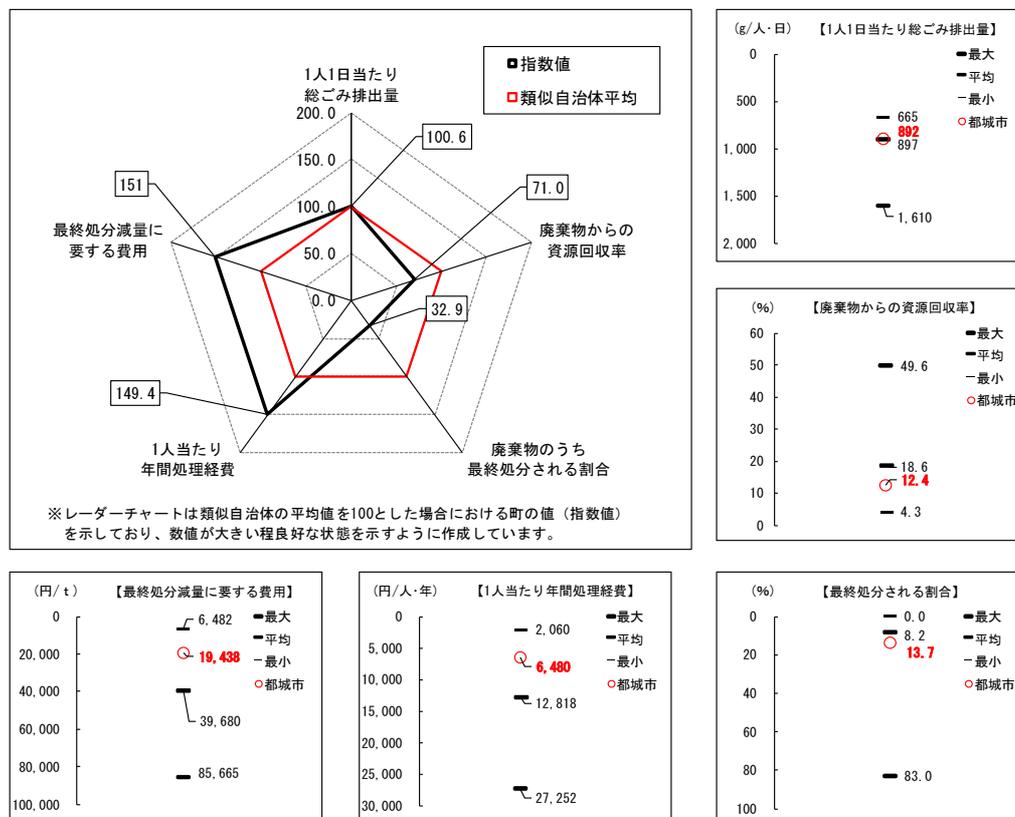


図 35 三股町と類似都市の比較

表 37 分析結果（平成 29 年度実績より同類型都市との比較）

比較項目	類似自治体平均値との比較	評価 ※1
1人1日当たり総ごみ排出量 〔g/人・日〕	892 < 897 (平均)	1人1日のごみ量が少ない
廃棄物からの資源回収率 (資源化率) [%]	13.2 < 18.6 (平均)	資源化率が低い
廃棄物のうち最終処分される割合 [%] ※2	13.7 > 8.2 (平均)	最終処分率が高い
1人当たり年間処理経費 〔円/人・年〕	6,480 < 12,818 (平均)	1人当たりの処理経費が安い
最終処分減量に要する費用 〔円/t〕	19,438 < 39,680 (平均)	最終処分減量経費が安い

※1 青字…平均より優れている項目、赤字…平均より劣っている項目

※2 RDF・セメント原料化等を除く

2) 課題の抽出

(1) 排出抑制・再資源化

本地域の2018年度(平成30年度)における1人1日当たりのごみ排出量は都城市が1,170g/人・日、三股町が910g/人・日である。

1人1日当たりのごみ排出量の2017年度(平成29年度)における全国平均値は920g/人・日、宮崎県平均値は956g/人・日であることから、都城市はいずれの値も大きく上回っている状況にある。

一方、2018年度(平成30年度)の再資源化率は、都城市が20.5%、三股町が12.6%、本地域が19.7%であり、宮崎県平均値17.1%に比べるとやや高い水準にあるといえるが、2017年度(平成29年度)の全国平均値20.2%とは同程度である。しかし、資源化率は年々減少傾向にあるため、現状のまま推移した場合、これらの平均値より低い水準になることが考えられる。

以上のことから、本地域においてはごみの排出抑制を重点的に進めるとともに、資源ごみの分別の徹底等により再資源化率の向上を図る必要がある。

(2) 収集・運搬

都城市は、2006年(平成18年)の合併に伴いごみの旧1市4町の分別区分を統一化している。

資源ごみについては資源集積場の置き場における地域特有の課題が残っており、場所によって住民サービスの差が生じないように、十分な配慮が必要である。

また、収集運搬については、効率的で充実したごみの分別排出の徹底、ごみの集積所(ステーション)管理の適正化を図る必要がある。

三股町においては地域による収集頻度等の差異はないものの、今後は高齢化の進行によりごみの集積所までの排出が困難となる家庭が増加していくことが予測されることから、これらの家庭に対する排出補助や収集方法について検討を進める必要がある。

(3) 中間処理

現在、本地域で行っている中間処理は、可燃ごみ、可燃性粗大ごみの焼却処理及び不燃ごみ、不燃性粗大ごみ、資源ごみ等の破碎・選別及び再資源化処理である。

焼却施設については、2015年(平成27年)3月より都城市クリーンセンターが新たに稼働を開始し、本地域の可燃ごみ等を安定的に処理するとともに、焼却処理により生じる余熱を利用して発電を行いエネルギーとしての有効活用(サーマルリサイクル)を行っている。

また、2005年(平成17年)4月より稼働した都城市リサイクルプラザでは、本地域の不燃ごみ、不燃性粗大ごみ等の破碎選別処理を行い、鉄・アルミ等の資源化を行っている。

リサイクルプラザのさいせい館では、施設見学案内と同時にごみの分別及びごみ減量化の必要性を直接市民に啓発指導を行っている。

さいせい館はリサイクル活動の拠点施設であり、市民一人ひとりがごみの排出抑制、資源の循環利用についての意識を持ち、行動を起すきっかけづくりを担うものであり、更なるごみ減量化の啓発活動の実践が望まれる。

(4) 最終処分

本地域には、1999年（平成11）年4月から稼働した都城市一般廃棄物最終処分場、2005年（平成17年4月）から稼働した都城市高崎一般廃棄物最終処分場、三股町一般廃棄物最終処分場の3つの最終処分場がある。

都城市クリーンセンターが稼働してからは、分別区分の変更（プラスチック製品を不燃ごみから可燃ごみへ変更）もあり、最終処分量が大きく減少しているものの、都城市高崎一般廃棄物最終処分場は2020年度には埋立が完了する見込みである。

一方、都城市一般廃棄物最終処分場（第2期）においては、埋立容量があとわずかの状況であるため2019年度現在において嵩上げ工事を実施している。また、都城市では併行して都城市一般廃棄物最終処分場（第3期）の整備事業も推進しており、当該施設は2023年度（令和5年度）から埋立開始を予定している。

三股町一般廃棄物最終処分場の2018年度（平成30年度）における残余容量は30,099 m³であり、残余年数は約26年と予測されていることから、当面は現施設を適正に管理しながら、埋立を継続していく。

第4章 ごみ処理基本計画の策定

1 計画策定に関する基本的事項

1) 基本方針

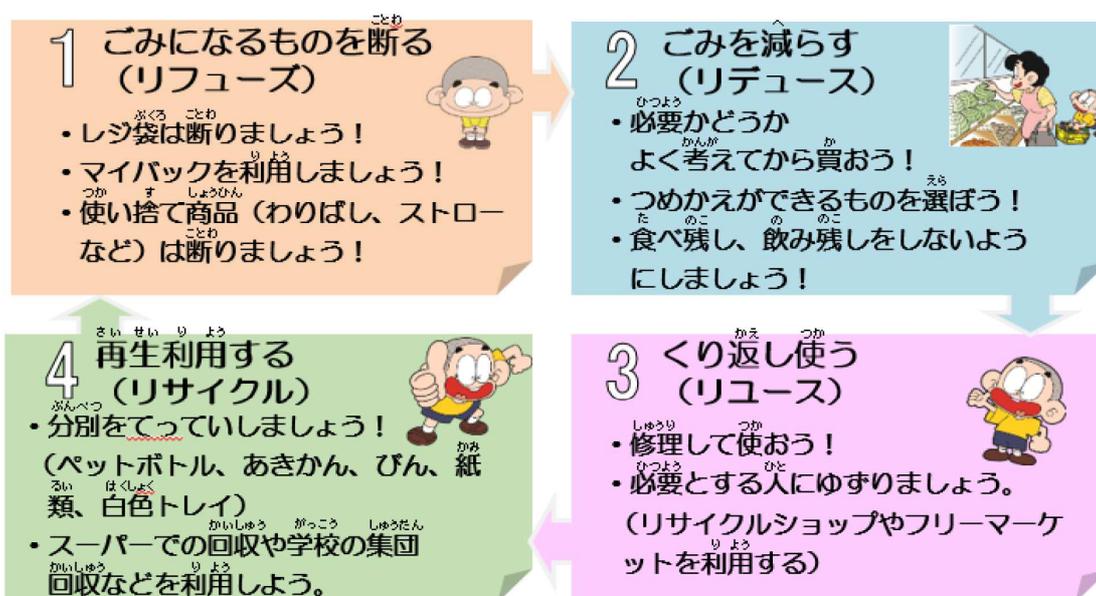
廃棄物の排出抑制、再生利用等によるごみの減量化を促進するには、住民、排出事業者及び行政がそれぞれの適切な役割分担を踏まえた取り組みを積極的に行うことが必要であり、これらの取り組みは、関係者が相互に連携することによりさらに効果を上げることができる。

また、住民、排出事業者及び行政が創造する廃棄物の4R運動（図 36）を通じて、本地域における循環型社会の構築、快適な生活環境の保全及び廃棄物の適正な処理を基本方針として掲げる。

<本地域の基本方針>

- ◆ 住民、排出事業者、行政等がそれぞれの役割を確立し、それぞれが主体となって廃棄物の減量化・資源化に取り組む。
- ◆ 住民、排出事業者、行政が互いに協力しあえる体制づくりを目指す。
- ◆ 住民へのごみ減量化への啓発を積極的に行っていく。
- ◆ 住民によるリサイクル活動の場を提供する。

4R運動のススメ



引用：都城市環境基本計画（2018年3月改定）

図 36 4R運動の普及啓発

2) 計画処理区域とごみ処理体制に関する計画

(1) 計画処理区域

本計画の計画期間において、本地域がごみ処理を行う区域は、都城市及び三股町の行政区域とする。

(2) ごみ処理体制

本計画において、ごみ処理過程における実施主体は現状を維持し、次のように定める。

本地域における「収集・運搬」は、都城市及び三股町がそれぞれの行政区域内で行う。

「中間処理」は、都城市が実施主体となり、中間処理施設の設置及び管理・運営を行い、三股町分については委託処理を行う。

また、「最終処分」は、都城市及び三股町がそれぞれ保有する最終処分場を管理・運営するものとする。

表 38 ごみ処理体制及び実施主体

ごみの種類		収集・運搬		中間処理		最終処分	
生活系ごみ	可燃ごみ	都城市：市・委託 三股町：委託		都城市：市・指定管理 三股町：町・委託	都城市：市・委託 三股町：町・委託		
	不燃ごみ						
	資源ごみ						
	有害ごみ						
	危険ごみ						
	粗大ごみ	都城市：住民・市 三股町：住民					
	埋立ごみ	都城市：住民 三股町：住民					
事業系ごみ		事業者又は事業者が委託した許可業者		都城市：市・指定管理 三股町：町・委託		都城市：市・委託 三股町：町・委託	

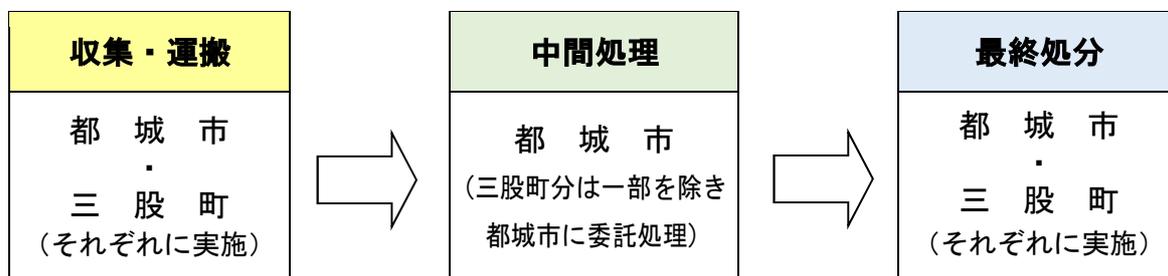


図 37 ごみ処理過程における実施主体

2 ごみ排出量及び処理量の見通し

1) ごみ排出量の予測方法

ごみ排出量の予測方法は図 38 に示すとおりであり、人口の予測とごみ排出原単位の予測をそれぞれ行い、その結果を乗じることで将来のごみ排出量の予測値とした。

将来人口は、市町の他の計画との整合性を勘案し、「都城市まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「三股町まち・ひと・しごと創生総合戦略」における将来予測値を採用する。

ごみ排出量原単位に予測は、都城市クリーンセンターが稼働した後の 2015 年度～2018 年度（平成 27 年度～平成 30 年度）の 4 年間の実績値を基にトレンド推計※を行った。

※トレンド推計…過去の実績から回帰式（関数式）を求め、将来値の予測を行う方法

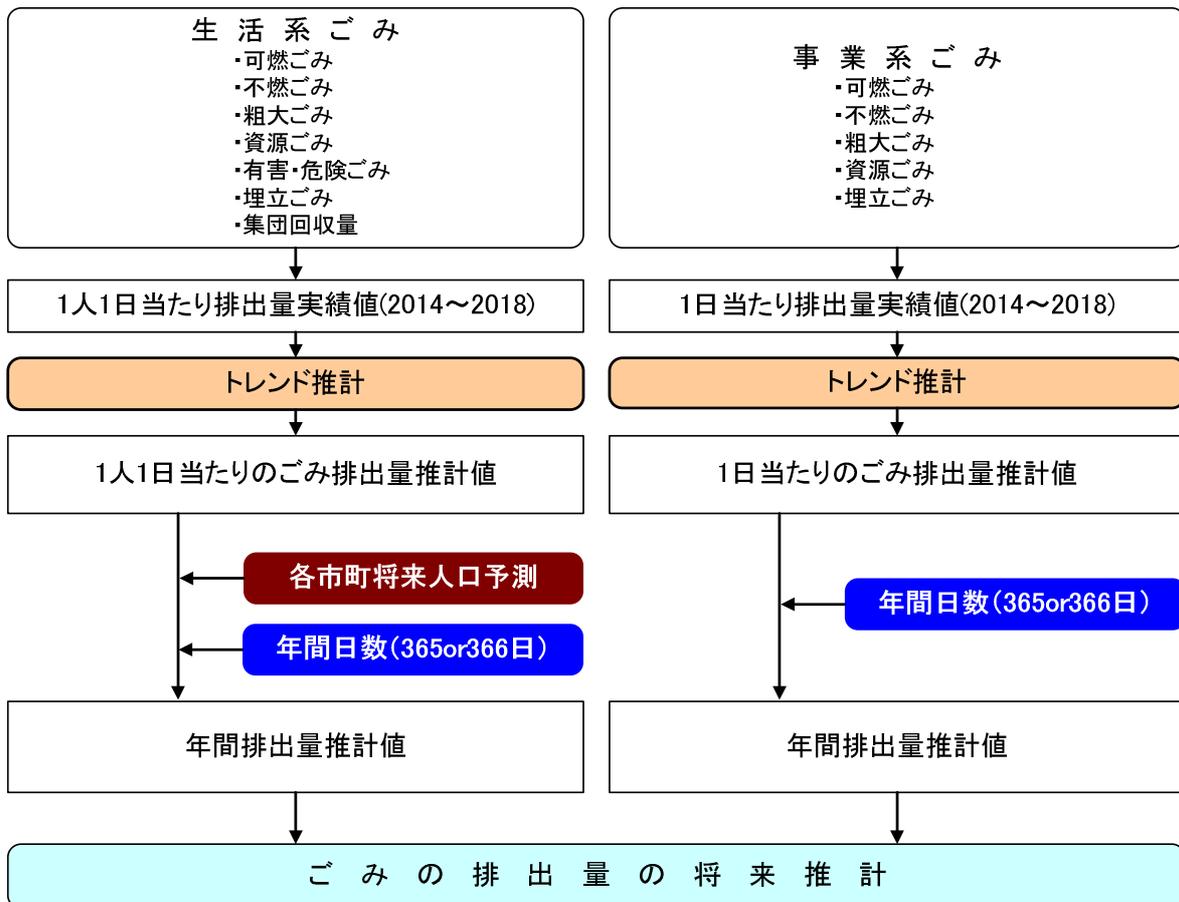


図 38 ごみ排出量の予測方法

2) 人口の予測

本計画における将来人口は前述のとおり「都城市まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「三股町まち・ひと・しごと創生総合戦略」における将来予測値を採用する。ただし、これらの計画では5年毎の人口しか示されていないため、間の4年間は直線式で補間している。

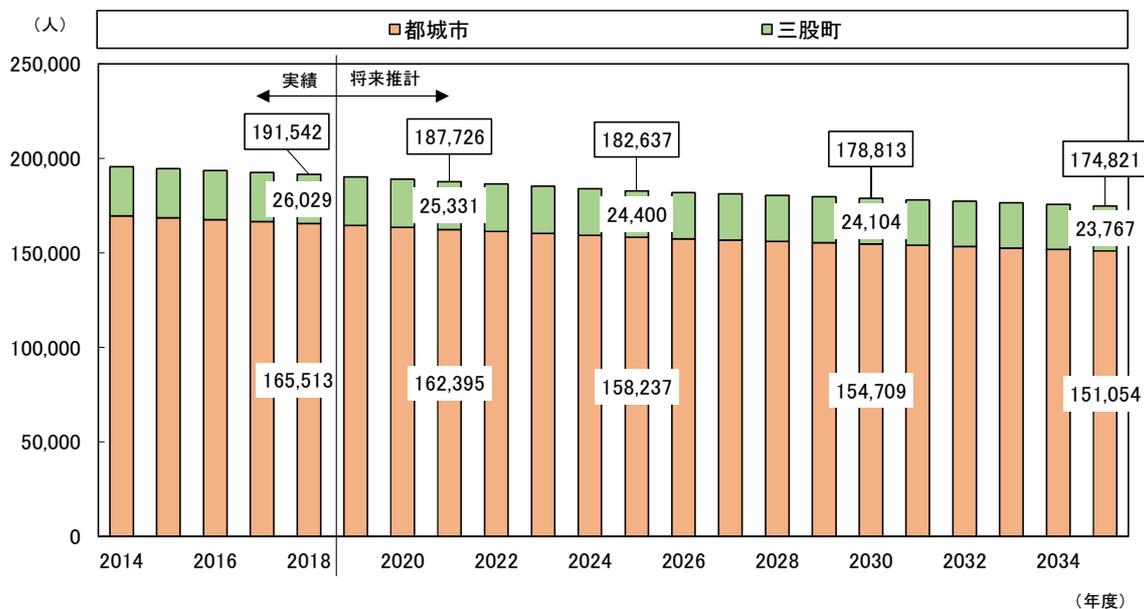


図 39 都城市及び三股町の将来人口

3) ごみ排出量の予測結果（現状推移）

将来人口の予測及びごみ排出原単位のトレンド推計結果より算出した将来のごみ排出量の予測結果を以下に示す。

(1) 都城・北諸ブロック

本地域のごみ排出量を表 39 及び図 40 に示す。

1人1日当たりのごみ排出量は今後も横這いで推移するものと予測されるが、ごみ排出量は人口の減少に伴い、減少していくことが予測される。

表 39 ごみ排出量の推移（都城・北諸ブロック 現状推移）

項目	単位	2018	2021	2025	2030	2035
		H30	R3	R7	R12	R17
人口	人	191,542	187,726	182,637	178,813	174,821
生活系ごみ排出量	t/年	51,021	50,272	49,135	48,297	47,489
事業系ごみ排出量	t/年	28,272	27,029	26,026	25,193	24,656
集団回収量	t/年	12	9	7	5	5
総ごみ排出量	t/年	79,305	77,310	75,168	73,495	72,150
生活系ごみ排出原単位	g/人・日	730	734	737	740	742
事業系ごみ排出原単位	t/日	77	74	71	69	67
集団回収量原単位	g/人・日	0	0	0	0	0
総ごみ排出原単位	g/人・日	1,134	1,128	1,128	1,126	1,128

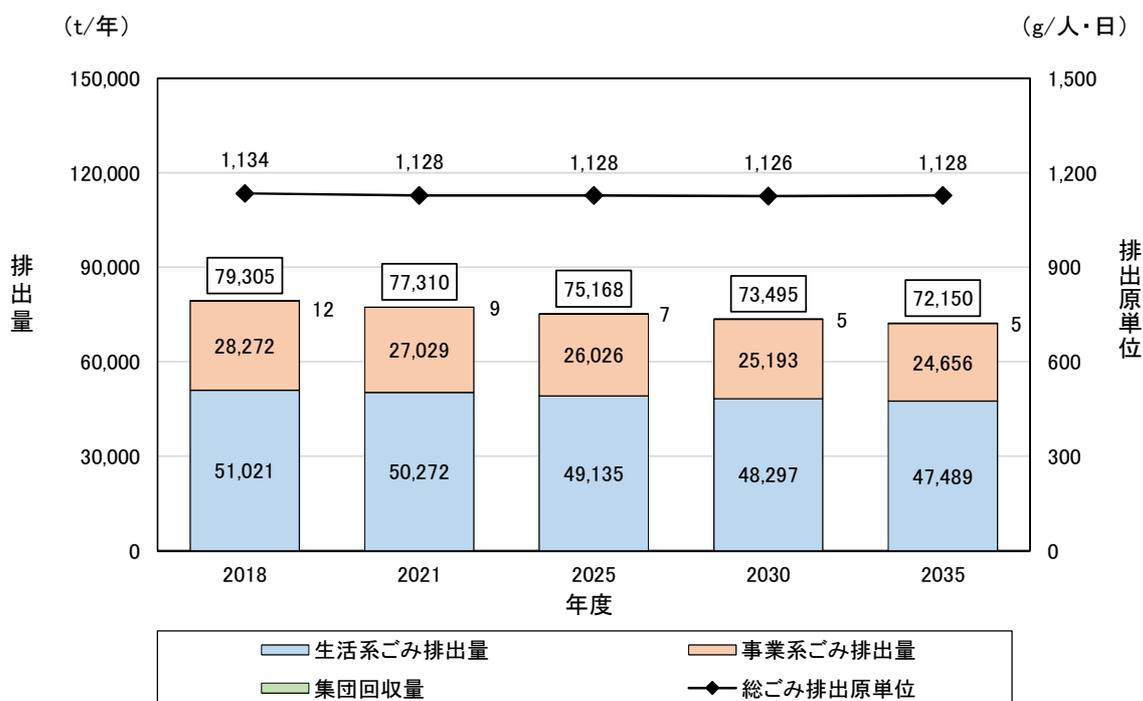


図 40 ごみ排出量の推移（都城・北諸ブロック 現状推移）

(2) 都城市

都城市のごみ排出量を表 40 及び図 41 に示す。

1 人 1 日当たりのごみ排出量は今後も横這いで推移するものと予測されるが、ごみ排出量は人口の減少に伴い、減少していくことが予測される。

表 40 ごみ排出量の推移（都城市 現状推移）

項目	単位	2018	2021	2025	2030	2035
		H30	R3	R7	R12	R17
人口	人	165,513	162,395	158,237	154,709	151,054
生活系ごみ排出量	t/年	43,923	43,363	42,476	41,715	40,977
事業系ごみ排出量	t/年	26,732	25,489	24,486	23,653	23,112
集団回収量	t/年	—	—	—	—	—
総ごみ排出量	t/年	70,655	68,852	66,962	65,368	64,089
生活系ごみ排出原単位	g/人・日	727	732	735	739	741
事業系ごみ排出原単位	t/日	73	70	67	65	63
集団回収量原単位	g/人・日	—	—	—	—	—
総ごみ排出原単位	g/人・日	1,170	1,162	1,159	1,158	1,159

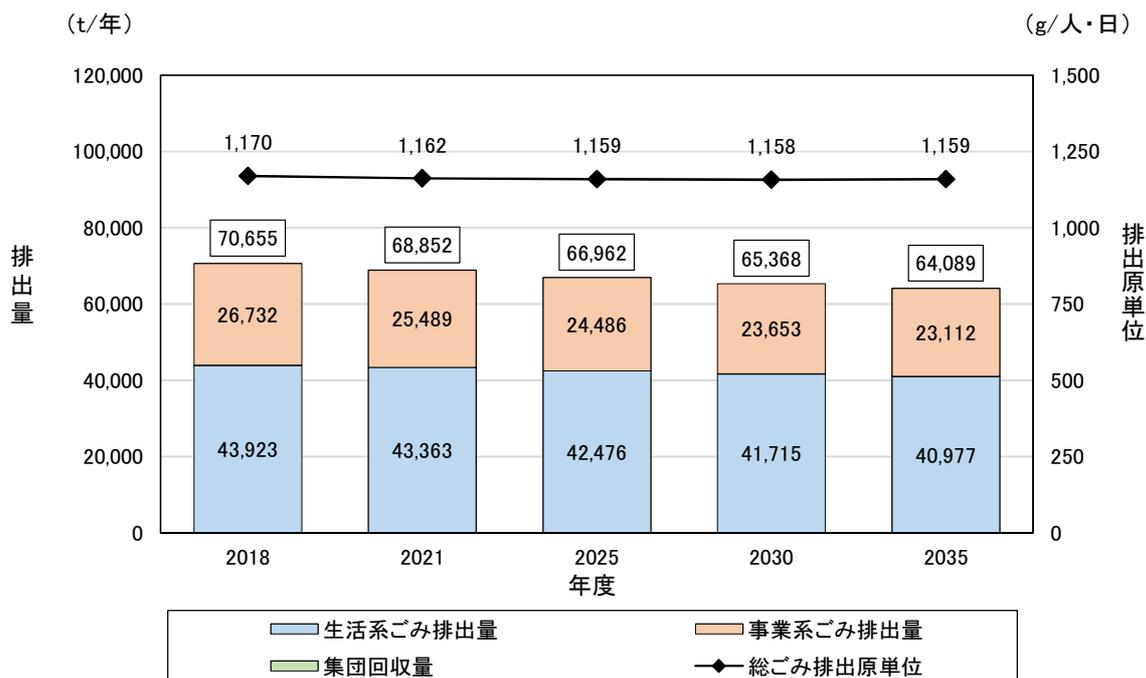


図 41 ごみ排出量の推移（都城市 現状推移）

(3) 三股町

三股町のごみ排出量を表 41 及び図 42 に示す。

ごみ排出量は人口の減少に伴い、減少していくことが予測されるが、1人1日当たりのごみ排出量は今後増加傾向で推移するものと予測される。

表 41 ごみ排出量の推移（三股町 現状推移）

項目	単位	2018	2021	2025	2030	2035
		H30	R3	R7	R12	R17
人口	人	26,029	25,331	24,400	24,104	23,767
生活系ごみ排出量	t/年	7,098	6,909	6,659	6,582	6,512
事業系ごみ排出量	t/年	1,540	1,540	1,540	1,540	1,544
集団回収量	t/年	12	9	7	5	5
総ごみ排出量	t/年	8,650	8,458	8,206	8,127	8,061
生活系ごみ排出原単位	g/人・日	747	747	748	748	749
事業系ごみ排出原単位	t/日	4	4	4	4	4
集団回収量原単位	g/人・日	1	1	1	1	1
総ごみ排出原単位	g/人・日	910	915	921	924	927

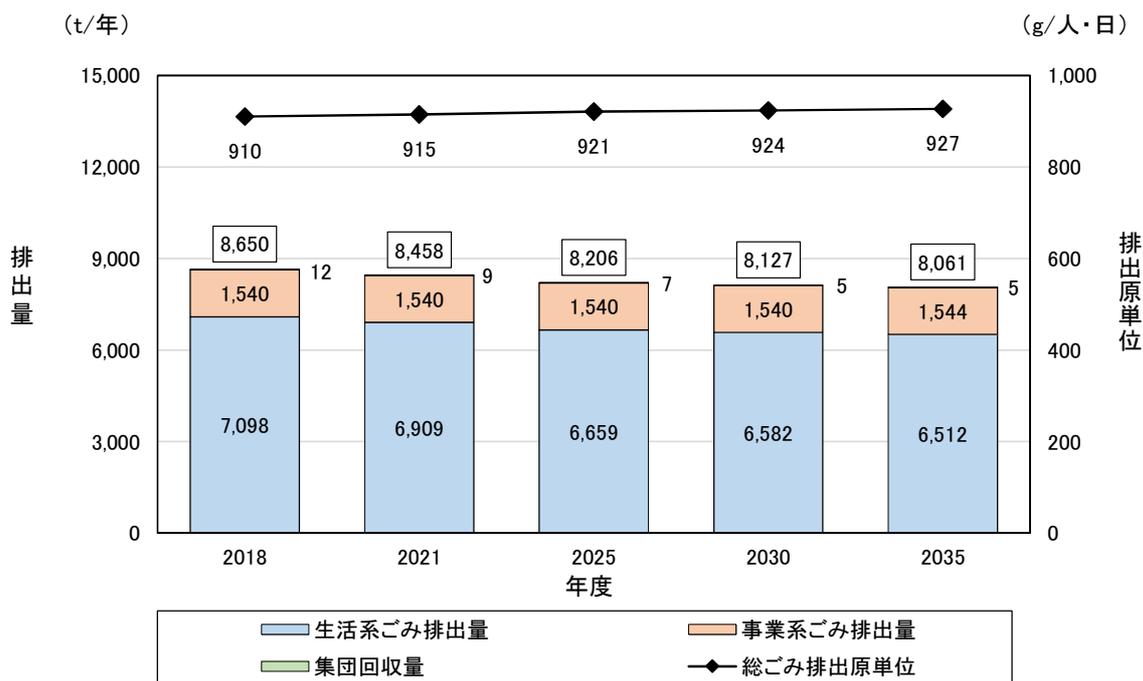


図 42 ごみ排出量の推移（三股町 現状推移）

3 ごみの排出抑制のための方策に関する事項

1) 国、県、市におけるごみ排出抑制等に関する目標値

ごみ処理基本計画では、実績と今後の処理体制等を勘案し、新たな目標値を設定する。参考として、ごみ排出抑制等に係る国、県等の数値目標を以下に示す。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく基本方針

【国の目標値（廃棄物処理法）】
<p>2020年度（令和2年度）を目標年度とし、2012年度（平成24年度）実績に対して、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ総排出量を約12%削減 ・排出量に対する再生利用量の割合を約21%から約27%に増加 ・最終処分量を約14%削減 ・1人1日当たりの家庭ごみ排出量[※]を500グラムとする <p>※「家庭ごみ排出量」＝「生活系ごみ」－「集団回収量」－「資源ごみ」－「直接搬入ごみのうち資源として利用されるもの」</p> <p>上記のほか、下記の目標も設定されている</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(3) その他の目標</p> <p>イ 家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合の調査を実施したことがある市町村数について、現状（平成25年度 43市町村）に対し、平成30年度において、200市町村に増大させる。</p> <p>ロ 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。）第2条第3項に定める特定家庭用機器が一般廃棄物になったもの（以下「特定家庭用機器一般廃棄物」という。）のうち、小売業者が同法に基づく引取義務を負わないものの回収体制を構築している市町村の割合について、現状（平成25年度 約59%）に対し、平成30年度までに、100%まで増大させる。</p> <p>ハ 使用済小型電子機器等の再生のための回収を行っている市町村の割合について、現状（平成25年度 約43%）に対し、平成30年度までに、80%まで増大させる。</p> </div> <p>参考…「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成28年1月21日公表分）」より</p>

(2) 循環型社会形成推進基本計画

【国の目標値（循環型社会形成推進基本計画）】
<p>2025年度（令和6年度）を目標年度として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1人1日当たりのごみ排出量 約850g/人/日^{※1} ・1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 約440g/人/日^{※2} ・事業系ごみ排出量 約1,100万トン^{※3}。 ・一般廃棄物の出口側の循環利用率 約28%^{※4} ・残余容量20年分を維持する（本項目は2022年度） <p>※1…1人1日当たりのごみ排出量＝ごみ排出量（計画収集量、直接搬入量、集団回収量を加えた事業系を含む一般廃棄物の排出量）／人口／365日</p> <p>※2…1人1日当たりの家庭系ごみ排出量＝家庭系ごみ排出量（集団回収量、資源ごみ等を除いた家庭からの一般廃棄物の排出量）／人口／365日</p> <p>※3…平成28年度の事業系ごみ排出量は約1,299万トン</p> <p>※4…一般廃棄物の出口側の循環利用率＝一般廃棄物の循環利用量／一般廃棄物の排出量</p> <p>参考…「循環型社会形成推進基本計画 平成30年6月」</p>

(3) 宮崎県環境計画

【県の目標値】

2020年度（令和2年度）を目標年度とし、2013年度（平成25年度）の実績に対して

- ・1人1日当たりごみ排出量：2013年度 969 g/人・日 → 2020年度 930 g/人・日
- ・再生利用率：2013年度 19.0% → 2020年度 25.0%
- ・最終処分率：2013年度 12.6% → 2020年度 11.0%

参考…「宮崎県環境計画（平成28年3月）」

(4) 都城市総合計画

【市の目標値】

2021年度（令和3年度）を目標年度として

- ・ごみ排出量：2016年度 78,272 t/年 → 2021年度 76,957 t/年

参考…「第2次都城市総合計画（平成30年3月）」

(5) 第三次宮崎市一般廃棄物処理基本計画

【市の目標値】

2027年度（令和9年度）を目標年度として

- ・1人1日当り排出量：2016年度 970 g/人・日 → 2027年度 939 g/人・日以下
- ・再生利用量：2016年度 15.8% → 2027年度 17.0%以上
- ・最終処分量：2016年度 12.3% → 2027年度 11.0%以下
- ・1人1日当り家庭ごみ排出量※：2016年度 677 g/人・日 → 2027年度 660 g/人・日以下

※「家庭ごみ」は本計画の「生活系ごみ」と同義であり、本計画の「家庭ごみ」とは異なる。

参考…「第3次宮崎市一般廃棄物処理基本計画（平成30年3月）」

2) 本計画における排出抑制目標値の設定

本計画においては、国の基本方針等を参考に排出抑制に関する目標値を以下のとおり設定する。

《本地域の排出抑制目標》

◆排出抑制目標

2035年度を目標として、

- ・ ゴミ総排出量を2018年度の実績値から約**12%**削減する。
 - 〔本地域〕2018年度：79,305 t/年 → 2035年度：69,455 t/年
 - 〔都城市〕2018年度：70,655 t/年 → 2035年度：61,600 t/年
 - 〔三股町〕2018年度：8,650 t/年 → 2035年度：7,855 t/年
- ・ 生活系ゴミ総排出量を2018年度の実績値から約**10%**削減する。
 - 〔本地域〕2018年度：51,021 t/年 → 2035年度：45,810 t/年
 - 〔都城市〕2018年度：43,923 t/年 → 2035年度：39,427 t/年
 - 〔三股町〕2018年度：7,098 t/年 → 2035年度：6,383 t/年
- ・ 事業系ゴミ総排出量を2018年度の実績値から約**16%**削減する。
 - 〔本地域〕2018年度：28,272 t/年 → 2035年度：23,640 t/年
 - 〔都城市〕2018年度：26,732 t/年 → 2035年度：22,173 t/年
 - 〔三股町〕2018年度：1,540 t/年 → 2035年度：1,467 t/年

3) 排出抑制目標値の設定について

排出抑制目標値の設定方法については、生活系ゴミと事業系ゴミそれぞれ、削減目標を設定するものとする。

生活系ゴミについては、将来推計値1人1日あたりの家庭ゴミ[※]排出量が2035年度の682g/人・日に対して、2018年度実績値662g/人・日を下回る、650g/人・日に設定する。

事業系ゴミについては、資源ゴミを除いた、2018年度ゴミ排出量から、5%の削減目標値を設定する。

本地域及び各市町の計画値の一覧を表42～表44に、現状推移と計画値を図43～図47に示す。

※家庭系ゴミ排出量…生活系ゴミ排出量から、収集・直接搬入資源ゴミ、集団回収を除いたゴミ排出量。

表 42 ごみ排出量等の計画値（都城・北諸ブロック）

項目	単位	実績		計画初年度	中間目標年度				計画目標年度
		2018年度	2021年度	2025年度	2030年度		2035年度		
		平成30年度	令和3年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度			
ごみ総排出量	t/年	79,305	—	77,077 ▲ 2,228	74,126 ▲ 5,179	71,581 ▲ 7,724	69,455 ▲ 9,850		
1人1日当たり排出量	g/人・日	1,134	—	1,125 ▲ 9	1,112 ▲ 22	1,097 ▲ 38	1,086 ▲ 49		
生活系ごみ排出量	t/年	51,021	—	50,105 ▲ 916	48,429 ▲ 2,592	47,063 ▲ 3,958	45,810 ▲ 5,211		
1人1日当たり排出量	g/人・日	730	—	731	726 ▲ 3	721 ▲ 9	716 ▲ 14		
うち、家庭ごみ排出量	t/年	46,257	—	45,597 ▲ 660	44,068 ▲ 2,189	42,786 ▲ 3,471	41,590 ▲ 4,667		
1人1日当たり排出量	g/人・日	662	—	665	661 ▲ 1	656 ▲ 6	650 ▲ 12		
事業系ごみ排出量	t/年	28,272	—	26,963 ▲ 1,309	25,690 ▲ 2,582	24,513 ▲ 3,759	23,640 ▲ 4,632		
1日当たり排出量	t/日	77	—	74 ▲ 4	70 ▲ 7	67 ▲ 10	65 ▲ 13		
うち、資源を含まない事業系ごみ排出量	t/年	20,255	—	20,189 ▲ 66	19,919 ▲ 336	19,575 ▲ 680	19,294 ▲ 961		
1日当たり排出量	t/日	55	—	55 ▲ 0	55 ▲ 1	54 ▲ 2	53 ▲ 3		
集団回収量	t/年	12	—	9 ▲ 3	7 ▲ 5	5 ▲ 7	5 ▲ 7		
再資源化量	t/年	15,584	—	14,276 ▲ 1,308	13,193 ▲ 2,391	12,318 ▲ 3,266	11,669 ▲ 3,915		
再資源化率	%	19.7%	—	18.5% ▲ 1.1%	17.8% ▲ 1.9%	17.2% ▲ 2.4%	16.8% ▲ 2.9%		
最終処分量	t/年	10,616	—	10,459 ▲ 157	10,155 ▲ 461	9,888 ▲ 728	9,649 ▲ 967		
最終処分率	%	13.4%	—	13.6% 0.2%	13.7% 0.3%	13.8% 0.4%	13.9% 0.5%		

表 43 ごみ排出量等の計画値（都城市）

項目	単位	実績		計画初年度	中間目標年度				計画目標年度
		2018年度	2021年度	2025年度	2030年度		2035年度		
		平成30年度	令和3年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度			
ごみ総排出量	t/年	70,655	—	68,636 ▲ 2,019	65,998 ▲ 4,657	63,600 ▲ 7,055	61,600 ▲ 9,055		
1人1日当たり排出量	g/人・日	1,170	—	1,158 ▲ 12	1,143 ▲ 27	1,126 ▲ 43	1,114 ▲ 55		
生活系ごみ排出量	t/年	43,923	—	43,208 ▲ 715	41,821 ▲ 2,102	40,574 ▲ 3,349	39,427 ▲ 4,496		
1人1日当たり排出量	g/人・日	727	—	729	724 ▲ 3	719 ▲ 9	713 ▲ 14		
うち、家庭ごみ排出量	t/年	40,012	—	39,507 ▲ 505	38,223 ▲ 1,789	37,040 ▲ 2,972	35,936 ▲ 4,076		
1人1日当たり排出量	g/人・日	662	—	667	662 ▲ 1	656 ▲ 6	650 ▲ 12		
事業系ごみ排出量	t/年	26,732	—	25,428 ▲ 1,304	24,177 ▲ 2,555	23,026 ▲ 3,706	22,173 ▲ 4,559		
1日当たり排出量	t/日	73	—	70 ▲ 4	66 ▲ 7	63 ▲ 10	61 ▲ 13		
うち、資源を含まない事業系ごみ排出量	t/年	18,720	—	18,659 ▲ 61	18,411 ▲ 309	18,093 ▲ 627	17,832 ▲ 888		
1日当たり排出量	t/日	51	—	51 ▲ 0	50 ▲ 1	50 ▲ 2	49 ▲ 3		
集団回収量	t/年	—	—	—	—	—	—		
再資源化量	t/年	14,492	—	13,227 ▲ 1,265	12,200 ▲ 2,292	11,348 ▲ 3,144	10,722 ▲ 3,770		
再資源化率	%	20.5%	—	19.3% ▲ 1.2%	18.5% ▲ 2.0%	17.8% ▲ 2.7%	17.4% ▲ 3.1%		
最終処分量	t/年	9,481	—	9,349 ▲ 132	9,085 ▲ 396	8,838 ▲ 643	8,615 ▲ 866		
最終処分率	%	13.4%	—	13.6% 0.2%	13.8% 0.3%	13.9% 0.5%	14.0% 0.6%		

表 44 ごみ排出量等の計画値（三股町）

項目	単位	実績		計画初年度	中間目標年度				計画目標年度
		2018年度	2021年度	2025年度	2030年度		2035年度		
		平成30年度	令和3年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度			
ごみ総排出量	t/年	8,650	—	8,441 ▲ 209	8,128 ▲ 522	7,981 ▲ 669	7,855 ▲ 795		
1人1日当たり排出量	g/人・日	910	—	913	913	907 ▲ 3	903 ▲ 7		
生活系ごみ排出量	t/年	7,098	—	6,897 ▲ 201	6,608 ▲ 490	6,489 ▲ 609	6,383 ▲ 715		
1人1日当たり排出量	g/人・日	747	—	746 ▲ 1	742 ▲ 5	738 ▲ 10	734 ▲ 13		
うち、家庭ごみ排出量	t/年	6,245	—	6,090 ▲ 155	5,845 ▲ 400	5,746 ▲ 499	5,654 ▲ 591		
1人1日当たり排出量	g/人・日	657	—	659	656 ▲ 1	653 ▲ 4	650 ▲ 7		
事業系ごみ排出量	t/年	1,540	—	1,535 ▲ 5	1,513 ▲ 27	1,487 ▲ 53	1,467 ▲ 73		
1日当たり排出量	t/日	4	—	4 ▲ 0	4 ▲ 0	4 ▲ 0	4 ▲ 0		
うち、資源を含まない事業系ごみ排出量	t/年	1,535	—	1,530 ▲ 5	1,508 ▲ 27	1,482 ▲ 53	1,462 ▲ 73		
1日当たり排出量	t/日	4	—	4 ▲ 0	4 ▲ 0	4 ▲ 0	4 ▲ 0		
集団回収量	t/年	12	—	9 ▲ 3	7 ▲ 5	5 ▲ 7	5 ▲ 7		
再資源化量	t/年	1,092	—	1,049 ▲ 43	993 ▲ 99	970 ▲ 122	947 ▲ 145		
再資源化率	%	12.6%	—	12.4% ▲ 2.0%	12.2% ▲ 0.4%	12.2% ▲ 0.5%	12.1% ▲ 0.6%		
最終処分量	t/年	1,135	—	1,110 ▲ 25	1,070 ▲ 65	1,050 ▲ 85	1,034 ▲ 101		
最終処分率	%	13.1%	—	13.2% 0.0%	13.2% 0.0%	13.2% 0.0%	13.2% 0.0%		

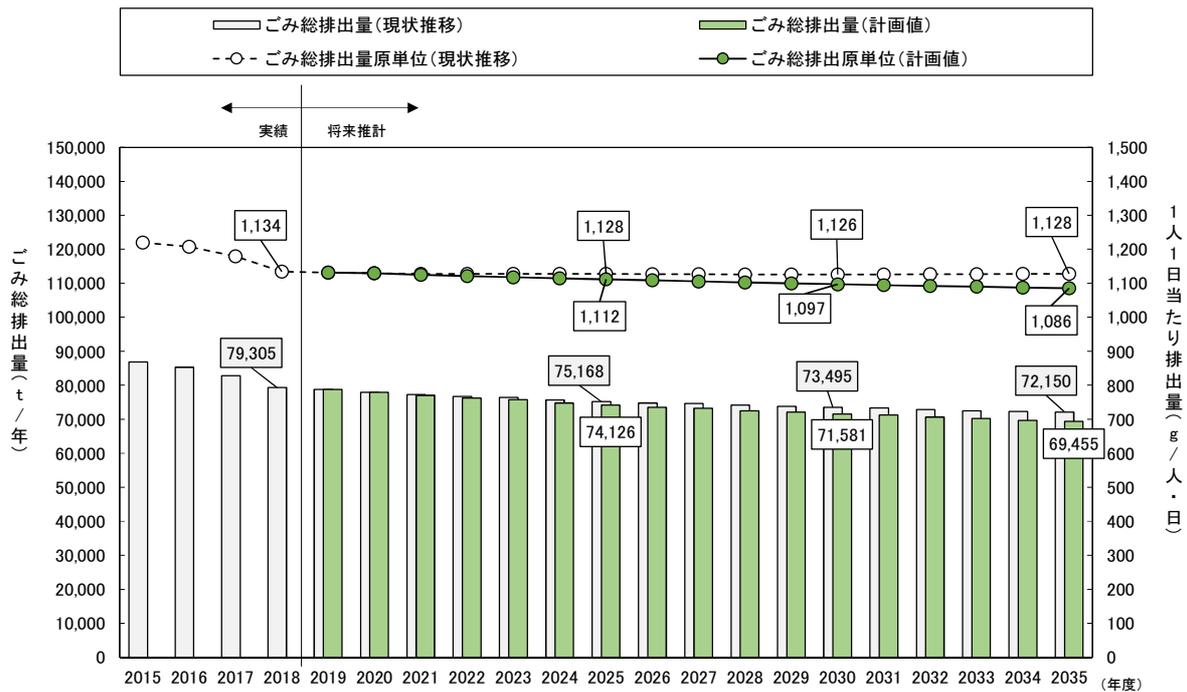
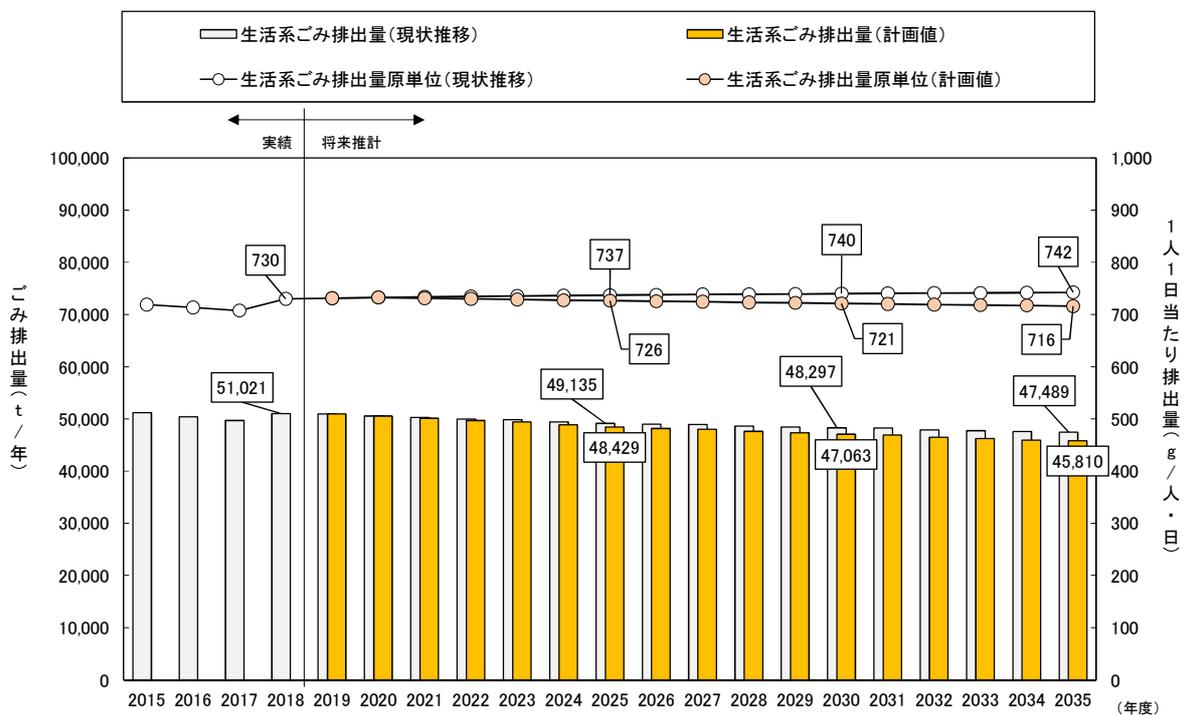
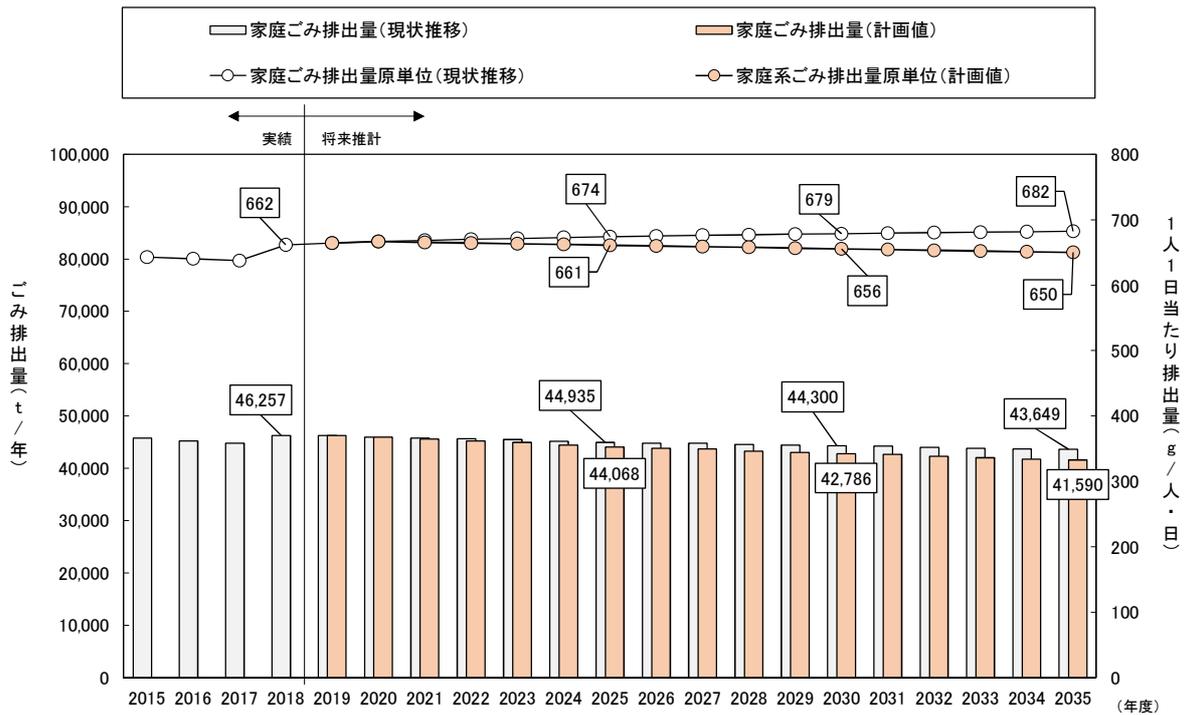


図 43 ごみ総排出量の将来推計（都城・北諸ブロック）



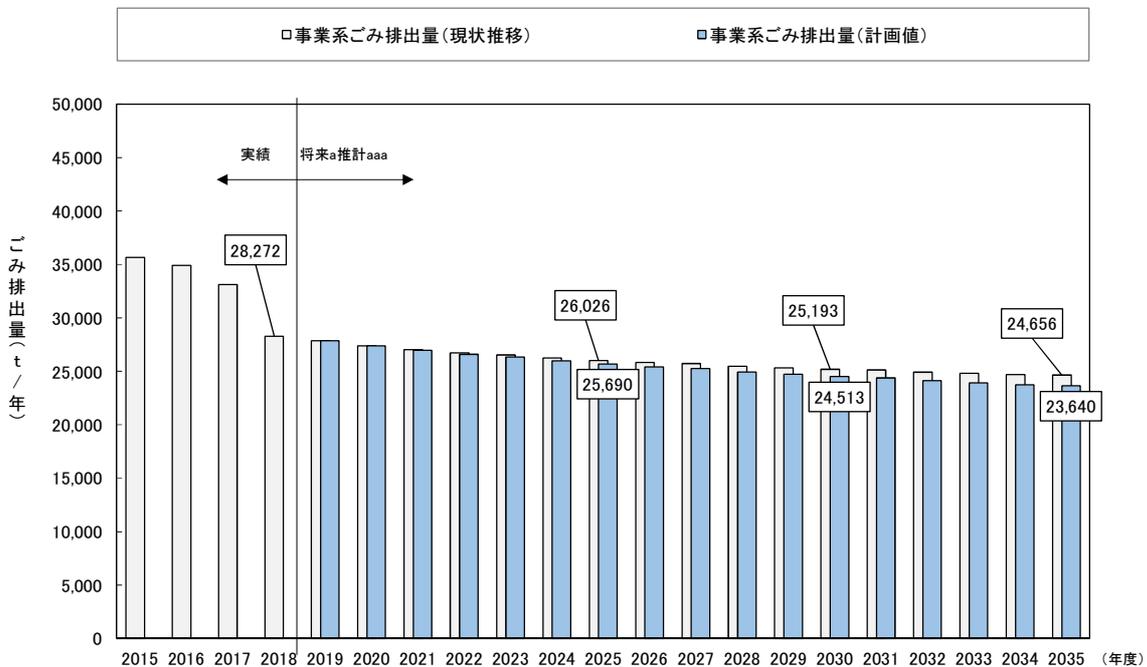
生活系ごみにおける、2035年度の排出抑制の目標値としては、生活系ごみ排出量を2018年度51,021 t/年の実績値から、45,810 t/年まで削減を目指すものとする。

図 44 生活系ごみ排出量の将来推計（都城・北諸ブロック）



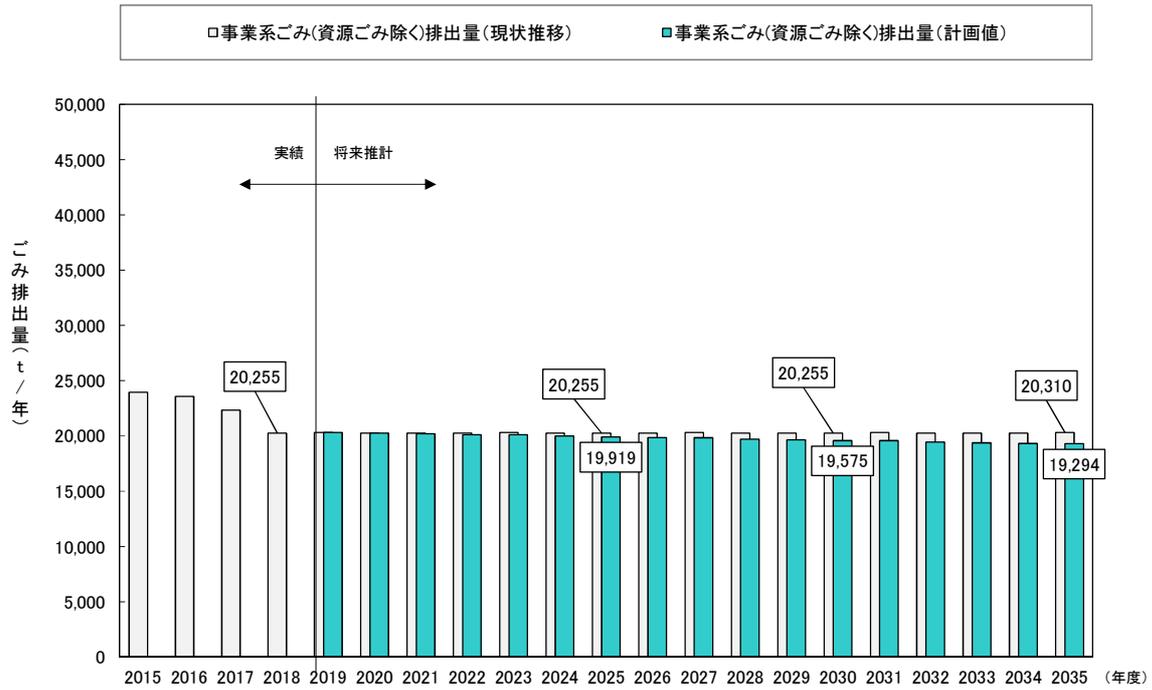
1人1日あたり家庭ごみ排出量について、2018年度662g/人・日の実績値から、2035年度に650g/人・日への削減を目指すものとする。

図 45 生活系ごみ排出量の将来推計（都城・北諸ブロック）



事業系ごみにおける、2035年度の排出抑制の目標値としては、事業系ごみ排出量を2018年度28,272 t/年の実績値から、23,640 t/年まで削減を目指すものとする。

図 46 事業系ごみ排出量の将来推計（都城・北諸ブロック）



資源ごみを除いた事業系ごみ排出量について2018年度の実績値から、5%の削減を目指すものとする。

図 47 事業系ごみ排出量（資源ごみ除く）の将来推計（都城・北諸ブロック）

4 計画ごみ排出量及び計画処理量

1) 計画ごみ排出量

(1) 都城・北諸ブロック

本地域におけるごみ排出量を表 45 及び図 48 に示す。

表 45 ごみ排出量の推移（都城・北諸ブロック 計画値）

項目	単位	2018	2021	2025	2030	2035
		H30	R3	R7	R12	R17
人口	人	191,542	187,726	182,637	178,813	174,821
生活系ごみ排出量	t/年	51,021	50,105	48,429	47,063	45,810
事業系ごみ排出量	t/年	28,272	26,963	25,690	24,513	23,640
集団回収量	t/年	12	9	7	5	5
総ごみ排出量	t/年	79,305	77,077	74,126	71,581	69,455
生活系ごみ排出原単位	g/人・日	730	731	726	721	716
事業系ごみ排出原単位	t/日	77	74	70	67	65
集団回収量原単位	g/人・日	0	0	0	0	0
総ごみ排出原単位	g/人・日	1,134	1,125	1,112	1,097	1,086

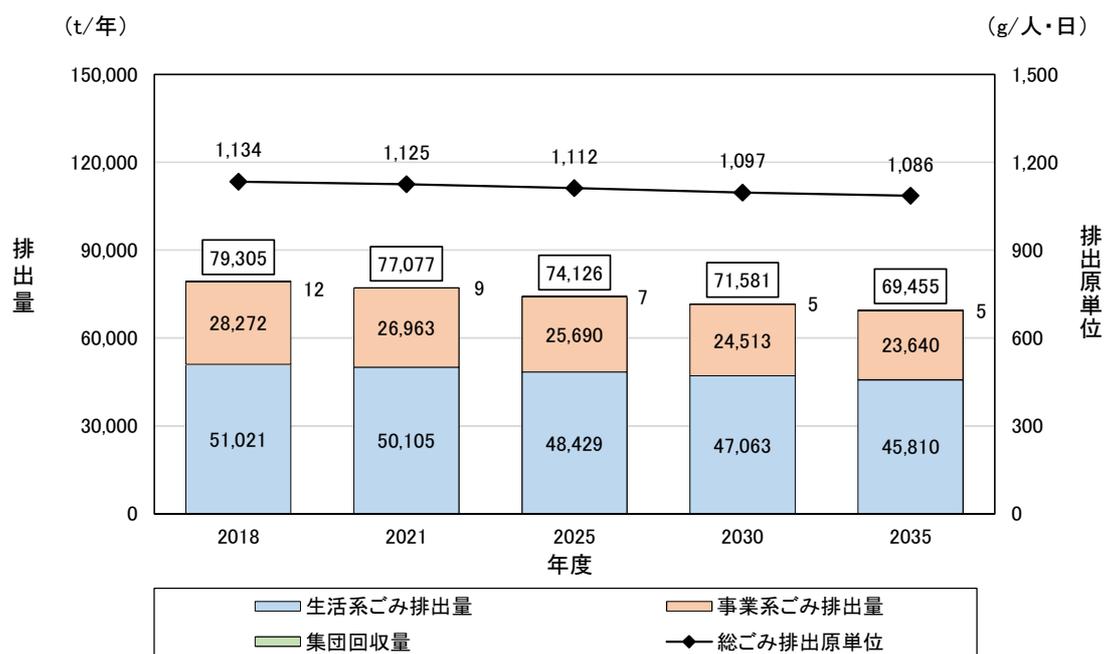


図 48 ごみ排出量の推移（都城・北諸ブロック 計画値）

(2) 都城市

都城市におけるごみ排出量を表 46 及び図 49 に示す。

表 46 ごみ排出量の推移（都城市 計画値）

項目	単位	2018	2021	2025	2030	2035
		H30	R3	R7	R12	R17
人口	人	165,513	162,395	158,237	154,709	151,054
生活系ごみ排出量	t/年	43,923	43,208	41,821	40,574	39,427
事業系ごみ排出量	t/年	26,732	25,428	24,177	23,026	22,173
集団回収量	t/年	—	—	—	—	—
総ごみ排出量	t/年	70,655	68,636	65,998	63,600	61,600
生活系ごみ排出原単位	g/人・日	727	729	724	719	713
事業系ごみ排出原単位	t/日	73	70	66	63	61
集団回収量原単位	g/人・日	—	—	—	—	—
総ごみ排出原単位	g/人・日	1,170	1,158	1,143	1,126	1,114

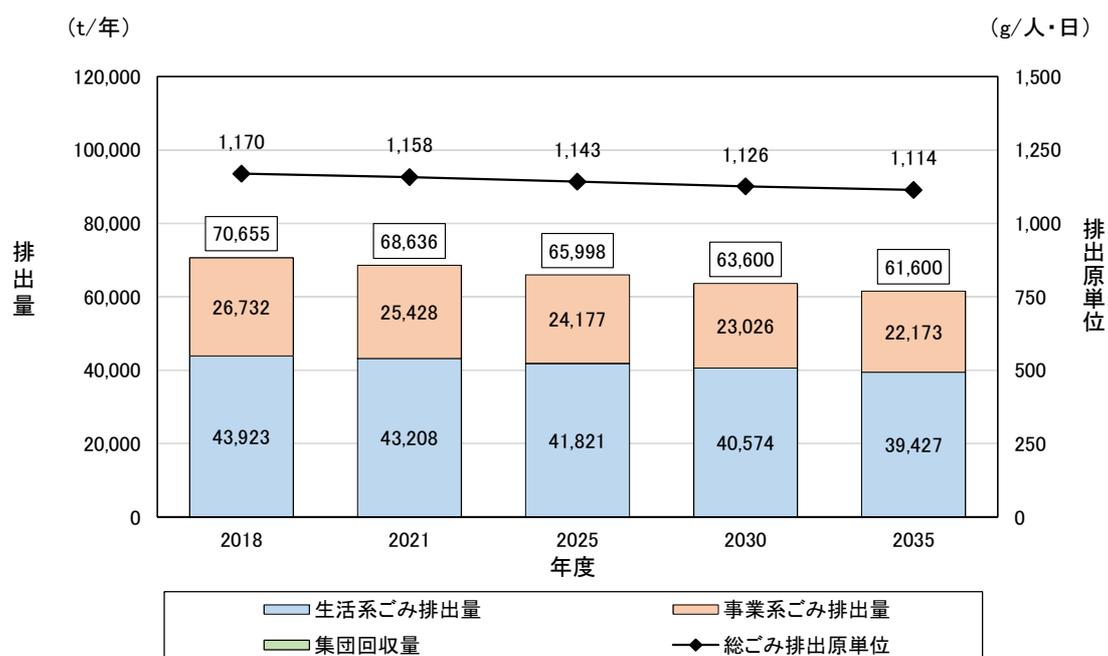


図 49 ごみ排出量の推移（都城市 計画値）

(3) 三股町

三股町におけるごみ排出量を表 47 及び図 50 に示す。

表 47 ごみ排出量の推移（三股町 計画値）

項目	単位	2018	2021	2025	2030	2035
		H30	R3	R7	R12	R17
人口	人	26,029	25,331	24,400	24,104	23,767
生活系ごみ排出量	t/年	7,098	6,897	6,608	6,489	6,383
事業系ごみ排出量	t/年	1,540	1,535	1,513	1,487	1,467
集団回収量	t/年	12	9	7	5	5
総ごみ排出量	t/年	8,650	8,441	8,128	7,981	7,855
生活系ごみ排出原単位	g/人・日	747	746	742	738	734
事業系ごみ排出原単位	t/日	4	4	4	4	4
集団回収量原単位	g/人・日	1	1	1	1	1
総ごみ排出原単位	g/人・日	910	913	913	907	903

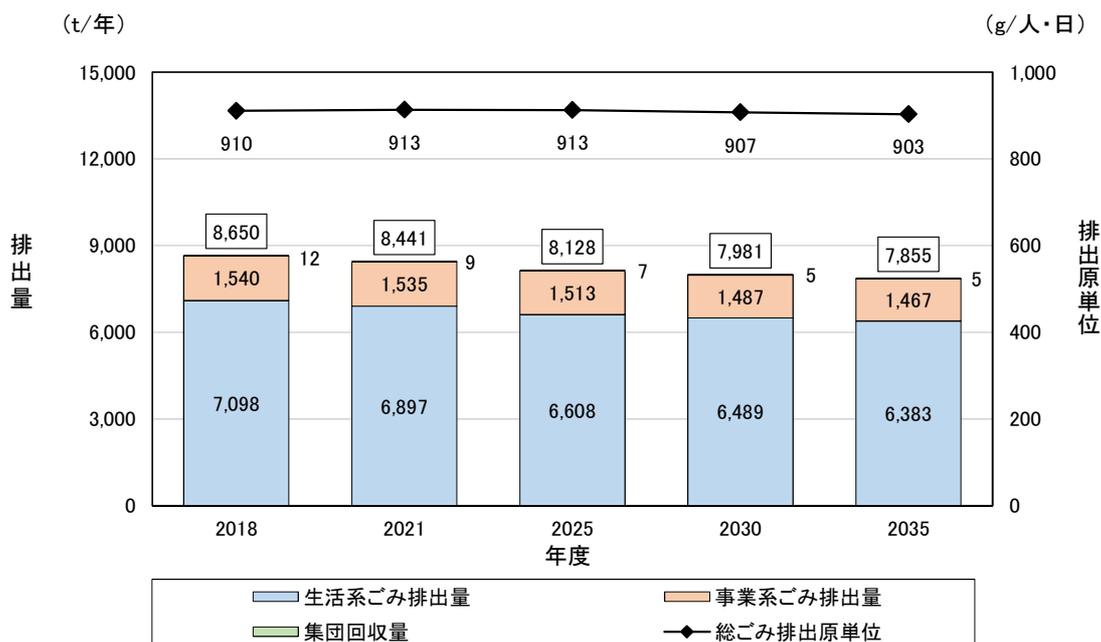


図 50 ごみ排出量の推移（三股町 計画値）

2) 計画ごみ処理量

(1) 中間処理

① 焼却処理量

本地域における焼却処理量の計画値を表 48 及び図 51 に示す。

表 48 本地域の焼却処理量 (計画値)

項目	単位	2018	2021	2025	2030	2035
都城市	t/年	57,753	57,216	55,755	54,320	53,021
可燃ごみ、可燃性粗大ごみ	t/年	55,112	54,613	53,186	51,781	50,505
可燃残渣	t/年	700	663	629	599	576
し尿・し渣	t/年	1,941	1,941	1,941	1,941	1,941
三股町	t/年	7,388	7,226	6,976	6,860	6,757
可燃ごみ、可燃性粗大ごみ	t/年	7,328	7,168	6,921	6,806	6,705
可燃残渣	t/年	60	58	55	54	52
し尿・し渣	t/年	-	-	-	-	-
合 計	t/年	65,141	64,442	62,731	61,180	59,778

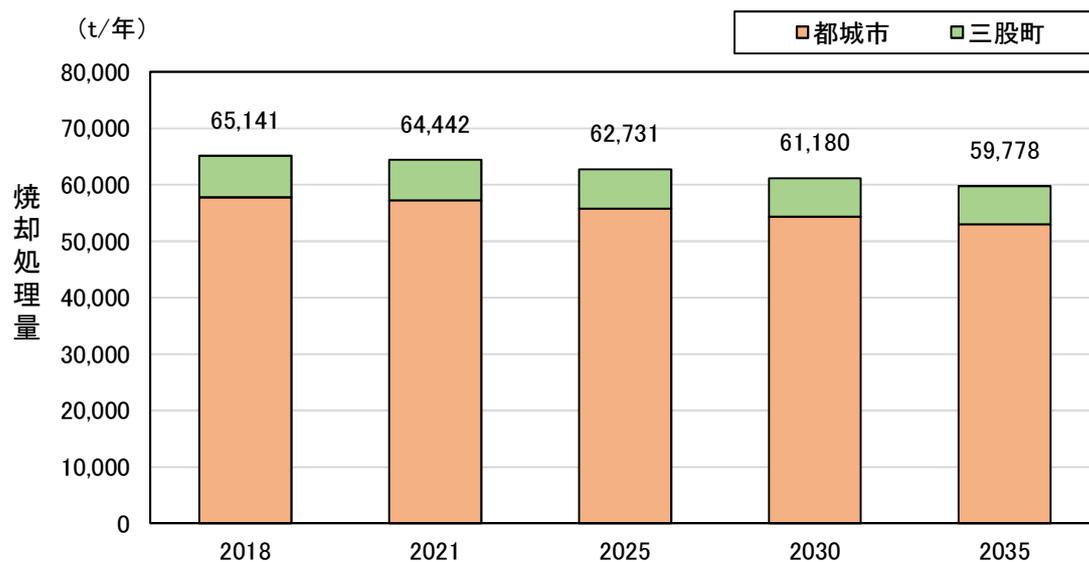


図 51 本地域の焼却処理量 (計画値)

② 破碎・選別処理量

本地域における破碎・選別処理量の計画値を表 49 及び図 52 に示す。

表 49 本地域の破碎・選別処理量（計画値）

項目	単位	2018	2021	2025	2030	2035
都城市	t/年	4,432	4,193	3,977	3,791	3,644
不燃ごみ、不燃性粗大ごみ	t/年	2,703	2,652	2,576	2,502	2,436
資源ごみ [※]	t/年	1,655	1,469	1,331	1,221	1,142
有害ごみ・危険ごみ	t/年	74	72	70	68	66
三股町	t/年	653	636	602	585	571
不燃ごみ、不燃性粗大ごみ	t/年	229	234	222	216	208
資源ごみ [※]	t/年	424	402	380	369	363
有害ごみ・危険ごみ	t/年	0	0	0	0	0
合 計	t/年	5,085	4,829	4,579	4,376	4,215

※処理対象のうち資源ごみについては紙類等の直接資源化されるものは含まない。

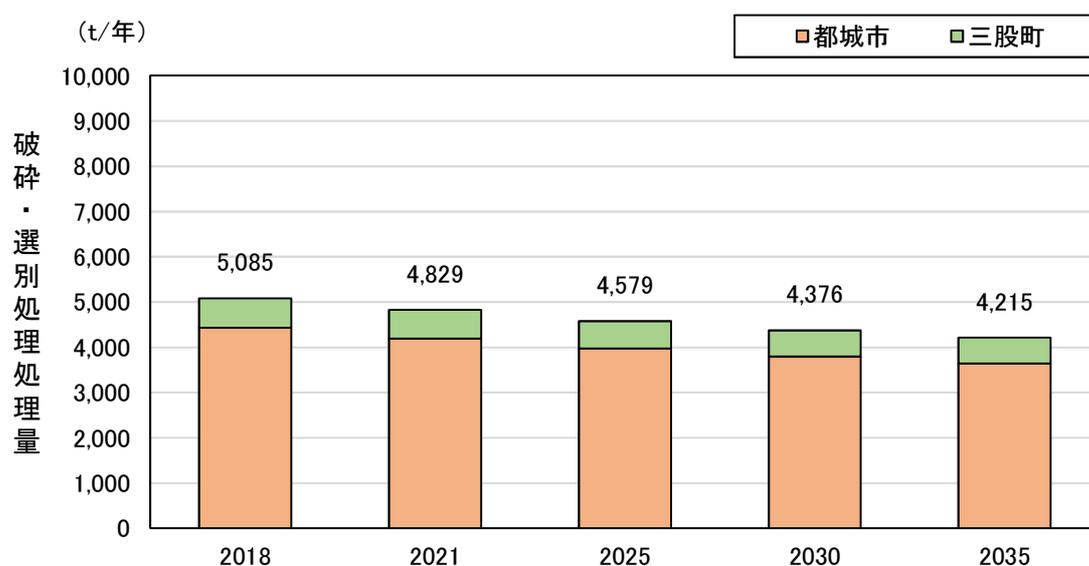


図 52 本地域の破碎・選別処理量（計画値）

(2) 再資源化量

本地域における再資源化量の計画値を表 50 及び図 53 に示す。

表 50 本地域の再資源化量（計画値）

項目	単位	2018	2021	2025	2030	2035
都城市	t/年	14,492	13,227	12,200	11,348	10,722
直接資源化量	t/年	11,925	10,795	9,892	9,146	8,603
処理後資源化量	t/年	2,567	2,432	2,308	2,202	2,119
資源ごみ(缶、びん、ペットボトル等)	t/年	1,632	1,544	1,464	1,396	1,342
缶類	t/年	262	248	235	224	215
びん類	t/年	941	890	844	805	774
ペットボトル	t/年	423	400	380	362	348
白色トレイ	t/年	6	6	5	5	5
有害ごみ(蛍光灯、電池)	t/年	44	42	41	40	39
破碎選別(破碎鉄、アルミ)	t/年	402	381	361	344	331
直接資源化(二級鉄)	t/年	451	427	405	386	371
クリーンセンター資源化	t/年	38	38	37	36	36
紙類	t/年	28	28	27	26	26
再生利用家具、畳等	t/年	10	10	10	10	10
堆肥化	t/年	-	-	-	-	-
集団回収量	t/年	-	-	-	-	-
三股町	t/年	1,092	1,049	993	970	947
直接資源化量	t/年	502	476	450	440	430
処理後資源化量	t/年	578	564	536	525	512
資源ごみ(缶、びん、ペットボトル等)	t/年	356	347	328	320	311
缶類	t/年	62	60	57	56	54
びん類	t/年	164	160	151	147	143
ペットボトル	t/年	127	124	117	114	111
白色トレイ	t/年	3	3	3	3	3
紙類	t/年	-	-	-	-	-
有害ごみ(蛍光灯、電池)	t/年	0	0	0	0	0
破碎選別(破碎鉄、アルミ)	t/年	35	34	32	32	31
破碎鉄	t/年	33	32	30	30	29
アルミ	t/年	2	2	2	2	2
直接資源化(二級鉄)	t/年	41	40	38	37	36
クリーンセンター資源化	t/年	5	5	5	5	5
紙類	t/年	4	4	4	4	4
再生利用家具、畳等	t/年	1	1	1	1	1
堆肥化	t/年	141	138	133	131	129
集団回収量	t/年	12	9	7	5	5
合計	t/年	15,584	14,276	13,193	12,318	11,669
再資源化率	%	19.7%	18.5%	17.8%	17.2%	16.8%
都城市	%	20.5%	19.3%	18.5%	17.8%	17.4%
三股町	%	12.6%	12.4%	12.2%	12.2%	12.1%

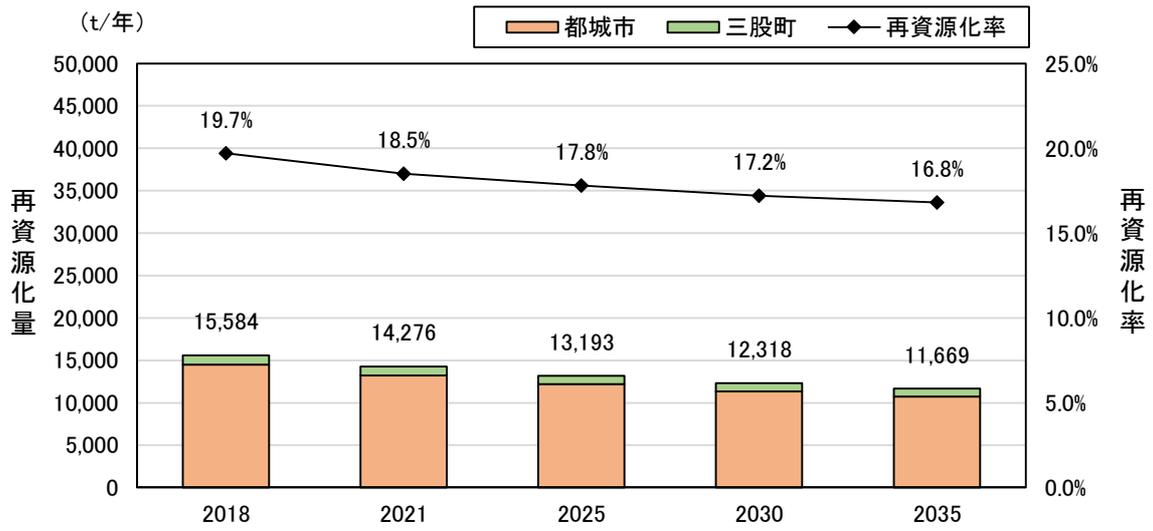


図 53 本地域の再資源化量（計画値）

(3) 最終処分量

本地域における最終処分量の計画値を表 51 及び図 54 に示す。

表 51 本地域の最終処分量 (計画値)

項目	単位	2018	2021	2025	2030	2035
都城市	t/年	9,481	9,349	9,085	8,838	8,615
直接搬入埋立ごみ	t/年	844	829	802	782	761
破碎選別残渣	t/年	844	798	757	722	694
焼却灰・不燃残渣	t/年	7,732	7,661	7,465	7,273	7,099
浄化施設残渣等	t/年	61	61	61	61	61
三股町	t/年	1,135	1,110	1,070	1,050	1,034
直接搬入埋立ごみ	t/年	82	80	77	75	74
破碎選別残渣	t/年	79	77	73	71	69
焼却灰・不燃残渣	t/年	974	953	920	904	891
浄化施設残渣等	t/年	-	-	-	-	-
合計	t/年	10,616	10,459	10,155	9,888	9,649
最終処分率	%	13.4%	13.6%	13.7%	13.8%	13.9%
都城市	%	13.4%	13.6%	13.8%	13.9%	14.0%
三股町	%	13.1%	13.2%	13.2%	13.2%	13.2%

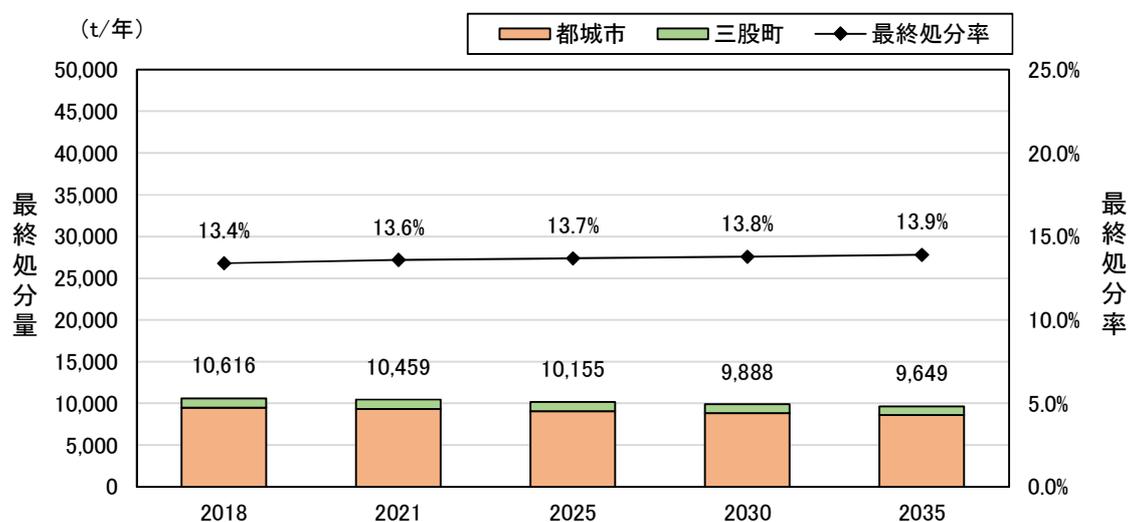


図 54 本地域の最終処分量 (計画値)

3) ごみ処理フロー

(1) 都城市

都城市の計画目標年度（2035年度）における処理フローを図 55 に示す。

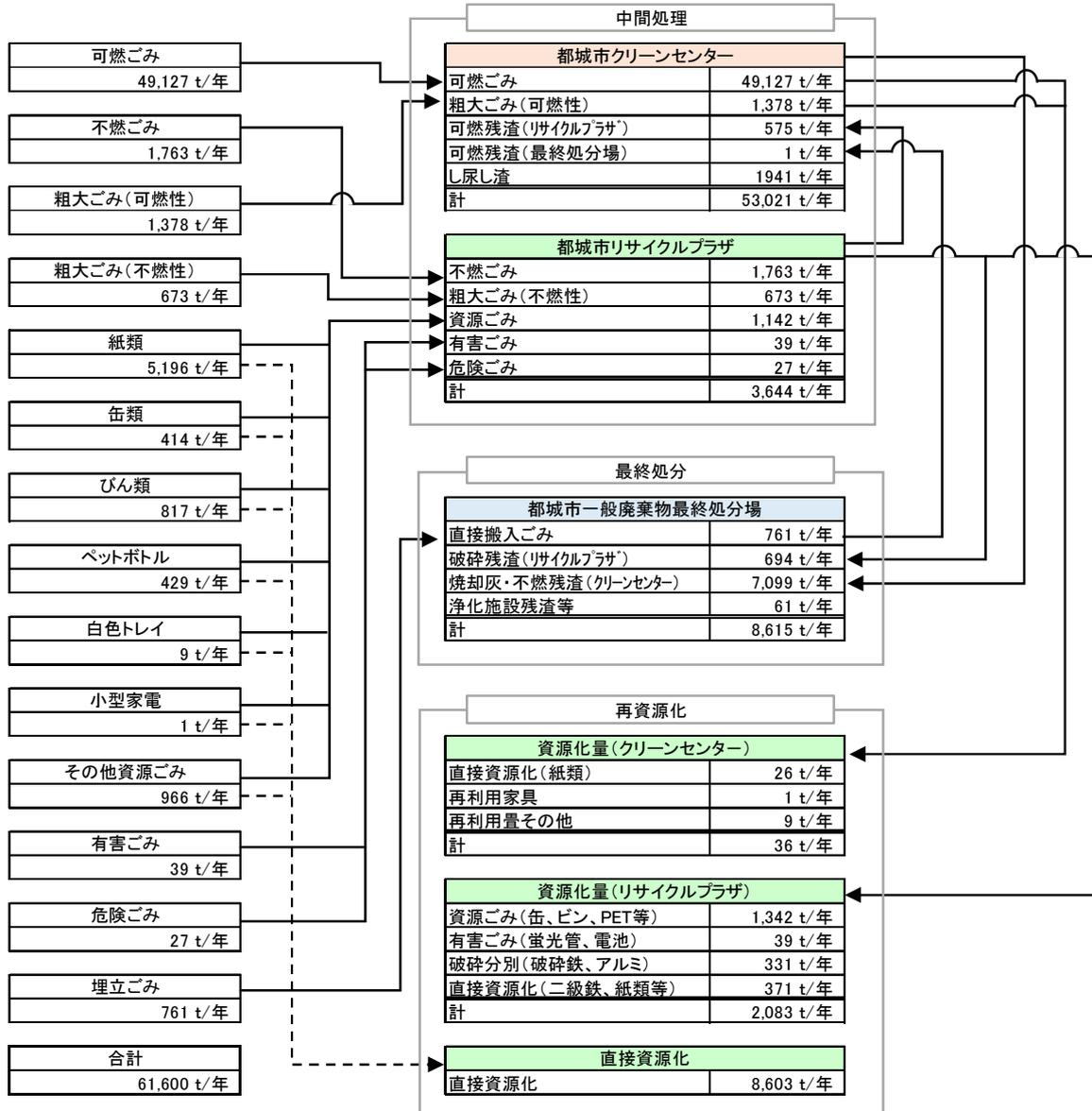


図 55 計画目標年度（2035年度）のごみ処理フロー（都城市）

(2) 三股町

三股町の計画目標年度（2035年度）における処理フローを図 56 に示す。

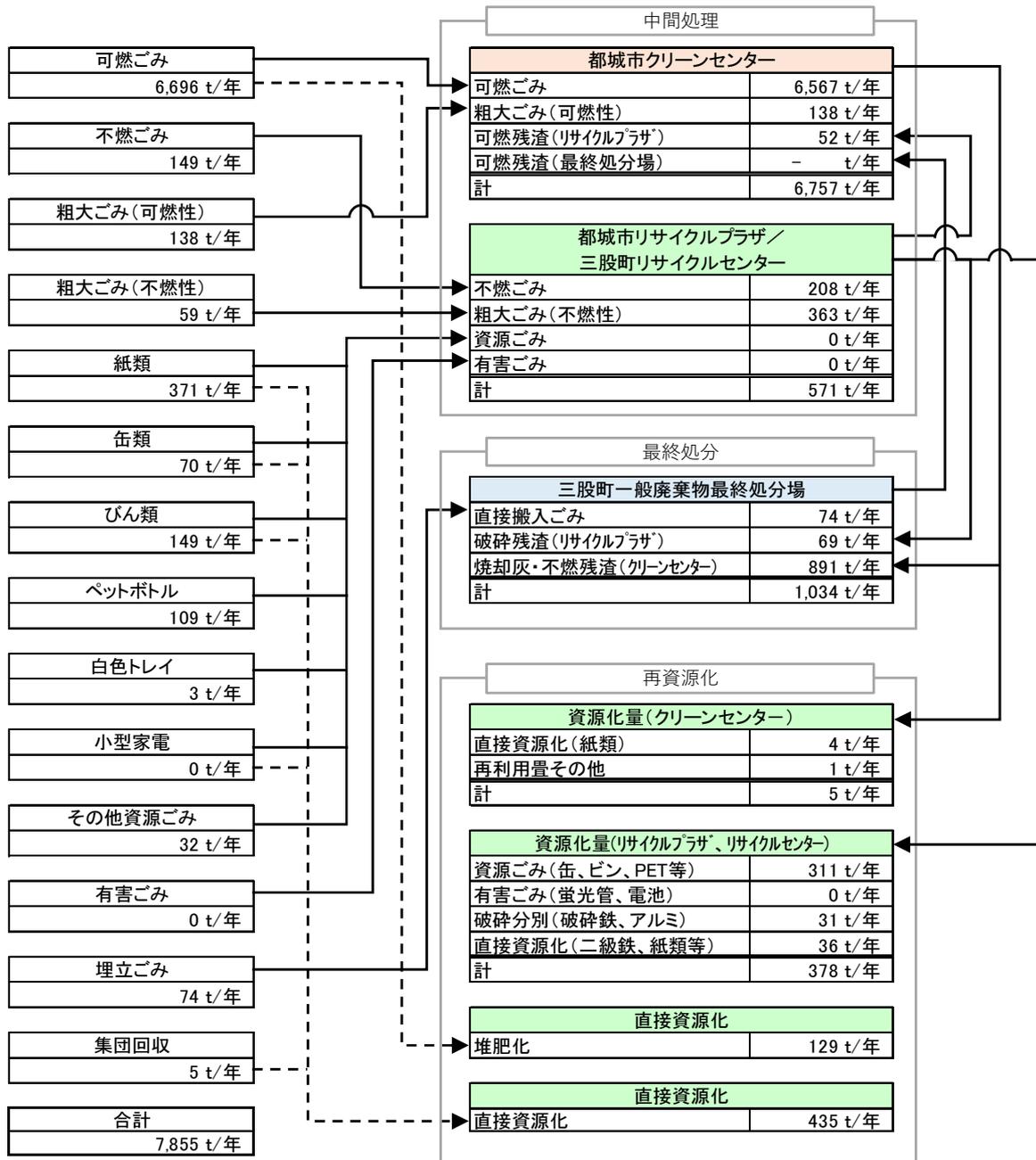


図 56 計画目標年度（2035年度）のごみ処理フロー（三股町）

5 ごみ発生・排出抑制の方策

ごみの排出抑制及び資源化を推進するためには、「循環型社会形成推進基本法」にも示されているように行政、住民及び排出事業者等がひとつとなって、自主的にごみを出さないライフスタイルや生産・流通活動を推進するようなシステム構築が必要である。

排出者責任制度の必要性と住民に対する適切な情報提供を行い、3者が一体となって「循環型社会」を構築するために次の項目を目標とする。

<本地域の基本方針>

- ◆ 住民、排出事業者、行政等がそれぞれの役割を確立し、それぞれが主体となって廃棄物の減量化・資源化に取り組む。
- ◆ 住民、排出事業者、行政が互いに協力しあえる体制づくりを目指す。
- ◆ 住民へのごみ減量化への啓発を積極的に行っていく。
- ◆ 住民によるリサイクル活動の場所を提供する。

1) 行政における方策

地域における4R運動の浸透と定着を促すため、広報・啓発活動の強化に努めるとともに、情報の把握に基づきごみの減量及び再利用、廃棄物の適正処理に関する施策を講じていく。

また、住民や排出事業者との一層の連携を図り、地域の目標とする循環型社会の構築、快適な生活環境の保全に努める。

(1) 住民への情報提供、普及啓発の推進

4R運動の普及に関する活動を推進するため、広報やパンフレット、ポスター等を利用し、廃棄物の減量に関する情報（生ごみの水切り、3010運動の推進、マイバッグ推進など）を発信する。

また、都城市リサイクルプラザをリサイクル活動の拠点として利活用を図りながら、リサイクルの体験講座・体験学習、施設見学、イベントやキャンペーン及びその他の催しを実施し、地域における4R運動の普及啓発を実践していく。

(2) 資源回収等の推進

資源回収に関する住民活動としては、自治会等の団体が行う回収、学校リサイクル資源回収事業及びフリーマーケット等の地域のリサイクル事業がある。これらの活動を一層広めるため、住民による資源回収の取り組みを支援し、活動の推進を図る。

(3) 排出事業者及び処理業者への指導

排出事業者及び処理業者には排出責任や自己処理を徹底し、事業系一般廃棄物の排出抑制、再資源化及び適正処理の推進を図る。

また、事業者が自ら実施するごみ減量化、資源回収、店頭回収及び4R運動等への取り組み

を指導する。特に多量排出者業者には減量計画書の提出を求めるなど排出抑制に向けた指導を実施する。

(4) 分別排出に関する指導

可燃ごみや不燃ごみにおいて、不適切な排出がされているごみ袋には警告シールを貼付して集積所に残置し、正しい分別排出について市民に啓発する。

(5) 拠点回収の利用促進

拠点回収を実施している品目は、住民が利用しやすい回収場所の検討を進めるとともに、回収場所の情報を広く住民に周知する。

(6) ごみの排出抑制等と再生品等の購入・調達の促進

庁舎や公共施設でのごみの排出抑制、分別排出の徹底はもちろんのこと、事務用品等においては、エコマーク、グリーンマーク及び再生紙使用マークのある製品等の環境に優しい物品の使用に努める。

2) 住民における方策

日常生活の中でのごみを出さない工夫を実行し、地域における資源回収やリサイクル活動への積極的な参加、分別排出の徹底を図る。

(1) ごみを出さないライフスタイルの実践

可能なかぎり、“ムリ”“ムダ”の無い消費、修理・再利用等による製品の長期間利用に心がけ、ごみを出さないライフスタイルの実践に努める。

(2) 過剰包装の自粛（マイバックの推進）

買い物袋等のごみを減らす観点から、買い物際にはマイバック（買い物かご又は袋）を持参し、贈り物等の際にも簡易包装に心がけ、過剰包装の自粛に努める。

(3) 再生品や詰替え製品の使用促進、使い捨て品の使用抑制

再生品又は再資源化された材料を使用した製品や詰替えの行える製品の使用に心がけるとともに、使い捨て品の使用抑制に努める。

(4) 生ごみの排出抑制と堆肥化

生ごみは重量ベースで、燃やせるごみの1～2割を占めており、水切りによる生ごみ中の水分排除、食べ残しや食料品屑等を減らし生ごみの排出抑制に努める。

家庭で排出される生ごみについては各家庭において堆肥化し、ガーデニングや家庭菜園等への利用に努める。三股町においては生ごみ減量活動の一環として、コンポスト容器の貸出や電動式生ごみ処理機の購入補助、ガーデニング教室を開催しており、これらについては継続して実施していく。

また、飲食店における 3010 運動[※]等を励行し、食品ロスの削減に努める。

※ 宴会等において開始後 30 分と終了前 10 分を離席せず食事を楽しむ運動のこと。

(5) 地域の再資源化活動の促進

地域において実施している資源回収、フリーマーケット及びバザーを積極的に利用する。

(6) 分別排出の徹底とごみ集積場の管理

ごみの適正処理及び資源回収を効率的に実施するため、分別排出の徹底、ごみの排出マナーの遵守及びごみ集積場（ステーション）の維持管理に努める。

3) 事業者における方策

排出事業者は、廃棄物処理法第 3 条に「事業活動に伴って生じるごみの排出抑制、再利用等によりその減量に努めるとともに、ごみの減量その他その適正な処理の確保等に関し、国及び地方公共団体の施策に協力する責務を有すること」とされていることから、製造・流通・販売の段階における、ごみの排出抑制方法は次のとおりとする。

(1) 廃棄物の減量

事業活動に伴って排出する廃棄物を削減し極力ごみを出さない事業活動の実践に努める。

(2) 廃棄物の分別、再使用及び再資源化の推進

事業活動に伴い排出した廃棄物の分別徹底を図り、その再使用及び再資源化に努める。

(3) 事業系廃棄物の処理責任

事業活動に伴い排出した廃棄物の処理にあたっては、自らの責任において適正に処理する義務があることを認識し、実践していくものとする。また、ごみ処理を委託する場合においても、同等の義務を負う。

(4) ごみの排出抑制や再資源化に配慮した製品の製造・販売

事業者はライフサイクルに配慮し、ごみになりやすく、リサイクルを行いやすい製品、再生品又は再資源化された材料を利用した製品の設計・製造・販売に努める。

(5) 流通包装材の削減と自主回収や再資源化の推進

製品等の流通において必要な包装材の削減を図り、リサイクルを行いやすい材質及び構造をした包装材の使用に努める。

(6) 事業所における再生品等の使用促進

事業所が使用する事務用品等においては、エコマーク、グリーンマーク及び再生紙使用マークのある製品等の環境に優しい物品の使用に努める。

(7) 過剰包装の自粛

商品の過剰な包装を避け、令和2年7月から施行されたプラスチック製レジ袋有料化に伴ってマイバッグ利用の推進を図り、容器包装の排出削減を実践する。

6 ごみの適正処理に関する基本的事項

1) 収集・運搬計画

(1) 収集・運搬に関する実施主体について

本地域における「収集・運搬」は、都城市及び三股町がそれぞれの行政区域内で行う。

(2) 計画収集区域

本地域の計画収集区域は、都城市の行政区域と三股町の行政区域とする。

(3) 分別区分

ごみの種類及び分別区分については、表 52 に示すとおり、現況の分別区分を継続するものとする。

表 52 分別区分（再掲）

本計画の区分		都城市	三股町
可燃ごみ		燃やせるごみ	燃えるごみ
不燃ごみ		燃やせないごみ	燃えないごみ
粗大ごみ	可燃性粗大ごみ 不燃性粗大ごみ	粗大ごみ	可燃性粗大ごみ 不燃性粗大ごみ
資源ごみ	缶類 びん類 ペットボトル 白色トレイ 紙類(新聞紙、段ボール、雑誌、紙パック、その他の紙類) 小型家電	空缶類 びん類 ペットボトル 白色トレイ 紙類(新聞紙、牛乳パック、ダンボール、雑誌類)	カン類 びん類 ペットボトル 白色トレイ 紙類(新聞紙・チラシ・雑誌・段ボール・紙パック)
有害ごみ	蛍光灯 乾電池	蛍光灯 アルカリ電池、マンガン電池	乾電池
危険ごみ	使い捨てライター カセットボンベ	ガスライター カセットボンベ・スプレー缶	使い捨てライター カセットボンベ・スプレー缶

2) 収集・運搬に関する計画

ごみの収集・運搬は、適正処理及び再資源化を図るうえで、重要な段階であり、ごみの排出者の理解と協力を得ながら、住民サービスの向上を目指し、ごみの排出形態や分別排出の徹底、ごみの集積所（ステーション）管理の適正化等を図っていく。

① ごみ分別の指導強化

ごみの分別は、中間処理段階におけるごみの適正処理及び資源物の回収率に影響を及ぼすため、啓発活動及び指導の強化に努める。

② ごみ集積所（ステーション）管理の適正化

ごみ集積所（ステーション）の悪臭等の発生は、近隣の民家や周辺住民に多大な迷惑を及

ぼす。これらは、ごみの排出者におけるマナーや意識に関する課題であり、管理の適正化を図っていく。

③ 収集・運搬における衛生及び安全管理

収集・運搬中におけるごみの落下や汚水の散乱等が生じないように、衛生管理に十分注意する。また、作業時における事故や怪我、火災の発生等が無いように、積込作業時におけるごみの確認、安全確認、交通安全に努め、事故防止を図っていく。また、ごみの収集・運搬業務を委託する場合においても同様の指導を行う。

④ 高齢者家庭等における排出補助、収集方法の検討

本地域においては今後、高齢化によりごみ集積所までの排出が困難となる家庭が増加することが懸念される。これらの家庭においてはごみの排出補助や戸別収集の実施等を検討し、住民サービスの向上を図っていく。

3) 中間処理計画

都城市クリーンセンター、都城市リサイクルプラザ、三股町リサイクルセンターの効果的・計画的な運用に努め、引き続き適正処理を継続していく。

(1) 中間処理に関する実施主体について

本地域における「中間処理」は、都城市が実施主体となり、中間処理施設の設置及び管理・運営を行い、三股町分についても都城市で委託処理を行う。

(2) 中間処理を行うごみの種類と分別区分

本地域で稼働している中間処理施設としては、都城市クリーンセンター、都城市リサイクルプラザ及び三股町リサイクルセンターがある。各ごみの中間処理方法を表 53 に示す。

表 53 分別区分と中間処理方法

項目	処理方法	処理施設等	
可燃ごみ	焼却	都城市クリーンセンター	
不燃ごみ	破碎・選別	都城市リサイクルプラザ	
粗大ごみ(可燃性)	破碎・焼却 (又はリサイクル)	都城市クリーンセンター (都城市リサイクルプラザ)	
粗大ごみ(不燃性)	破碎・選別 (又はリサイクル)	都城市リサイクルプラザ	
資源ごみ	紙類	保管	資源化業者引渡
	缶類	選別・圧縮	都城市リサイクルプラザ 三股町リサイクルセンター
	びん類	選別	都城市リサイクルプラザ 三股町リサイクルセンター
	ペットボトル	選別・圧縮・梱包	都城市リサイクルプラザ 三股町リサイクルセンター
	白色トレイ	選別・梱包	都城市リサイクルプラザ 三股町リサイクルセンター
	小型家電	保管	資源化業者引渡
	その他資源ごみ	選別	都城市リサイクルプラザ 三股町リサイクルセンター
有害ごみ	保管	都城市リサイクルプラザ 三股町リサイクルセンター	
危険ごみ	保管	都城市リサイクルプラザ	
中間処理後可燃性残渣	焼却	都城市クリーンセンター	

(3) 中間処理に関する計画

ごみの中間処理施設の適正な管理・運営を行い、ごみの適正処理、再資源化を図っていく。

① リサイクルプラザの利活用

都城市リサイクルプラザでは、燃やせないごみ、不燃性粗大ごみ等の破碎選別処理を行い、鉄・アルミの資源化に努める。また、リサイクル活動の拠点として、さいせい館の有効な利活用の促進を図り、4R運動の啓発活動を実践していく。

② 施設の適正な維持管理

都城市クリーンセンター及び都城市リサイクルプラザにおいては、適正な管理・運営を図り、生活環境の保全に努める。また、施設の安全性等に対する住民の認識と理解を深めるために、情報公開を一層進めていく。

4) 最終処分計画

(1) 最終処分に関する実施主体について

本地域における「最終処分」は、都城市及び三股町がそれぞれに最終処分場を保有する最終処分場の管理・運営を行っていく。

(2) 最終処分を行うごみの種類と区分

最終処分を行う廃棄物は表 54 のとおりである。

表 54 最終処分を行う廃棄物

項目	処理方法	処理施設等
埋立ごみ	埋立	都城市一般廃棄物最終処分場 都城市高崎一般廃棄物最終処分場 三股町一般廃棄物最終処分場
焼却残渣(焼却灰、飛灰)	埋立	都城市一般廃棄物最終処分場 都城市高崎一般廃棄物最終処分場 三股町一般廃棄物最終処分場
中間処理後不燃性残渣	埋立	都城市一般廃棄物最終処分場 都城市高崎一般廃棄物最終処分場 三股町一般廃棄物最終処分場
下水道浄化施設残渣	埋立	都城市一般廃棄物最終処分場 都城市高崎一般廃棄物最終処分場

(3) 最終処分に関する計画

最終処分場においては、適正な維持管理を図るとともに、埋立処分量の削減に努める。

① 最終処分場の適正な維持管理

最終処分場においては、適正に維持管理していくことが重要である。特に、飛散防止設備

やしゃ水設備等の点検、整備を行い、浸出水処理施設における維持管理、覆土の実施、残余容量の把握等、定められた基準にしたがい、最終処分場の維持管理に努めていく。

② 環境監視（モニタリング）の実施

最終処分場の維持管理の一環として、定期的に浸出水処理施設から放流される水質の検査、地下水水質検査等の環境監視（モニタリング）を継続して実施していく。また、施設の安全性等に対する住民の認識と理解を深めるために、情報公開を一層進めていく。

③ 最終処分場の計画

都城市は、2019年度現在において嵩上げ工事を行っている都城市一般廃棄物最終処分場（第2期）において埋立を継続し、埋立が完了次第、2023年度（令和5年度）に竣工予定の都城市一般廃棄物最終処分場（第3期）にて引き続き埋立を行う計画とする

三股町一般廃棄物最終処分場の2018年度（平成30年度）における残余容量は30,099 m³であり、残余年数は約26年と予測されることから、当面は現施設を適正に管理しながら、埋立を継続していくものとする。

7 その他の施策

1) 災害時の廃棄物処理に関する対応

本地域では都城市及び三股町においてそれぞれ災害廃棄物処理計画を2017年（平成29年）に策定したところである。

現行の災害廃棄物処理計画に基づき、災害発生時に迅速な体制整備及び対応ができるよう、通常時から関係する部署や近隣自治体及び民間事業者との協力体制の構築を進めていく。

2) 不法投棄対策

地域と一体となった普及啓発により、不法投棄防止に取組み、必要な施策を検討していく。また、監視体制を強化し、不法投棄の未然防止や早期発見を図っていく。